

◎ねんねんぼろろこ、さいろこや、酒屋の神さん子が無うて、廿日鼠を抱き占めて、猫よ守せよ、機嫌これ、それが否なら嫁入せよ、嫁入道具は何々ぞ、たんすに長持挾箱ねんねんねんねんぼろろん。

◎寝たらおつかさんに連れていぬ、起きたら、おかめが取つてかむ、ねん／＼ぼろろん、ぼろろんや。

◎ねん／＼かつちりお亀の子、お亀のおばちに糸つけて、ゑんやら／＼引くときは、翁さんも媪さんも出て見よ、ねんねん／＼ぼろろんや。

◎かちかち山のお兎は、何故にお耳が長いぞ、枇杷の葉を澤山食べ、それで耳が長いぞ。

□手鞠唄

◎向ふ藪で竹きる誰ぞ、誰ぢや御座らぬ吉左で御座る、今の若竹伐るではないが、伐つて晒してお籠にあんで、お籠めぐりに、梅の木を植えて、梅は咲く／＼櫻は枯れる、今度出来た子が女の子なら、撮み殺して南無阿彌陀佛、今度出来た子が男の子なら、寺へさ、げて手習ひさせて、筆は巻筆硯は下り、下りながらもわろしたち。

◎宮の姉さん八十歳で嫁入り、白髪頭へ簪さして、町を通れば小供が笑ふ、小供笑ふな縁ぢやもの。

◎鳥の頸はねじれたやうだ、一のけ二のけ三のけ櫻五葉の松、柳、柳のしんに、ひよよひよよと啼くは鶺鴒鳥、追手通か、かうて通りか、小判小次郎呼びよせて、拜ませ候、参らせ候トドメテ、トドメテ先づ一たい貸しました。

◎あんな向で、ちら／＼するは、月かほしか、ほしたるか、螢なればお手にとりませう、お月様なら拜みませう、さあ拜みませう、まづ一たいかしました。

◎おん正々お正月、松立て、竹立て、小供のよろこぶお正月、旦那の嫌いな大晦日、一夜あければ元日で年始の御祝儀申します、お煙草盆、吸物等早うもて来い、一や二や三や四や五や六や七や八や九十、とうから起きたお芋屋さんお芋一升いくらかえ、二十四文で御座います、もちとまからか、ちやがからかへ、お前の事ならまけてやる、庖丁、俎出しかけて頭を切るのが八ッ頭、髻つぼ切るのがどうのいも先づ一たい貸しました。

□祝宴の時の唄

◎目出度一なる、目出度の若松様は、アヨイサ／＼、末は鶴亀五葉の松。

◎この一なる、旦那さんは四十二と見ゆる、アヨイサ／＼、門にや門松、内にや五三七飾る。アヨイサ／＼廻る銚子の目出度さよ、シヨウガエ。

◎さすぞ一なる、杯にごんごさあすぞ、アヨイヨイ、うけてこぼすな、露程もシヨウガエ。

◎この一なり系、小庭に井戸まさすゑて、アヨイヨイ、井戸のな、まさ石しや一ぶや小判、アヨイサヨイサ、水が湧かずに金がわくシヨウガエ。

◎ためたしなしえ、たしめた鯛をたしあめた、アヨイヨイ、今朝もためたに、またためたシヨウガエ。

◎目出度くが、三つ重りて、アヨイサノ末は鶴亀五葉の松シヨウガエ。

或は左の如くも唄ふといふ

◎目出度くが三つ重れば鶴が御門に巢をかける。

□羽つき唄

◎ひとよに、ふたよ、三よに、四よに、五よに、六さし七ンのやくし、九コノやしや十よ。

◎ひとよに二たよ三よに四よに、五つ来てみても七この帯を矢の字に締めてこの前を通る。

□亥子唄

◎お大黒のた庭、一に俵ふまへて、二につこり笑うて、三に酒作つて、四つ世の中よい様に、五ついつもの如くに、六つ無病息災に、七つ何事ないやうに、八つ屋敷をひろめたて九つ小倉を建てそめて、十でとつて收めた。

□童謡

◎雪やこんこ、霰やこんこ、お寺の垣の木へ雪やとまりこんこ。

◎おう寒むこ寒む、こ寒の鼻は酒に酔うてねどる。

◎螢来い〜、あつちの乳は苦いぞ、こつちの乳は甘いぞ。

◎せつせつせ、向ふ鳥山には鶯が一羽ね。あいつさしてやろと竿さしもごすね、一で橋、二で杜若よ、三で下り藤、四で獅子牡丹ね、五つ伊山の千本櫻ね、六つ紫色よく染んだね（或は六つ紫桔梗の花よね）七つ南天、八つ山吹よね、九つ小梅にちらしをかけてね（或は九つ小梅をちらしに染めてね）十で殿さん葵の御紋ね。

◎キキ木下藤吉秀吉はワワ若い時に辛棒してテテ手前に女房を取り納めメメ飯の上にかづ一ちようチヨウチヨウ朝鮮征伐太閤記キキ木下……………

□機織唄

◎頼みますぞや、たなばた様に、ごうぞ此の糸、切れぬやうに。

◎落ちる投梭も、もつれる糸も、主の手前を思うてくれ。

◎よつに萎れる朝顔でさへ、垣にもたれて思案する。

◎私ごあなたは藍桔梗の花よ、親に知れたら蘭の花。

◎何をくよ〜川端柳、水の流を見てくらす。

◎わしが鳥ならあの家の屋根でこがれなく聲きかしたい。

◎熱や苦しや手拭ほしや、襟の浴衣の切はしや。

◎色の黒いのには白粉つけて、春の焼山しどれ雪。

◎麥打ち歌

◎歌の上手は姫路の御家中、そこで殿様うたのかみ。

◎盆にや牡丹もち、ひがんにや團子五月ごろにはまきの餅。

◎私の心と北山時雨、曇りない身は晴れて来る。

□船唄

△御座船唄

宇和島の船歌は有名なるものにて、昔奥州仙臺藩主は食祿を與へ、漁夫數名を宇和島より聘して、松島灣頭月明の夜に唄ひあかさしめたる事もありと、今宇和島藩主乗船の時唄ひしもの

△歌枕

◎山がらが、山がういこて里に出で、里で里でさゝれて山戀し。

◎住吉のすみに雀が巢をかけて、さこそ雀はすみよからう、さこそ雀はすみよからう。

◎日の本や東を照す、二葉の松をりそへて、千代のはじめは千代の始めよ。

◎あめが下、みなうるはひて、二葉の松をりそへて千代のはじめは千代のはじめよ。

◎さかの櫻は、散るか、散らぬやら、みたかなう、ちるやらちらぬやら嵐こそ知れ。

◎おり添へて、花も櫻川、みなかみ清き、流れに浮かむ花すくはん、流るゝ花をすくはひ、苦をしきねのかち枕、幾世明石のうら漕く船もつかれ、こがれこがれて見るたびに、色まさり行く秋の夜の月。

◎窓におとすしの竹も、靡くも知れぬ、靡かぬもな、知れぬ間の文のうち、見ねば見たし、見れば、思のますかぢみ、落ちぬるはつれなますかぢみ。

◎とくさかりねのそのはらや、サウ、ふせやにふせばかけはしの、とんころとろと渡るに、夢の寢覺のそこよ、姨捨山の月さつさ、月の夕に宿からん。

◎戀は信濃のそのはらや、サウ、ふせやにふせばかけはしの、とんころとろと渡るに寢覺の床よ、姨捨山のさつさ、月の夕に宿からん。

◎さかひはまべで、鹽くむ濱のかづらとで、笠さらりと鹽屋の煙、たちふりまでもしほらしや。

◎須磨の濱邊で、鹽くむ濱のかづら袖、笠さらさらと鹽屋の煙、たちふりまでもしほらしや。
◎しよしやの櫻も何かせん、そなた思へばしかまのちぢ、雨ふる夜も風の夜も、つたの細い

- の磯邊の道も、寒き嵐ぞ身にしまんイヤハンサクカノン。
- ◎室の港に棹さして、江島が崎に、うかれく〜て遊ぶ船イヤハンサクカノン。
- ◎笠を忘れた、イヤノン、駿河の茶屋に、空が曇れば思ひ出す、ノン。
- ◎聲はすれども、イヤ姿は見ぬ、さまを深野の、イヤきりぎりす。
- ◎もかさおはまで見た女郎、見た女郎をすて、戀せばかなをかの。
- ◎さごとるちとは筋向、筋々橋をかきよやれ船橋を。

△小 督

◎男鹿なく、此の山里と詠じけん、嵯峨のあたりの秋の頃、エイ、千草の花も様々に、虫のうらみに深き夜の、月に松虫招くは尾花、エイ、萩には露の玉虫やア、そよぐ萩虫響虫、エイ、島根につれて仲國がアイ寮の御馬給はりて、宿直姿の藤袴、エイ、尋ぬる人の面影に、エイ、たつ薄ウ、薄の女郎花、夫れかあらぬか幻の、エイ、蓬か島根尋ねぬび、エイヤヨ〜コノサン、駒ひきとむるさゝのくま、エイ、やすらふ蔭の松風に、かよふ瓜音妻戀の、エイ、音による鹿にあらぬごも、昔覺ゆる笛竹や、合すしらべのまかひなき、聲をしるべに慕ひよる、エイ、嵯峨野の奥の片折戸、イヤサン、想夫戀の唱歌は比翼の翅の、エイ、雲井を慕ひ、サン、盤涉調のしらべは、松の連理の枝に通ふ、エイ、小督の局世を恣ぶ、エイ、住家も翌日は大

原に、かへらん姿の名残とて、夜半にてならず妻琴の、エイ、岩をこす思ひせきかねて、エイ、涙に袖をかしの葉や、エイ、人目もいかが菖蒲かた、糸の色音をしるべにて、エイ、さし入る月の雲井より、エイ、御使に参りしと、エイ、かしこき君が野邊の遠方わけきつゝ露の玉章さしよする、エイ、妻戸のはしの縁の綱、エイ、またひき結ぶ御返り事、添へて給はるいつゝ衣、エイ、きぬぎぬ送る程もなく、エイ、迎ひの車奉り、エイ、昔にかへる百敷や〜、千代の契りの松の言の葉。

△神 崎

- ◎さまが船かや神崎沖に、ノウノン、からすがくれにヤン帆が見ゆる。
- ◎富士のすそ野の一本薄ノウノン、いつか穂にで、ヤンマン乱れ逢ふ。

△だ ん べ

- ◎やれやれやれ、さいても〜、なかんか花はやれ、開いても、ノウホンヨウホン、やれ見にそりやはんさいて〜ならぬはあだ花ハイヨノヨコノ花よな。
- ◎ゑいや一谷の、松のそのこの落葉の下に、ホイホイ、獨りこのこしゆんれ、エ、かの、ホンヨホウやれあし、ソリヤハン、あしはやウレ、ゑいさらゑいさらはん、サンやらいてのんゑいゑいこのイヨコノゑい。

- ◎やれやれく、一條下りて二條の堀川三條の川原でな布かあの、イヨコノちからをひな。
 ◎おれはあわのもの鳴門をけさ出して、ならぬかやれやまさりやはん鳴門はんサン思へば。
 ◎やれくく、こがれてく、思ひあまりに書く玉章、筆も思ひにすぶがれて、ホイホイかくそれいとまそりやはん手にはくどまるまい、ナなまなかにイヨコノ夜ナウ、
 ◎京の島原へちよいといたりや、數のしやどもめが、袖や裾にしやはりついの、のきやれはなしやれ帯の切れたは結びもなるかよう、かねのきれたはゑとへいきのもとひしやこのあつさかふにはちよいとしやうこの是もやれ手にはやれゑいさうゑいさらはんサンとるまひのんゑいるこの。
 ◎山では谷やい、谷底のかんか芝の、ヤレ庵ものうそりやはん都々なれども、旅かくはうい、ういよな。
 ◎ゑひやしよゑんの裏のしよゑんの小松の小松にナウ、百舌がどまりてきりやども、かんなくよどりなくまい、イ、かのそりやはんなひて、なひてないて後には。
 ◎やれくく播磨のここの鹽濱を、一里やれ沖なるとりあけ小島見れば申すそふなをの、ろりやはんサンなれてやれ、ういもなしのんゑいゑいこのいよこのゑいまたん。
 ◎みやまが奥なるたふふるふるくいのきりくひじやと、ハヨナもとは末では蕨がまいたよな、

- モシモヨ風吹かば、風にこのしなはさやれたへそりやはん、風に風にしなはさむすを水に。
 ◎川では川上なる山城、大和川、昔由來からのヤレ川なれば、行けども取れども渡りやしよろくく小川よの蘆の其下小石小砂、ヤレコロリント流れ苔おちたる其川下はの、よご川しやのそりやはんサン深きヤレゑいさらゑいさらはん、思ひはのんゑいこの。
 △か す り
 ◎めでんたのまたのゑい、むだはん葉も、さかん葉もゑいく茂る。
 ◎京で大佛、三十三間堂ならびに豊國、祇園清水八坂の前の、茶屋がらちにも、さいつさくれつしやんたらもんたら、福德貧つるへんさい、天の中にもこんさりもろするか、よければまたのゑいよ。
 ◎岡山女郎所やれや小松様か、そへ綱つけつりはそつちへゑいやれひりはこつちへちつともろつとも、ついてはなびきやるまいかの、ゑたはんひくによべ。
 ◎橋の上から文取落した、文は流れる思は沈む、戀は流るゝになかゝんこれをやれ、暇の手にさらさいこのとるまひのんゑい、ゑいさらくゑいさらイヨコノエイエイナカ。

文政の頃故人櫻田某の隨筆にかゝる、珍とす可きものなり先きに記したる年中行事と對照すべし

寶曆十三癸未年は予が十歳の年にて、夫より文政六癸未年に至れば六十一年を経る此間の年月移り替れる事の大概を記す。

正月

賀正此事は古き時代より初まる。

元日、鶏鳴に起き若水迎へ惠方に向いて神拜、書初、大福茶、梅干、朝祝迄の祝儀は賤が家に至るまで、程々の嘉例として大凡今に替ることなし、

飾銚子、根松、籤かうじ、屠蘇酒。

三つ土器。

右二廉古例に替ることなし、又三つ土器を婚姻の節夫婦の盃に用る親類中の盃には二つ土器を用る人も有り。

肴は三つ組の小重箱或は三つ組の蓋茶碗に入組、輕き家にての仕形は

一、かすのこ醤油ひたし

二、石山牛蒡ごまかけ、又は煮豆或は酢牛蒡

三、田作りのいり付

此古風、下戸の家々にはに今残り、上戸の家々には添肴漸く出づ、昔は親類縁者來れば右の三種に三つ土器を出して實意に盃をすることなりし、道具とても今時の様なる手提重箱は御家中にても見られず、追々過分になりて末々迄も小提重沈金彫の盃、井鉢、てしほ皿、數箸、近頃は新渡の皿鉢見込茶碗の類其外妙器あげて算へがたし、昔は南京渡の鉢皿は數々ありたれども今の様なる物數寄はなし。

寶曆明和の頃迄は節振舞として親類中を相互に招きて、料理向は大方手作りの有合せにて祝儀の形儀を結ぶこと實意を盡すのみ輕き家々の料理は

和へ餡 大こんに田作りを焼て叩て入る 汁 かつを節に眞菜

平皿 ちくわ、人じん、大こん 香物 大こん

飯 小豆めし

中酒 かけめし濟て膳は不取

引ねとし吸物 ひめち 富貴の頭

硯蓋 ちくわ、さどい、牛蒡、はつきり、いり芋、いか、胡蘿蔔

鉢 酢漬肴、しよふが各ならべ立る

兜鉢 眞菜、しんさくの類澤山に盛りて

輕き家々には大概如此、御家中は少しく道具は宜しけれども目立つ事はなし、都て前酒といふことなく膳後に酒を出すことなり、下戸も少く打寄快く食べ誠に親類睦しき節振舞の寄合にて頼母しき事なりし、酒の價も壹升代壹匁二三分には不過、今時斯様の料理は親類ばかりでも出されず、自ら親しみも薄くなる、昔には歸らずとも親しみは忘れぬやうありたし。

七草、福わかし古來に替ることなし、菜を入れ餅を細く切て入る

門松 四五十年前迄は家毎に門前に立て幸木の上に繪平皿の具食を少し宛備へたり、其内眞宗の門徒の家にはなし

十五日の朝とうとをはやすと云て松竹注連繩の類を焼く、此の火の中にて鏡餅と橙とをあぶりて歸る、之を食へば惡病を除くと云ひ習はせり

十五日あまのかゆと云て小豆粥をたく事今以て變ることなし

二月

十五日釋迦涅槃、此日まめいり備、茶湯をすること古來より變らず

彼岸 仲春秋七日を限り期とす、

彼岸團子と言ふて手作の粟黍、小豆取合て餅米に眞米を澤山に交て粉にして丸め蒸立つれど

も餅米少き故コロコロとすることなりき、昔は黒砂糖を入れることは、すべて無之、常々の話にも餅米はあまく、其中へ小豆の味あるものを入れること故砂糖を入れるものでないと言ふ事にて輕き家にはなきことなりき、然れば明和年中初の頃年始の餅を焙りて砂糖醬油をつけて馳走に出されし故内へ歸り味の能きことを話したるに、それは奢なりと申されし事ありし位なり。今はこしあんに黒砂糖もたんと入れねばならぬやうに成れり。

半季勤の女簀入と言ふて正月と七月には主人に願ふて一日の隙を貰ひ出る事昔は其日に手近き一家うちへ往き、すぐに宿へ往て母の手を休め夕方も手早く歸る事にて在しが今は宿をりの日かねて母へ申遣はし置扱其日に至ると平日は起される程の寢太郎も夜の内より起き早くと出還、宿へ鳥渡往き氣任せに高歩行して夕方に成て宿へかへりてお土産は未だ出来ぬかとせがむ、母は朝からたすきがけにて一人働さやうく入相頃に出來揃へば娘は金の催促に來た顔附になりて取て歸れば母は溜息にて先づ簀入が濟んで安心といふ昔の簀入とは黒白の差なり

三月

雛遊 雛のこと寶曆明和の頃迄は御家中始め床に御定の寸法の紙ひな三對に膳を備有事何方も同じ乍去追々譲り受けたる雛も有らば奥の方にて人の不見所へ長持等の蓋の上へ並べ立て夫に膳を供へる事なりき、

初節句の處は右三對の雛の前にて酒を飲む、肴は正月の引合にて數は不増何方にも蒿苳のしたしものに釣干大根のハリ／＼胡麻かけは有れども今時の様に鯛の濱焼夫もかうじて炮燥燒雉子の羽盛何時から取出すか鯉の活盛、兎角いり酒は口に付く刺身肴、生身がないと飲めんと云ふ放氣者もあり、價の高い酒を飽くほど飲むに及ばぬ事、昔は此の様な事はなかりき、

四 月

灌佛 四月八日釋迦誕生と云て寺に花堂を作り其中に釋迦の姿して立たしめ甘茶を入れて其甘茶を頂にかける事なり、昔は其頂にかけて拜して其茶を手に受けて目鼻へつけ呑もし又拜をして歸る今時は細き徳利を持ち行き汲込んで歸りしが追々募りて中位の徳利を持往き取て歸り又幾度も行くものあり、至て不作法なることなり、畢竟子供の有て方悪しき故なり、聊の様なれども人慾恣になるの萌か、寺々にては大釜にて甘茶を煎して幾度となく入れ替ふ、子供の事故賽錢はなし、寺も迷惑なるべし

五 月

端午 予は寶曆四甲戌十二月朔日の生れにて翌亥の年初節句の由、少し物覺へては六七歳の事を考出してみれば、紙幟一本に子持筋並紋二つ下に少しの繪を書き、小短く婦人にても建て下しの成る程のもの、鎗も有れども魚品にて何方も同様なり

右何れも烏散なる事、價は對にて五分には不過此頃迄は輕き家々に上方下りの長刀都てなし、進物贈答も安く多分鯖、鱈いさぎの内三ツ少し心持あらば五ツ位も遣す、されども内祝は粽贈りて祝儀の實意は立る事なり、今時は下りも及ばぬ鎗長刀の地細工、大道具はかな引の芋を費し其外兎弓銃砲小人形の細工目を驚かす品々多し皆地方細工故國の爲じやと言ふ人もあれども些か了簡違なり、他國へ賣るはよけれども仕立つる品は上方より下す故それだけ國の費なり、

六 月

冰餅 雪水に浸して餅を乾かし六月朔日に之れを食す、則夏冰を用ふる遺意なり、是は正月の餅をかきもちにして置き六月朔日には齒固めと言ふて食す古風なり

又土用入には

小豆男子は七粒用ニシキ 蒜つるし柿

右各々西の方に向いて水に浮かして飲む、又土用中に蒜を一つ宛焼いて毎朝用うれば暑に中らず、此等の事も古に變ることなし、

嘉祥 六月十六日の嘉祥は仁明天皇嘉祥二年六月十六日豊後國より白き亀を献じたるを吉兆として賀したるより起れりといふ

廿三日、四日。

和靈宮神事諸國より參詣群をなす事年々に増す

右和靈宮承應二癸巳年六月廿四日に御遷宮、元祿十五午年より神輿昇寶物持夫とも下村中間村より出す様被仰付此頃より御幸ありて北町^{ノアチ}中場へ御旅所建、御兵具並市中よりねり物出るものか細々の事は未引合に不渡ねりものも質素な事なりしが追々物數奇になり、裏町三丁目のカラ獅子は古めかしとて止めたり、此唐獅子は、そのかみ仙臺より來る人彼御國にててもはやさるゝ事の由にて仕出したりと傳へ聞けり、今も仙臺にては用ゐらるゝよし、歌のとなへも此邊の作とは思はれず、仙臺の風にてあらば神慮を慰むるは道理か、さて又廿三日、四日は取々の賑ひ多し、北町は家毎に親類縁者知己を招くなれども極暑の事故料理立は不出來家々にて大概左の通

煮染 香の物 赤飯

之れは古風今に變らず

肴は三種拵へ置同し品を盛替に出し、酒は火の入り詰めたる茶の煮からしの様なる色合のもの

今は肴も種々にて目を驚かし酒は薄手にて味もよく都て茶の煎しからしの様なる色も見ず、昔程の酔もせず、水加減の器用なること他國も及ばず感心なり、併しなから酒の費は多し

七 月

七夕祭 瓜菓のそなへ其外共古風に變ることなし、其内七日の夜に祭ることを不知人多しといふこともあれども六日の夜子の刻より七日の夜亥の刻迄は七日の事故家々仕來りの通にてもすむわけなり、

孟蘭盆、うらばん會十四日、五日家々のいとなみ古風に違ふ事多し、昔はおしなべて十三日の夜半より團子等を拵へ夜明けに暖なるを備ふる事を專とせしが二三十年程前よりは十三日の夕方拵へ暮頃より備ふる事となれり、之れは夜分蚊に食はるゝことを厭へる故と見へたり。亡者への志は薄くなりたる心地す、又おかしきは迂遠の輩は廿四日、五日を裏盆といひて盛物淵子を備ふ、表盆裏盆といふこと更になしされども仕來れる家々には止められもせず、正月廿日は穢多の正月と言ひなしたると同じ事にて、昔團子好きの人々の仕出したることなるべし。燈籠燈しの事、十三日の夜明よりいろゝの燈籠を持つて各々の檀寺をはじめ親族懇意の亡者の墓所へ參燈することにてありしが五七年以來は十三日の夜五ツ頃より燈し又近頃は暮前より燈し初むる様になれり、これも十四日の晝大汗になる事を除き、夜の涼しさを好むと見わた

三十日燈籠燒 新亡者のある家々には七月朔日より晦日夜まで毎夜燈すに初年は一口にて燈し、翌年は燈し揚げといひて二口ツ、燈す、此の燈籠も昔は白張にして、して紙も白、小兒の

亡者は色紙にて仕立て庵末なるものなりしが今は置上の文字に種々の彫もの等をつけ目の覺めたるものなり。朔の夜は燈し初めといひて親類懇意の人來るにつき昔はコロコロとしたる團子を出して濃き晩茶を出して過來し昔の事共を緩々話して、涙交りに歸る事にて殊勝なりしが、今は何かと種々の肴を拵へて酒宴をすることゝなれり薄情にして費多し、

晦日の夜は燈揚げといふて右に同じ

十四日、五日。百八燈といひて之れも新亡者のある家々には初年は百八口の明りを燈し翌年は二口づゝにして二百十六口の明りを燈し揚げといふて燈す、是は百八煩惱とやらいふ事より出でし事の由

此事も輕き家々にては戸板の上に砂を置いて其上へ細き土器を百八並べて両日共刻限を定めて親類打寄り燈す事なりしが今は細き行燈の様なるものを拵へ表に百八燈並に法名を置字にして其中へ大土器を入れ油を澤山入れて朝から晩迄來る人毎に一口二口づゝ燈し酒肴も來る人毎に振舞ふ事流行り出したり、之れも昔の様に百八を一度に燈せば手向ともなるべけれど、近頃の様なる仕方にては來る人毎への手向とはなるべく亡者への手向とはなるまじ、志は薄く費は多し

念佛まうしといふて賣り念佛をするものもあり他の國には無きことなり、中元に白蒸の強飯を

蓮の葉に包み藁筋を紙にて捲き立て夫にて蓮飯をからけてさし鯖を二つ差して三寶に置又父母へ供す此古例今に變ることなし

八 月

八朔一田實朔 田の實の朔といふ事に就て農人の家々に稻の溝苜をして其糶を煎りて平米にしてお伊勢様をはじめ氏神様へ備へると申す事昔も今も替る事なし、此の起りを聞くに此の備へ物をして次に御物成を計ると農家の老人の申せし事を考へて見れば則新嘗會の心なるべくいと貴とさ心地す、

十五夜 月見の供昔にかはる事なし

十四日、五日。中間村八幡宮祭禮

廿三日、四日。來村三島宮祭禮

右両社の祭を世人はちようせん祭といふ、今はあだ口にて笑ふ寶曆、天和の頃迄はてうせん(南瓜)を家々にてつかひたり

其献立は

一番に甘酒を出す、摺生姜

前酒なし

硯蓋 鉢 酢漬肴 片き生姜ならべる
兜鉢 あへもの浸しの類にて三盃漬の類更になし勿論三盃漬といふこと知る人なし夫にて
もすみたりき、

九月

八日、九日。一宮の祭禮にて年増の賑ひなり其内秋熟取入の時節故在分の出入は少なし六月祭
に比ふれば他國より入り来る人も少なし

両御門内は皆産土神の祭にてある故八日夕方より一統の賑ひ、素より今明日は節句にて家々に
一汁二菜の料理八日夕は両御門外の親類縁者を招く此時には南瓜は無し

一番に 甘酒すり生姜

二番に 繪 汁

平皿 香物 小豆飯

右 畢 て

酒肴 三種

八月祭の通にて取飾る事なし

重陽 九月九日は菊の節句、此日菊酒を飲めば災を遁れ不祥を祓ふといふ

十三夜 後の月見といふて供物など昔に變ることなし、

十月

亥の日の餅 十月亥の日餅を食へば病を除くといふ、

宇和島吉田などにては亥の子もちといひて昔は藁繩にて石を縛してつきたる由、六十年程前に
は中程を細引にてかゝり、八方へ藁の引繩をつけてつきしが其頃より鐵輪といふものを拵へ環
も前とは違ひ念入りになり手丈夫にて石も石屋にて切立てさせ、今日にては苧繩仕立の引繩に
なり昔は見ることも出来ざりし小車を仕出して美しき幕を作り供物の取飾まで、町家の風を見
習ひ小供の遊びとも思はれぬやうになれり、悲むべきことなり、北町邊は家數多き故昔は一軒よ
り一錢つゝ集めていろ紙を買ひ短冊とし、六寸位の竹を貫いて短冊をつけて惠美須大黒へ神酒
鏡餅二重鹽鰯大根を木具に並べて供へ當日は明け六つ頃より頭取の宅へ行き魔マキと號して右の短
冊をつけたる竹を立て家々の門口へ持行き音頭を出して丁祝と言ふて家毎につきまはり其内に
は御濱御殿より呼にも參る故直に參り音頭出しては褒めらるゝことなりしが、今の子供は要カネの
祝詞は言はず、夜の中に町祝ひ音頭もなく魔も持たずして「お大黒のふには」でザツト濟ま
す、夕方を待兼ねて千秋樂を早くしまひ、彼の魔としたる竹を切て配分す
斯様の祝ことは正しく行かねば子供の生ひ立ちにも宜しからず、既に廿ヶ年餘以來は頭取の宅

へ格別の用事もなきに毎夜集まり騒ぎ遊ぶこと、宿の迷惑大方ならず燈油は要り、戸障子はいたみ襖は破れ、畳は損じ其上亥の日の前夜は通夜と號して銘々手辨當にて集まり曉八時よりつき廻ることなりしが追々夜中に小豆粥を出し次第に増長して小豆飯にこくしよふを附けて出し、近くは本膳にして出す所もあり、又芝居の真似をする所もあり、親々は見物に往く、かゝる子供の有様を見ては歎くべきが人情なるに然はなくて却て自慢の顔付、是では子供の教は出来ぬ筈なり

今年文政六の年の冬子供教諭育方の事御沙汰筋有之これまでの寝も覺め子孫の生ひ立ち風儀直るべし御導き有り難き事なり、

十一月

なし

十二月

朔日小豆餅 昔は砂糖を入れざりしも、今は砂糖を入れねば吝嗇なりといふ

八日誓文拂 町家にて行ふ

臘八の粥 十二月初の八日なり、之れは格別の費なし

除夜 鰯の頭イサノカマを桜サクラにさし糍トビラキを取合せ門戸に飾り又大豆を煎りて暮に至るを相圖にあき方へ向

ひ福は内くくと唱へながら煎豆を投げ、それよりあき方を後にして鬼は外くくと二口唱へながら豆をなげ、又あき方へ向ひ福は内と一口唱へ其拍子に豆をなげる事今も昔と變ることなし、
煤拂 いかはご鬧敷とも此月に拂いておく可きこと、これも故事のあることなり

門松、竹むかへの事 根松、やぶかうじ、鳳尾草、ゆづり葉、橙其外とも廿日過迄に追々揃置事吉例のごとし

右にて年中の行事は大概済

第九章 雜件

既に巻頭に記したるが如く本章收むる所のものは、一般資料探求中に得たるものなるも、断片零墨、特に章を立て、之れを細別するの要を見ず、乃ち茲に雜輯して後日更に資料の得らるゝを待たんとするものなり

其一 刑法

編者別に要する所あり藩政時代の刑法を案むること久し、會々大正三年八月宇和島町須藤頼明翁を訪ひて舊記を求む、中に一小冊あり監獄の父段右衛門氏の手控なり、重要記事を輯録したるの中に此一篇を收む、珍とすべきものなり

天保二辛卯七月

刑罰掟御下知寫

刑罰之事

一、悪心を以て致盜候ものは糺明の上死罪たるべし、或は人を殺し家居藏等破、或は金銀又は諸色を盜取候ものは磔、獄門、其罪の輕重に依て可行之、且貧窮にて蒙飢餓無是非手元に有之ものを盜取候ものは、明白遂穿鑿其罪輕き流刑又は領分可追拂事、
附、磔獄門に可行者は、町中引渡し又は肆可申候、右罪人の父母兄弟妻子は構無之候、雖然依其罪之趣、住所を逐放候歟、又は閉門逼塞遠慮等其時の吟味により沙汰可有之事、

右の通剛慾の心にて盜致者死罪なり、

人を殺し家居藏を破り盜致者磔獄門なり、 及

飢餓無是非手元の品を盜取は流罪又追拂なり、

如此定り候へども、當時専ら宥免を以て、取扱輕相成、仁惠の儀には候へ共、定の所流候ては不本意の事故、時々當の吟味肝要の事、

一、牢を破り出奔致候ものは、尋出し市中を曳渡し、磔に可行歟、又は市中引渡、肆候上獄門に可鼻事、

附、破牢の者不尋出内は、牢番のもの牢舎可申付候、其以後尋出候はゞ牢番のもの領分追拂、或は流罪或は扶持方召放し、或は兩門禁足等其節の趣により可蒙沙汰候、若し牢破の者不尋出時は牢番のもの死罪にも可行歟、是又其時の趣に依て裁許可有之事、

一、偽を以て人の財寶を掠め取り、又は言を巧み、過に陷、無據證を申募、金銀を以償候仲人有之候、右仲人も可爲同様歟、此等の儀盜賊に類し候事故、糺明の上、其罪輕き者領分追拂又は流罪、其罪重候はゞ可爲死罪歟、依罪の輕重可及沙汰事、

一、領分追拂の者立歸候節、其罪輕く候は、燒印を額に押、又可追拂、其上にも立歸り候は、可處死罪候、郡奉行町奉行追拂の者も右同斷の事、

附、町拂、城下禁足並組村禁足等の者立歸り候はゞ、領分可追拂、其上にも立歸候はゞ、額に燒印押可追拂、又立歸にをいては可處死罪事、

右の通、追拂の者立歸候は、燒印押の上追拂、又立歸り候はゞ死罪に當り候へ共、當時專宥恕を以て、立歸り候ども盜不致候へば追拂にも申付候、是も定の如く盜不盜に不抱、

初度立歸燒印、再度立歸死罪に決可申事、尤燒印押追拂の節、此後立歸候へば死罪に可處旨急度可申置事、

一、放火の者は糺明の上市中曳渡可行火罪事、

一、謀叛をなし、人の財寶を掠畧し、相顯に於ては遂糺明可行死罪、雖然一人の巧にて大勢不蒙難儀者は、委遂穿鑿其趣によつて流罪又は領分を可追拂事、

一、不行跡の者、其外死罪にも可處罪の者一等慈悲を以て、流罪の時、重きは遠流沖の島鶴來島、輕きは近流日振戸島へ流刑すべし、且島扶持、家屋の儀先格の通たる可き事、

附、郡奉行、町奉行申付候者は、扶持不成支配人より可申付、且島へ逐捨、庄屋の下人に成下のは、扶持不成下候、又流罪のもの島にて不行跡惡事をなし、其儘に難差置者庄屋訴出候時は、遂吟味右流罪の者に手鎖を懸可差置候、右様の時は庄屋下人に成下候者にて扶持可被成下候、然其罪の趣により額に燒印押領分可追拂歟、且島を令遁走輩は

尋出し可行死罪事、

一、喧嘩口論及刃傷の時、双方理非可遂穿鑿縱令言譯雖有之候同罪たるべし、乍去、格別の申披相立候はゞ、其趣によつて可及沙汰候、尤場所柄を不辨歟、又は致手出候輩は其罪重るへし且理不盡者に出會不慮義出來候時、相手の者仕方宜、穩便に執計候はゞ吟味の上構有之間敷候、若其時仕方不宜候者、委令詮議逼塞等可申付候、其旨趣の輕重に依て、理不盡のもの扶持人に候はゞ、身代召放し又は領分追拂等可申付歟、其餘雜人等に至ては右に可准事、
一、逆罪のもの於有之は、遂吟味手鎖を懸、牢舎可申付候、糺明の上鋸挽の罪に行ひ三日肆、其上にて獄門に可梟歟、或は市中曳渡、肆て磔或は獄門にも可行歟、其罪の輕重に依て委曲令詮議、時に可有沙汰事、

附、逆罪の者の親類同國同所にも（一字缺）合不申、又は同居といふとも其事に曾て不拘者は宥免の筋も可有之候哉、雖然、其子に於ては品に寄死罪にも可行歟、其外父母兄弟妻子は流罪或領分追拂、或は扶持方召放し、或は所替、或は兩門禁足等の可及沙汰歟、此外忌掛の親類に於ては閉門、逼塞、遠慮等可申付歟、其時の吟味の上、其品の輕重に隨ひ可有裁許事、

刑罰除月除日の事、

一 四月十七日、

東照宮御祭禮の前後共に七日除可申事、

- 一 公儀御精進日並御法事次に吾等精進日除可申事、
- 一 公儀は勿論不及申、吾等方重き祝儀等整候節は其前後共に除可申事、
- 一 公儀御忌日、

十七日、十日、十四日、晦日、

但晦日は小の月廿九日の事、

八日、廿日、廿四日、

此方忌日、

八日、十八日、廿八日、廿日、十四日、廿四日、廿七日、七日、廿九日、廿五日、廿二日、廿一日、四日、五日、

右の條々相定置畢、然ども、隨事々物々、差別有之事故、雖成決定大概以此等之趣可取捌、尤至重罪は猶更委遂穿鑿、其時に依罪之輕重沙汰可有之、勿論兼て如申付置、中老役並目付其吟味の上、當其罪輩は及言上、令裁斷可成裁許の下知者也、

延享二乙丑年閏十二月

老 中 へ

延享以來定の内箇條を分、部を立、考閱に便立る左の通

刑三等

追拂十二、

町拂、

兩門禁足、

身代召放、

領分追拂、

目明連出、

穢多拂、

額焼印、

片鬢剃落、

所替組村禁足、

城下禁足、

逐捨庄屋下人、

窓峠拂、

目明拂、

向地拂、

入墨、

肆、

再追拂並流人追拂相成者用之、

敲。

凡敲は苔杖の二つを用る事雖爲古法、今度相始趣意專追拂の輕重を可相分ためなれば、杖

計に定め、數も苔杖の數を合せ十より一百に至るなり、罪の輕重により數々吟味可有之也、
季杖は荆を以作るべし、尤節を削り平にして長三尺五寸也、大頭經り三分二厘、小頭經り
二分二厘也、是以罪人の臀を打也、

流罪二、

近流、

遠流、

島扶持、

一人扶持
半扶持

手鎖懸、

於島方不愼
の者用之

死罪五、

斬罪、

畑技、或牢中

磔、

火罪、

鋸挽、

肆三日

市中曳渡、

肆、

獄門、

切腹、

凡死罪にても格別の重罪に非ざれば秋後に取用候事古法也、其内格別の重罪は秋後迄を不

待即時に取用事も可有之也、

當時

一 公儀御忌日、

十七日 十日 十四日 晦日

但小の月廿九日の事

八日 廿日 廿四日 十二日

此方忌日

二日 四日 七日 八日 十二日 十四日 十六日 十七日 十八日

廿日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿八日 廿九日

當家忌日の儀時により相違の事も有之候へども、時々吟味可有之、尤右忌日に可相立規合無之ては疑惑も可相生に付、中山公被御定置候忌日の引合を以凡例を定左通、

始祖父母、

歷代夫婦、

嫡子連子、

歷代實母、

母方祖父母、

近親遠親、

但右の通に候へども七歳未滿の分は可相除事、

延享の定は、中山公御作九條に不過して、意味深遠誠に當家萬世の龜鑑と謂べし、然るに敲の事は被相除候、畢竟是又御仁惠の思召に可被成御座候へ共、數年を経事實に當り候ては、逐拂の内にも七條を以罪輕重難分故、其後々條を増輕重を分候得共、聊名目の違のみにて、實に輕重の品不明白、是以何卒罪の的當を得度存念にて、深相考、此度敲一條を相増度、猶古今律令の當否等委細吟味の上、右一條を相加畢、且延享御定の内にも、當時の事實に當り候ては姑息の流弊なきにもあらざれば、猶但書を相加申出もの也、然上は詞の輕重可致明白、(一字缺)日以後、此度相定る條に止るべき也、尙延享以來の事實時々引合をも考、或は例無之事は律令要略又は唐明の律等爲見合、的當の吟味可爲肝要事、

天保二年辛卯七月御朱印、

老 中 へ

添書

一 御在府の節罪科の義相伺候仕成の儀前々より左の通

一 死刑被仰付候者、伺の紙面自筆を以相伺候事、尤本書は頭取調筆副書の罪附は自筆、以上留にて差出候事、

一 流罪其外死刑に無之伺の儀は、頭取調筆、大判印封にて相伺候事

之によりて見れば之れ等は総て直接藩主の裁斷を可待ものなりしか、

其二 刑法附屬規定

(其一に記するが如く須藤氏の所蔵にかゝる)

遠慮差扣差別の事、

一 死罪追拂流罪出奔、

右に付遠慮、

父、

子、他家相續同姓相續共、

兄弟、

右日數三十日、

甥、

孫、家の孫也、

右日數十五日、

右に付差扣、

祖父、

伯叔父

聲、

舅、

右日數十五日、

從弟、忌掛の差別なし

孫、他家相續なり、

曾孫、

同姓、同姓の儀につき玉置新左衛門の例有之、

右日數十日、

小舅相互、

右日數五日、

右は不届者より何つ、きと申所を以て御叱可有之事、

一 身上被召放、永御暇蟄居

右に付遠慮、

父子兄弟、

右日數七日、

右に付差扣、

祖父伯叔父、智、舅、從弟、忌掛之甥、孫、同姓、無差別

右日數五日、

小舅相互、

右日數三日、

一 閉門、逼塞、

閉門、逼塞被仰付候時は、父子兄弟差扣可申事、

右の外親類縁者同姓差扣申出候共不及其儀事、

遠慮被仰付候時は不及差扣事、

一 閉門逼塞、遠慮、

右被仰付候節、都て惣月番御物頭の内一人呼出、御用場又は御用番宅にて御目付出席御用番

より申聞、則申渡の紙面相渡候事、且又取計の差別又は被差免候次第、左の通且又續を以て

右三ヶ條被仰付候趣は奥に記し候事、

一 若年寄以上へは御物頭御目付其人の宅へ罷越可申渡事、

但御一門衆へは其節御附人罷出候様御物頭より可申遣、差支候節は御由緒の面々の内壹人罷出候様可取計、若年寄以上へは其節親類の内一人出會の儀御物頭より可申遣事、

一 御番頭御用人へは親類の内一人御物頭宅へ御物頭より呼出、御目付出席にて可申渡事、

但御番頭親類差支候は、相組御物頭呼出可申渡事、

一 奥表有限面々を始め御目見以上へは、都て親類の内一人致同道、御物頭宅へ罷越候様御物頭より申遣、御目付出席にて可申渡事、

右の通の所親類等差支候節は、五人組の内にて一人其人同道にて呼出可申事、

一 足輕以下へは夫々頭支配へ御用番より申可渡事、

但前々は御先手足輕の儀は大頭へ申聞夫より御物頭へ申聞候所、以來は本文の通也、

一 前躰被差免候節は、若年寄以上組外の面々へは、御用番より差紙を以可申聞事、

一 格式被相削、身代減少等を以、勤方被仰付候躰の儀は、御用番宅に於て一人呼出可申渡、

其節御役人出席の事、

但御徒以下へは其支配御用番宅へ呼出可申渡、出席本文の通也、

一 重罪科其外遠島御暇等被仰付候時は、御用番宅に於て惣月番御物頭可申渡候、其節御目付

出席、退去直に於會所御目付立合御物頭可申渡事、

但會所の御仕成其人呼出等の儀は御目附取計の事、

一 遠慮差扣被仰付節仕成、

被處罪科又は出奔等にて親類等遠慮差扣定、

罪科可相定は死刑追拂流罪或は身上被召放永の暇或蟄居等の類たるべき事、

一 御家中御目見以上の輩罪科よつて御仕置被仰付、又は致出奔候時は、其趣にて父子兄弟は

勿論、忌掛の親類並縁者同性は遠慮差控等可被仰付事、

但縁者と有之は賀舅小舅に可限事、

一 中の間以上のもの、罪科又は出奔にて御目見以下のものに親類縁者有之時は、右御目見以

下のものは不及遠慮差扣事、

一 御徒以下御目見の輩、罪科又は出奔に付、御目見以下の者に親類縁者有之時は、右御目見

以下の者遠慮差扣等の義其趣によつて可被仰付事、

一 罪科其外御咎等有之節は夫々親類へ御目付より同性並近き親類、賀、舅小舅名元申出候様

可申聞事、

一 御目見以下都て帶刀の者、罪科又は出奔に付、父子兄弟は勿論忌掛の親類並に縁者は遠慮

差扣可被仰付、併親類縁者御家人の外に有之時は、罪の輕重によつて其節沙汰可有之候、

附譜代の陪臣も可准之事、

但縁者と有之は賀、舅、小舅に可限事、

一 御目見以上の輩に親類縁者有之時は、中の間以上は不及遠慮差扣事、

一 御徒以下御目見の輩、親類縁者有之時は其趣によつて遠慮差控等可被仰付事、

一 帶刀に無之御雜人、又は御家中召仕の小者等の罪科又は出奔に付、其罪の輕重によつて、

重きは親類、縁者遠慮差扣等可被仰付、輕きは不及其儀、勿論御目見以上に親類縁者等有之

候共、右の輩不及遠慮差控候事、

但罪の重きは死罪追拂流罪等又は出奔にても至て不届の事有之時は其趣により御吟味の上

御沙汰可有之事、

一 陪臣の罪科等は、上の御仕成に隨ひ、主人よりも可申付候得共、其趣によつて帶刀の御家

人其外御雜人親類縁者有之時は前條に可準事、

一 都て町人在民其外無縁者等の儀は帶刀に無之御雜人のケ條の通たるべき事、

一 都て父子兄弟は貴賤高下の無差別、遠慮差控の義依其輕重可被仰付事、

其三 隱居料の定

隱居料の事 (須藤段右衛門手扣)

一 御家老始都て三十ヶ年及相勤候輩は隱居料被下置候、尤年數は右に不及候共、右年數の勤勞に相當候程の勤勞も於有之は、假令年數不滿候共隱居料可被下置候、又は年數右に及候共、勤の勝劣により御褒美の品被下候事も可有之候、勿論隱居料増減を以被下候事も可有之候、其等重々御吟味の上可相決事、

御家老 若年寄

右二十ヶ年か二十五ヶ年か勤仕有之候は、隱居料可被下置哉の事、

江戸御勤方、 御小性頭、 郡奉行、 御目付、

御勘定奉行、 元締、 大阪留守居役、

右參十ヶ年勤仕候は、隱居料可被下置哉の事、

御船奉行、 御用達、 江戸御留守居、 御作事奉行、

山奉行、

右三十五ヶ年勤仕候は、隱居料可被下置哉の事、

御用場 書役頭取、 御臺所奉行、 郡方目附、 御船手目付、

御藏方、 大阪御藏方、 御休息 御賄方、

右三十五ヶ年勤仕候は、御居料可被下置哉之事、

附紙

一 虎の間中の間以下、勤勞無之御役筋、無役たりとも格別の筋有之は隱居料可被下置と申に當格別の筋大概御定も可有之哉、左も無之ては先は格別の筋難相立様に有之間敷哉、申談の趣左の通、

- 一 勤勞無之御役方たりとも、數々年數相勤候輩
- 一 無役たりとも身持全、武術相嗜一己正敷輩、
- 一 何等時々當格別の勤被仰付拔群の儀有之輩、
- 一 數十年致皆勤候て其人品宜敷輩、

別紙

一 都て右御定の手數、一役まで年數に不滿共、右御定の役筋へ轉役有之候は、御定の年數に可被相極、假令ば廿ヶ年の御定の職役へ三十ヶ年の御定の役筋被仰付輩は、廿ヶ年居定の職役右年數に不滿候とも、前役引合三十ヶ年にも及候は、御定の年數に可被相極哉、其餘も右に可准事、

別紙

一年數差別の御定に引合候て、たとへば四十ヶ年御定の役廿ヶ年相勤、三十ヶ年の役筋に相轉、十五ヶ年も相勤候はゞ、全年數相滿候道理に候、其内四十ヶ年御定の役を相勤、(虫喰缺字)三十ヶ年御定の役へ轉役の時、(虫喰缺字)役歩當を以可被相定哉、猶又御吟味可有之事、

又別紙

(虫喰缺字)勤何年の内(虫喰)勤何年と有之内、平士にても於(虫喰)分は勤勞の部に可相入筋にて可有之歟、此間の吟味書に此事不相見、

又別紙

御物頭、

但勤勞の部にも相入不申處、全躰役筋の不輕、相組侍中の頭に相立、善惡に付致差別、組の者共の儀も取計、御番方御取次役の儀不輕事に候へば、勿論平士並に可有之筋に無之、心を用ひ相勤候においては、隨分勤勞の役筋に被存候、依て勤勞の部に可相入哉、

大頭

但、至て勤勞又勤勞の部にも相入不申、併、組中諸士を取扱役柄と云、全体の任重く候へば

勤勞の部へ相入可申哉、又、治世一般の儀に候へば、諸士に至て相替儀も有之間敷候得共、全躰役筋不輕一手の頭と相成候ては、別て軍旅の心掛專に無之ては諸士の差別中々不成容易儀、彼是以勤勞に相當役筋にも有之間敷哉、至て勤勞の部にも相入候程の儀にも可有之哉、併、諸士の取扱其外共に等閑不心得に於ては勤勞の部にも相入間敷候へとも、御吟味に於ては盡丹誠可相勵儀、於然は至て勤勞の部に可相入哉、且又、隱居料も被相定置候處勤勞の部に無之、任の重を以御家老同様の御仕成と申も如何可有之哉、前件の所に相定被置候はゞ隨分相當可致哉、

御番頭

但勤勞の御役の部にも不相入候得共、是以任も不輕、諸士を取扱、御番方邊も繁々の儀、又大頭缺目の義も取計彼是以勤勞の部に可相入哉、且亦隱居料の儀も被極置候事に候得共、前件の所にては如何可有之哉の事、

一 至て勤勞の御役方左の通、

- 御家老、 若年寄、 江戸御勤方、 御小姓頭、
- 郡奉行、 御目付、 御勘定奉行、 元縮、
- 御船奉行、 御休息所御用達、 江戸大阪御留守居、

御作事奉行、 山奉行、

附紙

御曹司様御守、 奥 老

右二役共此の部に可被相入哉。

(ムシ) 御役方左の通、

(ムシ) 勤方、 御近習、

町奉行、

(ムシクヒ)、

小納戸、

御膳番、

組目付、

御金奉行、

小物成方、

中の間、

御駕役、

御用場書役頭取、

御大所奉行、

郡方目付、

御作事目付、

御船手目付、

御藏方、

大阪藏方、

大阪御藏目付、

江戸地方、
大納戸、

京都詰御休息所御賄方、 代官、

附紙

御船手證人 此部に可相入哉

御徒以下

御徒小頭、

見届、

御徒目付、

御買方目付、

御茶方目付、

小物成目付、

山方目付、

御用番書役、

井川方、

御作事證人、

御買方、

御搦屋、

御勘定方、

中見浦下代、

附帶

御庶子様付、

御臺所伴頭、

郡所吟味役

右之役此部に可相入歟

一 御小姓間は守番に候共、全く右年數於相勤は右の御仕成に可准事、

一 虎の間並に中の間以下共、差て勤勞も無之御役筋並に無役の輩たりとも勤の年數五十ヶ年
餘に及候者へは、御褒美の品可被下置候、其趣に寄格別の筋も有之候は、隠居料被下置候事も

可有之候、

一 勤方年數御定の年數に不及候共、其身年來七十歳餘迄も相勤、勤勞親切の筋共其有之候は、

御吟味の上隠居料被下置候事も可有之候、

一 隠居料御定、

一 御家老大頭、

十八分

一 若年寄、

七分分

- 一 御番頭御用人、 五人分
- 一 限有之輩、 三人分
- 一 平士、 二人分
- 一 中の間以下、 一人分
- 一 文武其外業有之輩、專師範致候面々へは隠居後たりとも御扶持方前躰可被下置事、
- 一 御醫師の内隠居後專致療治等、又は醫學師範等致し候者へは隠居料左の通可被下置事、
- 虎之間、 四人扶持、三人扶持の内、
- 中之間以下、 二人扶持、一人扶持の内、

其四 武備兵制等

別に一章を設くるを豫定したり、されども資料乏しき故に更めて此の章に蒐むること
したり、勿論、沿革等も亦明ならず、止むを得ざる所なり (宇和島藩)

○陸海軍制に關する舊記に就て

之れを舊記に案するに第五世村侯の時(延享五年)大和田清胤、岡野時譽、大口道勝等をして「鷹揚録」を編制せしむ、之れを陸軍軍制に關する記録を見るの初めとす、此書完全に現に侯爵家に藏せらるゝも、今一々之れを掲げず、左に掲ぐるは此の書の全部名稱なり、

- 驗付 一冊 士大將驗附 一冊 著列書 一冊
- 足輕賦書 一冊 陣小屋積帳 一冊 舟船賦乘積帳 一冊
- 惣積帳 一冊

而して附圖(窮圖と題せり)として左記の數種あり、何れも極採色、鄭重に描かれたるものなり、

- 左右前隊行 一、 左右脇隊行 一、 旗本隊行 一、
- 陽先備 一、 陰先備 一、 陽脇備 一、
- 陰脇備 一、 旗本備 一、 殿備 一、
- 陣執 一、 人數軍配書 二、

後、大砲を行列に加ふるに至り、更に之等に大改正を施す、別に「訂鷹揚録」五冊を存するもの之なり、

後十八年、明和六年須藤段右衛門の起草したる「御軍役大積上」と題する一節は祿高七万石に對するもの、計上に屬するも、當時、戦時に於ける軍旅の大概を窺知するに足る可きものゝ如し、左に之れを掲ぐべし



御野始繪卷の一部

説明 御野始は毎年正月始めに於て行はるゝな恒例としたるものなり所謂國兵の儀と稱すべきなり
本繪卷は第五世村侯の晩年頃のものと想はる 上月朝太郎氏の所藏に屬す

○御軍役大積上

(須藤頼明氏所藏)

千四百石	款實二疋	四十四人扶持	上貳人分
一、壹人	下四十二人		
千、參人	同二疋、	參十貳人扶持、	三十人宛
一、壹人	下九十一人		
七百石	同二疋半	二十三人扶持	
一、壹人	下二十一		
五百石	同二疋半、	十七人扶持、	十五人宛
一、參人	下四十五人		
四百石	同二疋、	十四人扶持	十二人宛
一、貳人	下二十四人		
三百石	同二疋、	十一人扶持	九人、
一、十人	下九十一人		
二百五十石	同二疋、	十人扶持	八人、
一、六人	下四十八人		
二百石	同二疋、	八人扶持	六人、
一、四十人	下二百四十人		
百五十石	同二疋、	七人扶持	五人、
一、六十二人	下三百三十人		
百二十六騎			

四十騎は百石より以下百五十石に作武者高之内百二十騎御軍役引殘六騎は道中小荷駄奉行

御在陣の時小屋奉行也是は御先手三人組より二人づゝ代々可相勤也
上下千六十二人

二百石 下三十人 八人扶持 六人づゝ

但 醫者衆是は二百五十石、二百石、百五十石、百石等閑にして如此

百石 下六人 五人扶持 三人づゝ

但 外科衆

都 百三十三騎

上下 千五百人

壹ヶ月 米百八十五石七斗 上貳人分 下壹人分

代金貳百卅二兩 但壹兩に八斗づゝ

十日分 路銀貳百七十六兩壹歩

但百に壹人壹匁五分づゝ

駄賃 貳百七十七兩貳分

但馬百四十五疋 是は常に道中にて遺積壹疋にて壹兩二分づゝ
但此駄賃銀唯今難窮に付先如此

四人扶持づゝ、步行立武者 三十人 下二人づゝ

上下九十人

米十八石 代金貳拾貳兩貳分

路銀 貳拾貳兩貳分

駄賃 四十五兩

馬數 參十疋

三人扶持、中之間 四十人 下一人づゝ

右 御供拾五人 扶持方奉行五人 銀奉行五人 兵具奉行五人 御祐筆三人

馬醫 三人 殘四人は諸事に可入

二人分 御徒衆 四十八人 下なし

御供 十五人 前後物見 十人 御使番 六人 御圍居奉行 二人

御馬印 二人 御徒行目付六人 螺太鼓、鐘役五人 御具足箱奉行二人

右仲之間御徒行衆

上下百二十八人

米 三十一石二斗 代金三十九兩

路銀 三十一兩

駄賃 六十三兩 但二人一疋

二人分 御 小人 七十四人

螺太鼓鐘持 三人 御馬印 四人 御團居 四人 對鎗二對 六人

大鳥毛 二人 御十文字 四人 御直鎗 四人 御長刀 二人 御甲立 二人

御笠 二人 御立傘 一人 御草履取 二人 四組使番 十二人一組へ三人宛

使番 十人 手明き 二十人

二人分 百人者 十八人

御具足箱持 四人 御辨當 二人 御幕箱持 六人 御茶辨當持 二人

御挾箱 四人

二人分 御足輕

御鐵砲 貳百四十挺 貳百四十人

貳百四十人の外六十五人、増人五人は御側鐵砲五挺可持六十人は壹組四人つゝ可付是は

廿日參拾目鐵砲持其外手代に可成十貳人は小頭

御長柄 百五筋 百五人

右の外手代貳拾人長柄廿五人與壹組へ五人づゝ内壹人小頭

御弓 四十二張 四十二人

右の外拾六人増人内四人御側弓十二人は四組へ三人づゝ可付内壹人つゝ小頭

御旗 貳拾壹本 貳拾壹人

加入四十六人内四人小頭壹本に三人掛り

二人分 中 間 七十人 内 二十人 御召 五十人 小荷駄五十疋

一人半分宛 一人 足 五百參拾貳人

内

一、石火矢持 三十三人 二百目 二挺 十六人 長五十目 三挺 十二人 九寸百目 五挺 五人

一、玉藥箱持 二十八人 御先手組御持百十二組二十四人 御側當二人 御跡鉄砲 二人

一人に三貫八百目づゝ可持之但二十人但足輕一人三十放づゝ

物見十人

一 御歩行 御使番 六人 一人宛借人 二十二人
御目付 六人

一 矢箱持 九人 一人御側弓 八人 四人四組二人づゝ可付
一人に矢五百本持此目四貫目但五人與の射手一人大躰百本づゝ可有歟

御馬沓籠持 二十人 御召八疋に八人小荷駄四疋に二人づゝ、大躰五十疋にて十二人

鍬 百挺 二十五人 なた 百挺 五人 鉄 百挺 十五人

鉄突百挺 五十人 鎌 百挺 五人 楯板二百枚 五十人

御祐筆衆へ 三人 馬 醫 三人 小屋用心筒五十挺十人五挺持

御作事へ 五十八人 大工道具 大提灯百 五十人 火を立候時は御供の手明組々より手明立なり

一 御小屋道具

(以下中畧す)……編者

二人分 一 坊主衆 駄賃二人一疋づゝ、路銀一人一日一匁五分 六人

二人分 一 御臺所衆 駄賃一疋づゝ、路銀右同斷 十人

二人分 一 御勘定衆 右同斷 五人

一人分 一 諸職人 右同斷 貨銀一日三匁づゝ、 六十二人

鑪 屋 二人 弓 屋 二人 矢 師 二人 具足屋 二人

鐵砲鍛冶 六人 研 屋 二人 臺 屋 二人 大工 三十人

鍛冶 十人 刀鍛冶 二人 弦 指 二人

二人分 一 駕籠衆 駄賃一疋 十人

〽 七十二人

路銀駄賃職人賃銀米代合

金二百八十五兩三步

一 乘馬 百四十疋内 八疋御召 百三十二疋御家中馬乘替共此内御借馬有之其節は圖々へ相渡候に付手馬分公儀より無儀

一 小荷駄 五十疋

喰 百十四石代金百拾四兩

惣人數二千五百七十七人

米一ヶ月に千四百七十五俵二斗五升 代金七百三十八兩

職人賃銀 金九十三兩

惣駄賃路銀合 千百五十三兩一步
四廉合 貳千九十八兩壹步

小屋道具の覺

(此間に「小屋割」と題し建物名稱と之れに收容すべき人員との記載あり、略す)……編者

- 一、材木 二万五千本 代金四百十七兩
- 一、苦竹 二千束 同卅三兩二步
- 一、稗繩 千五百束 同 二十五兩
- 一、庭藎 七千枚 同 三十五兩
- 一、澁紙一間四方 三千三百枚 同 五十五兩
- 一、水溜桶 十 同 十 兩
- 一、馬桶 二百十 同 七 兩
- 一、薪 千五百束 同卅八兩二步
- 一、起炭 六十俵 全 壹 兩
- 一、鐵 砲 二百四十挺
- 玉 一日二十放つ、二千四百 重 八十七貫六百目
- 一、檜木 一万二千本 代金 四十兩
- 一、三寸廻り眞竹一万本 同十六兩三步
- 一、殿繩 百束 同 十五兩
- 一、薄縁 千五百枚 同卅七兩二步
- 一、擔桶 二百 同 五 兩
- 一、手桶 二百 同 五 兩
- 一、柄杓 六百本 同 二 兩
- 一、大銅鍋 二十但二斗入馬喰糞入 同 七兩二步

藥 四貫八百目
火繩 二百四拾線

三十日に

玉 七万二千 重 二千六百廿八貫目

藥 百四十四貫目

火繩 七千四百線

貳百目筒 二挺

一日五放にして 玉 十 藥 五十目込 五百目

三十日に

玉 三百 重 六十貫目 藥 十五貫目 火繩 六十線

百目筒 五挺

一日五放つ、玉 廿五 藥 二十目込 五百目 火繩 五線

三十日に

玉 七百五十 重 七百五十貫目 藥 十五貫目 火繩百五十線

五十目筒 三挺

一日五放づ、玉 十五 藥 二十目込 三百目 火繩 三線
 三十日に 玉 四百五十 重 二十二貫五百目 藥 九貫目 火繩 九十線
 三十目筒 五挺 藥 七匁込 三百五十目 火繩 五線
 一日十放 玉 五十
 三十日に 玉 千五百 重 四十五貫目 藥 十貫五百目 火繩 百五十線
 二十目筒 二十挺 藥 一貫目 火繩 二十線
 一日十放 玉 二百 藥 一貫目 火繩 二十線
 三十日に 玉 六千 重 百二十貫目 藥 三十貫目 火繩 六百線
 一弓 四十張(?)
 一日に 矢 三十筋宛
 一日に 矢數 千二百筋
 三十日に 矢數 三万七千八百筋

弦は無積

○

以上壹ヶ月の積左に記之

九万七千五百九十一有玉、七十五貫鉛
 一、鉛 三千六百廿五貫五百目 代銀卅六貫二百五十五匁 貳百目一斤二匁つゝ
 二千五百十三貫四百七十三匁有藥
 一、藥 二百二十三貫五百目 代銀三貫三百五十二匁五分 貳百目一斤三匁つゝ
 二千五百四十線有火繩
 一、火繩 八千四百五十線 代銀壹貫六百九十匁 壹繩二分つゝ
 矢 三万三千八百八十五本 根 二万四千八百七十三本有物 代銀二十七貫目 二筋に付一匁五分つゝ
 一、矢 三万七千八百筋 金にして千百三十八兩壹分
 右四種銀六十八貫二百九十七匁五分 重合四百六十一貫五百目餘
 右玉、藥、火繩、矢四色二日分の積にして
 小荷駄拾壹疋に付 但火繩 壹線 重廿五匁
 一本 重九匁
 一、米 卅二俵八升五合 一日の飯米
 無足或は御足輕等其外皆面扶持にして殘浮扶持は金銀にて可相渡之

一、米 六十四俵一斗七升 惣人數二日の飯米

惣高の喰 二日分

合八十三俵一斗七升 小荷駄三俵に付二十八疋

殘て小荷駄十二疋は御金又は御手廻の道具可付之但金子一兩の重五匁づゝ有之
金子一萬兩の重五十貫目有之

銀 高

一、一年の扶持高 八千八百五十六兩

一、一年の鉛 二万五千四百六貫目 玉數九十七万二千

代金四千二百六十七兩一步 二百目一斤一匁五分

銀にして二百五十貫六十匁

一、一年の藥 二千六百八十二貫

代金六百七十兩二步 二百目一斤三匁

銀にして四十貫二百三十目

一、一年の火繩 十万二百緞

代金三百三十四兩 一緞二分づゝ

銀にして二十貫四百目

一、一年矢 四十五万三千八百筋

代金五千四百兩

銀にして三百二十四貫目

一、知行取 五十二人仕立に

金千百四十二兩一步

一、雜人 二百五十八仕立に

金七百八兩入

〆千八百五十兩入

一、小屋道具器械共

金千百六十一匁二步

一、路銀駄賃道中二十日分

金二千三百六兩二步

〆三千四百六十八兩

右四積 御出陣の時入目

一、御在陣中一ヶ月大躰千八百六十九兩一步 職人賃銀共
 一ヶ年に二万二千四百三十一兩
 惣高べ二万七千七百四十九兩一步
 外に小荷駄調代二百兩可入歟
 右御出陣の御用意一ヶ月御對陣に大躰六千二百兩許可入歟

右の軍勢船割の覺

但小荷駄五十疋同中間五十人

並職人の内僕は除之

- 一、大鵬丸十九端關 船頭二人 水主七十六人 但四人の櫓替共 矢倉八人
- 一、水小早八端關 梶取分一人 水主廿人
- 一、碓小早五十帆 同 一人 水主十人
- 一、御召小早八端貳布關 船頭一人 水主廿八人
- 一、御使小早八端關 船頭一人 水主廿六人

一、早饒大小八艘

船附 八人

水主六十六人

一、漕船 筑後九十一端關

船頭分一人

水主四十四人

乗衆

上下十三人内 上三人 下十人

但 一人は上下十人の衆 一人は上下七人の衆 一人は上下二人の衆 内六人馬船に乗

一、漕船 久島九十一端

船頭分一人

水主四十四人

乗衆

上下十三人内 上三人 下十人

但右同斷

一、御臺所船 境丸十四端

船頭一人 水主五十八人

但傳馬共

上下五十人内 上廿七人 下廿三人 雜人廿人

但一人は上下七人の衆 此三人馬船乗

一、盛龍丸十三端關

船頭一人 水主五十四人

但傳馬共

乗衆

上下廿五人内 上廿一人 下廿四人

上下卅一人衆此内六人馬船乗

一、飛龍丸十七端關

船頭一人 水主七十二人

但傳馬共

上下六十六人内 上四十六人 下二十人 但 一人は上下二十二人の衆
三人は上下十六人の衆
五人は上下七人の衆
此内十八人馬船に乗

一、南渡九十五端 船頭一人 水主六十四人 但傳馬共
矢倉一人

乗衆 上下五十六人内 上七人 下十九人 但 一人は上下廿二人の衆
一人は上下十六人の衆
二人は上下七人の衆
三人は上下三人の衆 此内十五人馬船乗

一、佃九十四端關 船頭一人 水主五十八人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下三十二人内 上三人 下廿九人 但 一人は上下卅一人の衆
一人は上下七人の衆
一人は上下三人の衆 此内九人馬船乗

一、大阪九十三端關 船頭一人 水主五十二人 但傳馬共
梶取一人

上下二十八人内 上二人 下廿六人 但 一人は上下卅一人の衆
一人は上下六人の衆 此内九人馬船乗

一、宇和島九十三端關 船頭一人 水主五十二人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下廿八人内 上二人 下廿六人 但 一人は上下卅一人の衆
一人は上下六人の衆 此内九人馬船乗

一、龜屋九十一端關 船頭一人 水主四十八人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下廿九人内 上五人 下廿四人 但 一人は上下二十二人の衆
一人は上下十人の衆
三人は上下二人の衆 此内九人馬船乗

一、豊後九十一端關 船頭一人 水主四十四人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下廿九人内 上四人 下廿五人 但 一人は上下廿二人の衆
一人は上下十人の衆
二人は上下三人の衆 此内九人馬船乗

一、伊勢九十三端關 船頭一人 水主五十二人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下四十五人内 上六人 下三十九人 但 一人は上下十六人の衆
一人は上下七人の衆
二人は上下三人の衆
三人は上下三人の衆 此内九人馬船乗

一、那智九十三端關 船頭一人 水主五十二人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下四十二人内 上六人 下三十六人 但 一人は上下十六人の衆
一人は上下七人の衆
三人は上下三人の衆 此内九人馬船乗

一、磯崎九九端二布關 船頭一人 水主四十人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下十六人内 上三人 下十三人 但 一人は上下十六人の衆
一人は上下三人の衆 此内三人馬船乗

一、飛鷹九九端關 船頭一人 水主四十人 但傳馬共
梶取一人

乗衆 上下十六人内 上二人 下十四人 但 一人は上下十六人の衆
一人は上下三人の衆 此内三人馬船乗

一、日向九十二端關 船頭一人 水主四十六人 但傳馬共
 乘衆 上下卅四人内 上四人 但一人は上下十六人の衆
 下廿二人 雜人六人 但二人は上下十三人の衆
 一、小鷹丸八端關 船頭一人 水主廿四人
 乘衆 上下十五人内 上五人 但上下三人の衆
 下十人
 一、栢丸六端關 船頭一人 水主十八人
 乘衆 上下十二人内 上四人 但上下三人の衆
 下八人
 一、高砂丸六端關 船頭一人 水主十八人
 乘衆 五人 但無僕
 一、古御召小早、五枚小早 船頭一人 水主十二人
 乘衆 四人 但無僕
 一、津島丸十端關 船頭一人 水主卅六人
 乘衆 上下十五人内 上十四人 但一人は上下二人の衆
 下一人 但十三人は無僕の衆
 一、小雀丸八端二布關 船頭一人 水主廿八人
 乘衆 上 十人 無僕の衆

御召船
 一、三島丸十端關 船頭一人 水主四十二人
 乘衆 上下 四人内 上三人 但上下七人の衆
 御召馬二疋 御中間四人
 人數八人
 一、伊方丸八端貳布關 船頭一人 水主卅四人
 乘衆 十人 御六尺雜人
 御馬船
 一、佐伯丸九端關 船頭一人 水主卅二人
 御馬三疋 御中間六人
 御手船
 一、荷船十五端帆 船頭一人 水主三十人
 梶取一人
 乘衆 上下卅八人内 上十九人 但上下二人の衆
 下十九人
 御手船
 一、荷船十二端帆 船頭一人 水主廿四人
 乘衆 上下卅人内 上十五人 但上下二人の衆
 下十五人
 是より御借船
 一、荷船二艘十四端帆 船頭二人 水主五十六人 一艘に廿八人

此内三人馬船乘

乗衆 上下八十四人内 上^{二十人} 下^{廿二人} 雑人^{四十二人} 但 二人は上下十人の衆 四人は上下七人の衆 内卅人馬船に乗

一、荷船五艘十三端帆 船頭五人 水主百三十人 乗衆 上下百九十人内 上^{二十人} 下^{七十人} 雑人^{百人} 但 五人は上下十人の衆 十人は上下七人の衆 五人は上下六人の衆 内六十人馬船乗

但一艘に付四十二人づゝ

一、荷船五艘十二端帆 船頭五人 水主百二十人 但一艘に二十四人づゝ 乗衆 上下百六十人内 上^{二十人} 下^{六十人} 雑人^{七十五人} 但 五人は上下十人の衆 十人は上下七人の衆 十人は上下六人の衆 内六十人馬船乗

但一艘に三十三人づゝ

一、荷船三艘十一端帆 船頭二人 水主六十六人 一艘に二十二人づゝ 乗衆 上下八十四人内 上^{九人} 下^{三十三人} 雑人^{四十二人} 但 二人は上下十人の衆 七人は上下七人の衆 内廿七人馬船乗

一、荷船九艘十端帆 船頭九人 水主百八十人 乗衆 上下二百十六人内 上^{廿七人} 下^{八十八人} 但 廿六人は上下七人の衆 一人は上下六人の衆 此内八十一人馬船乗

一、荷船二艘九端帆 船頭二人 水主三十六人 一艘十八人 乗衆 上下四十人内 上^{十二人} 下^{廿八人} 雑人^{廿二人} 但 上下六人の衆 此内十八人馬船乗

一、御召馬 荷船七艘九端帆 船頭七人 水主百廿六人 一艘に十八人づゝ 御馬二十一疋 但一艘に三疋づゝ 御中間四十二人

一、荷船二艘八端帆 船頭二人 水主三十二人 一艘に十六人づゝ 御馬四疋 但一艘に二疋づゝ 御中間八人

一、荷船二艘九端帆 船頭二人 水主三十六人 一艘に十八人づゝ 乗衆 五十二人 但雑人 尤一艘に付廿六人づゝ

一、荷船三艘八端帆 船頭三人 水主四十八人 一艘に十六人づゝ 乗衆 六十六人 雑人 但一艘に付廿二人づゝ

一、網船廿三艘五枚帆 水主百八十四人 一艘に八人づゝ 乗衆 二百三十六人 雑人 但一艘に付十人づゝ

一、網船百卅六艘五枚帆 水主千八十八人 一艘に八人づゝ 乗馬 百卅六疋 口取四百八人 但一疋に三人 雑人 二百七十二人 一艘に付二人づゝ

右合 御船數二百五十二艘

内

廿八艘 御關船 但十九端より六端迄

十三艘 碓小早 四枚帆より五枚帆

十艘 早鱧大小

二艘 御手荷船

四十艘 御借船十四端より八端迄

百五十九艘 網船五枚帆

合 水主 三千四百五十八人

内 八十人許御上下の節小關立の分にて引け

扶持方

米千二百九十六石七斗五升

但一日一人前に七合五勺つゝにして日數五十日分也

合船頭矢倉梶取 百六人 但御借船共

合 乗衆上下二千五百三十八人

右御船割先年の積に候得ば唯今は少々相違も御座候へども大形は被用候何時も此格を以

船割仕候へば即時出来仕候に付此節相改申事差控其儘記上申候

殘船の覺

一、古御召小早 八端關 廿八丁立

一、久島御召小早 六端關 十六丁立

一、碓崎千鳥丸 六端關 二十丁立

一、碓崎小鱧 三艘内 二艘は八丁立 一艘は六丁立

御城中守人

一、騎 馬 廿騎 此内三騎は東多田、櫻谷、小山三ヶ所へ遣はす

一、與 頭 一人

一、無足 醫 二人

一、町奉行 一人 知行取

一、郡奉行 二人 知行取

一、勘定奉行 二人 内一人知行取 一人無足

一、勘定衆郡下代 十人

一、鉄 砲 五十挺

右五十挺鉄砲の内五挺宛樺崎、新町、佐伯町、御番所へ無足侍一人づゝ相添可詰事

一、東多田、櫻谷、小山三ヶ所は知行取侍一人宛遣所々獵師筒の者十人宛に刀脇差借玉藥可相

渡事火繩は自分拵御代官にも刀可免事

一、三机、日振、佐田、外海、御番所今迄の御番人に庄屋相加獵師筒の者十人宛を以可相守刀

脇差玉藥の義右同斷庄屋にも刀可免事

右鉄砲都合百二十挺一人に三百放づゝ相渡積り

玉 百五十四貫八百目 但一匁玉 代金廿五兩三步

藥 七十二貫目 但二匁込 代金十八兩

合金四十三兩三步

残る者は 大手搦手へ可詰

合騎馬 二十五騎

無足侍 十六人 勘定衆郡下代 十人

醫者 二人 鉄砲 五十挺

江戸詰の者 御留守居衆 一人 騎馬 五騎

無足虎之間 十人 中之間 五人

御歩行衆 五人 醫者衆 知行取 二人

雜人 五十人

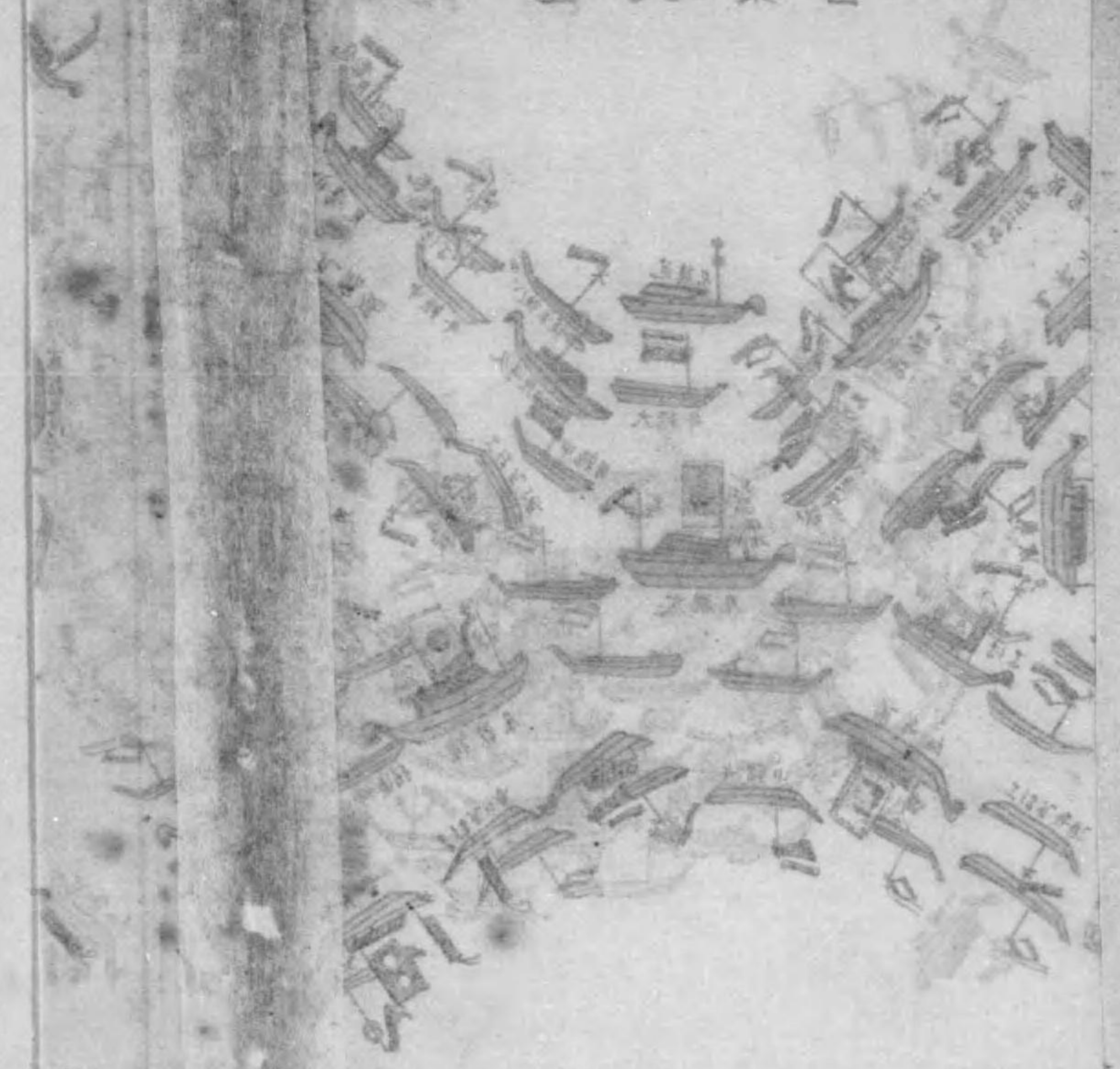
右御國江戸御留守人数十分には無之候得共先不足成積に仕置候

而して海軍軍制に關するものは、等しく村侯の世、寛政五年六月、當時の兵學者山口喜六、野

島流船軍法を基とし新一流を立て全部十七卷、海上軍船圖十卷及軍船圖二卷を編制し、之れを山口大成流と稱したることを記せり、されども此書今傳らざるが如し、編者が伊達圖書館にて得たる宇和島藩船軍圖六輯は山口喜六の編したるものとは別なるが如きも未だ説明を得ず、次に掲ぐる「驗附」と題するものは鷹揚録中の「驗附」中嘉永六年に改定したるものを録したるものと思はる（編者所有の小冊）

軍 師 營 回

牙 島 營 回

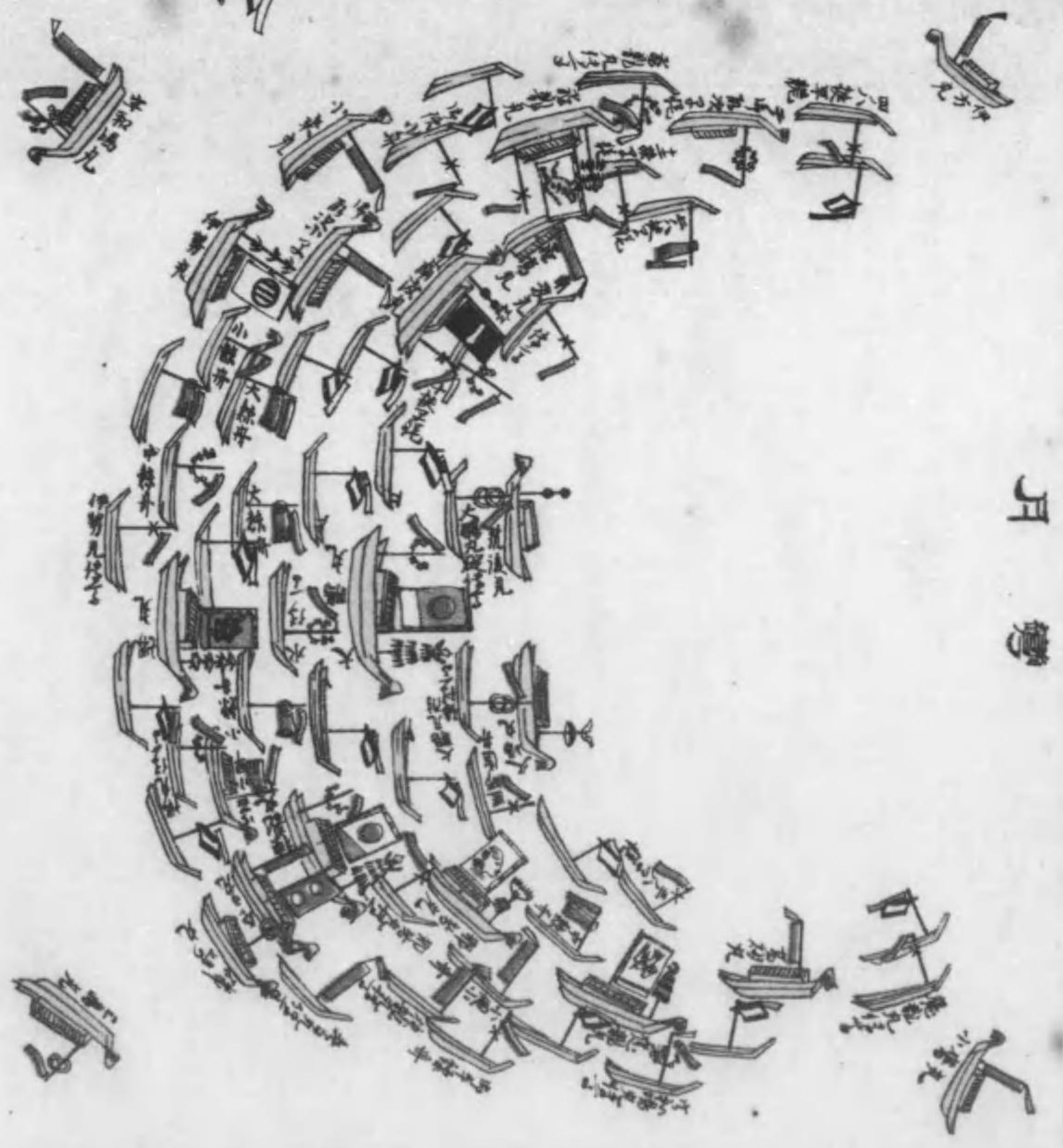
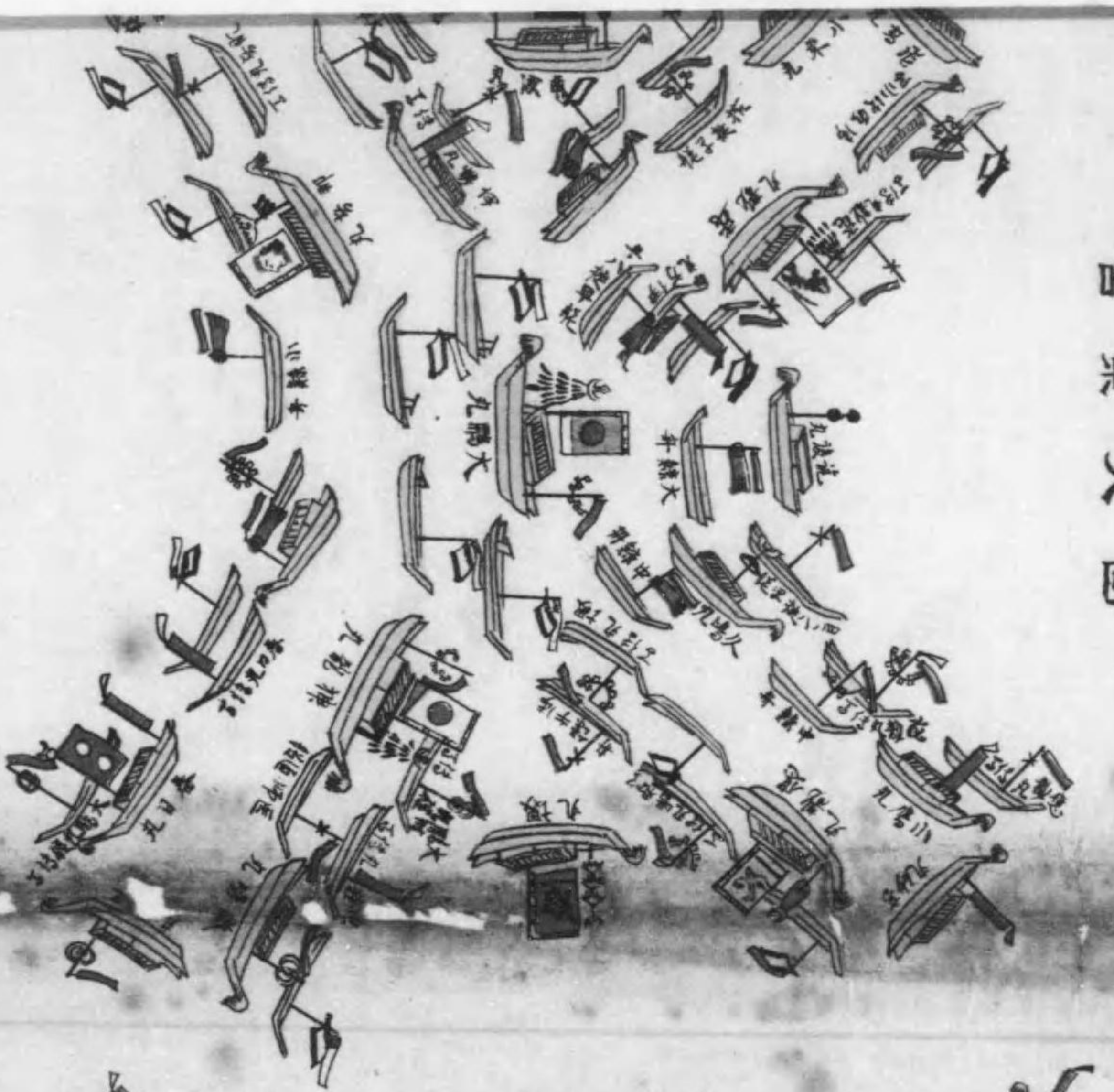


件 類 章九第

軍船藩島和宗

營繁天回

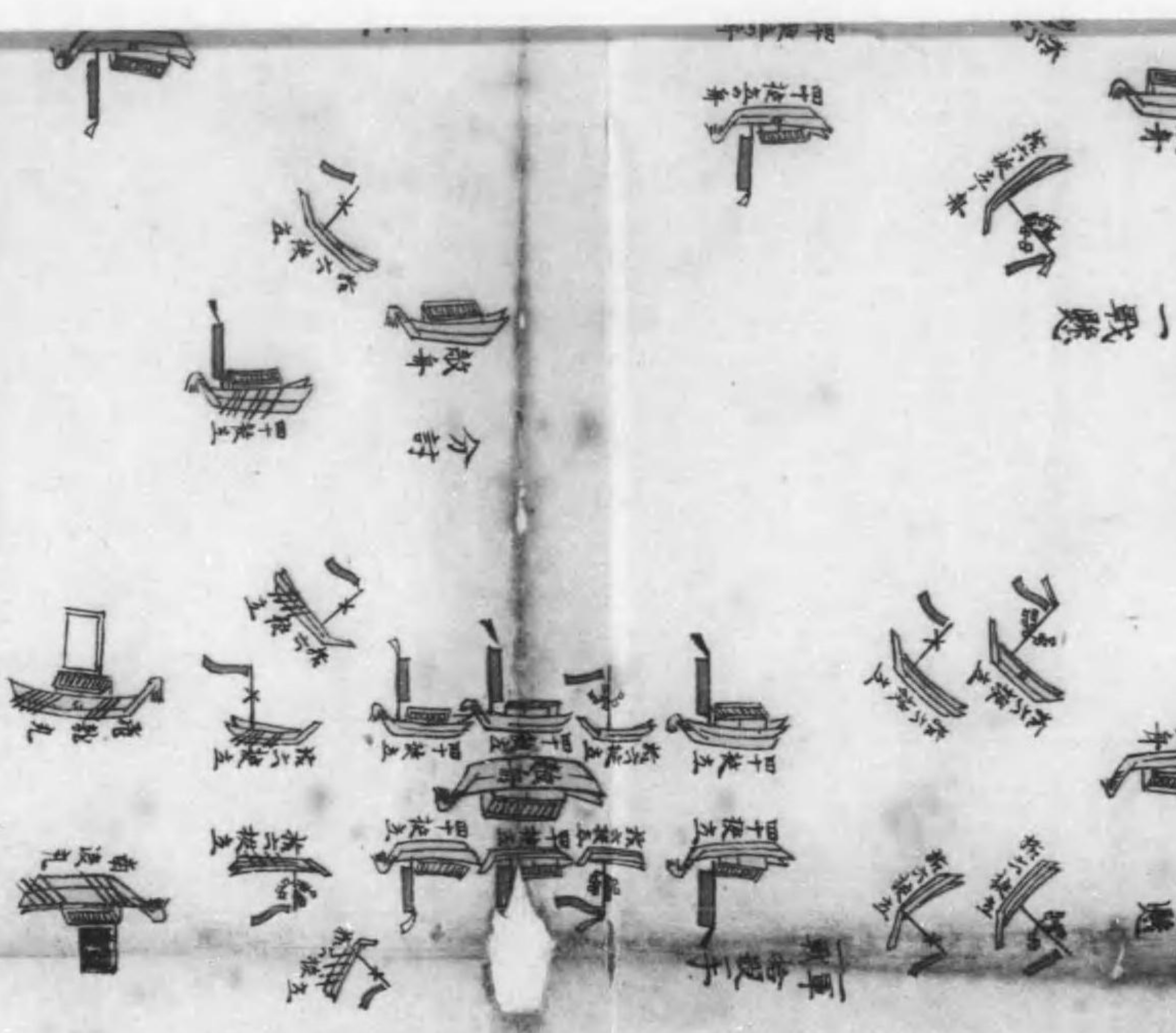
月雙



略大營繁

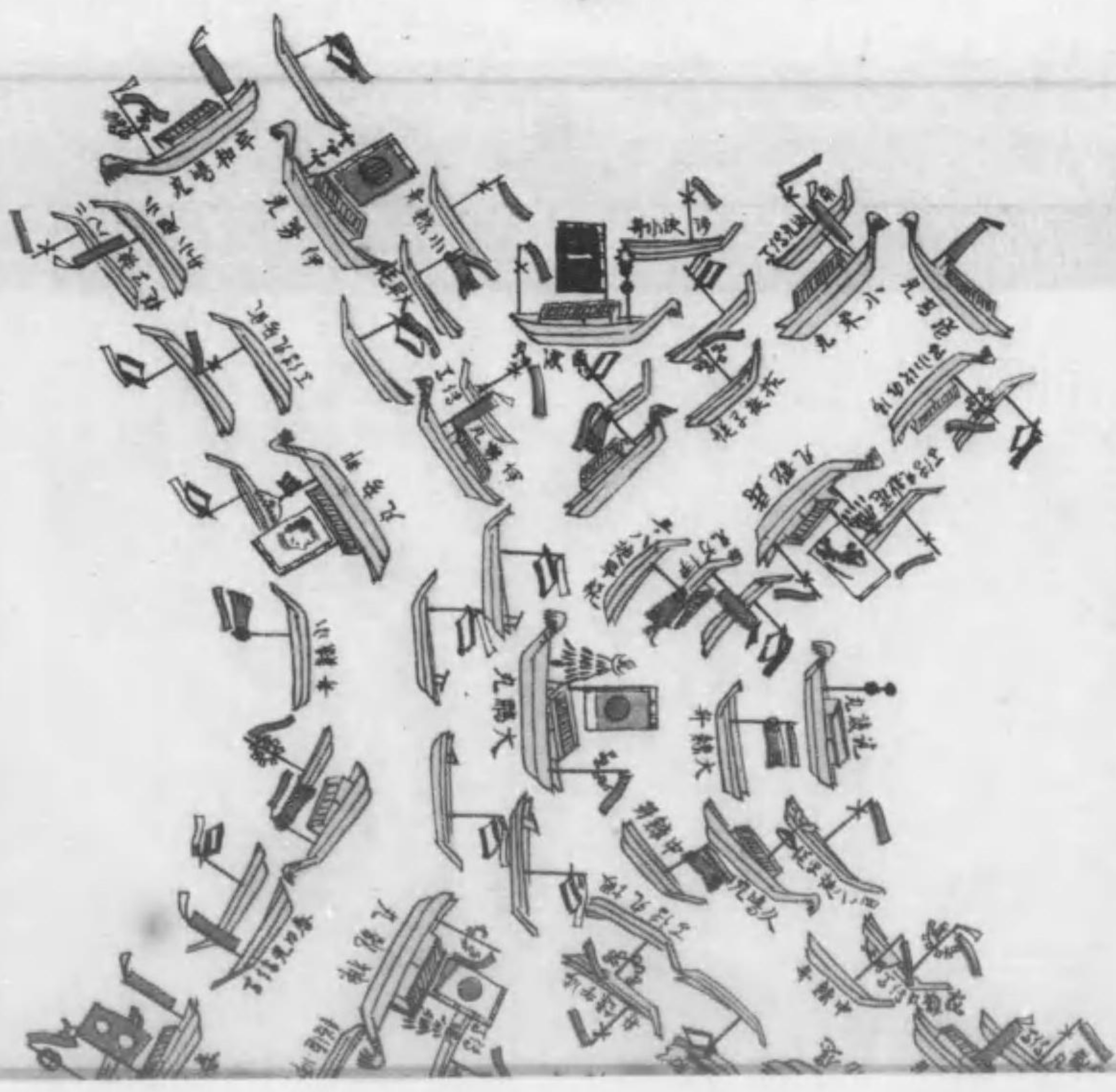
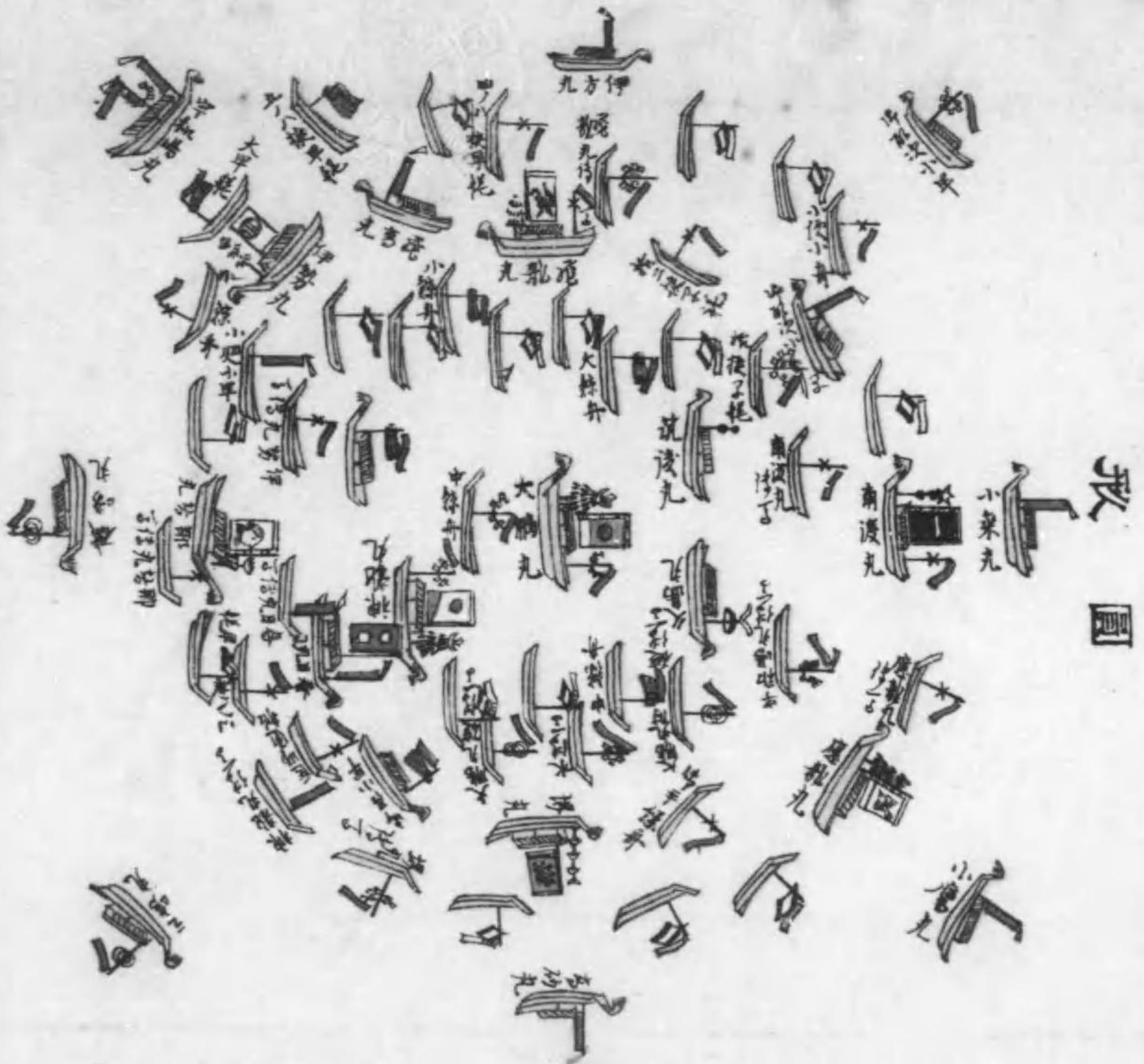


船團

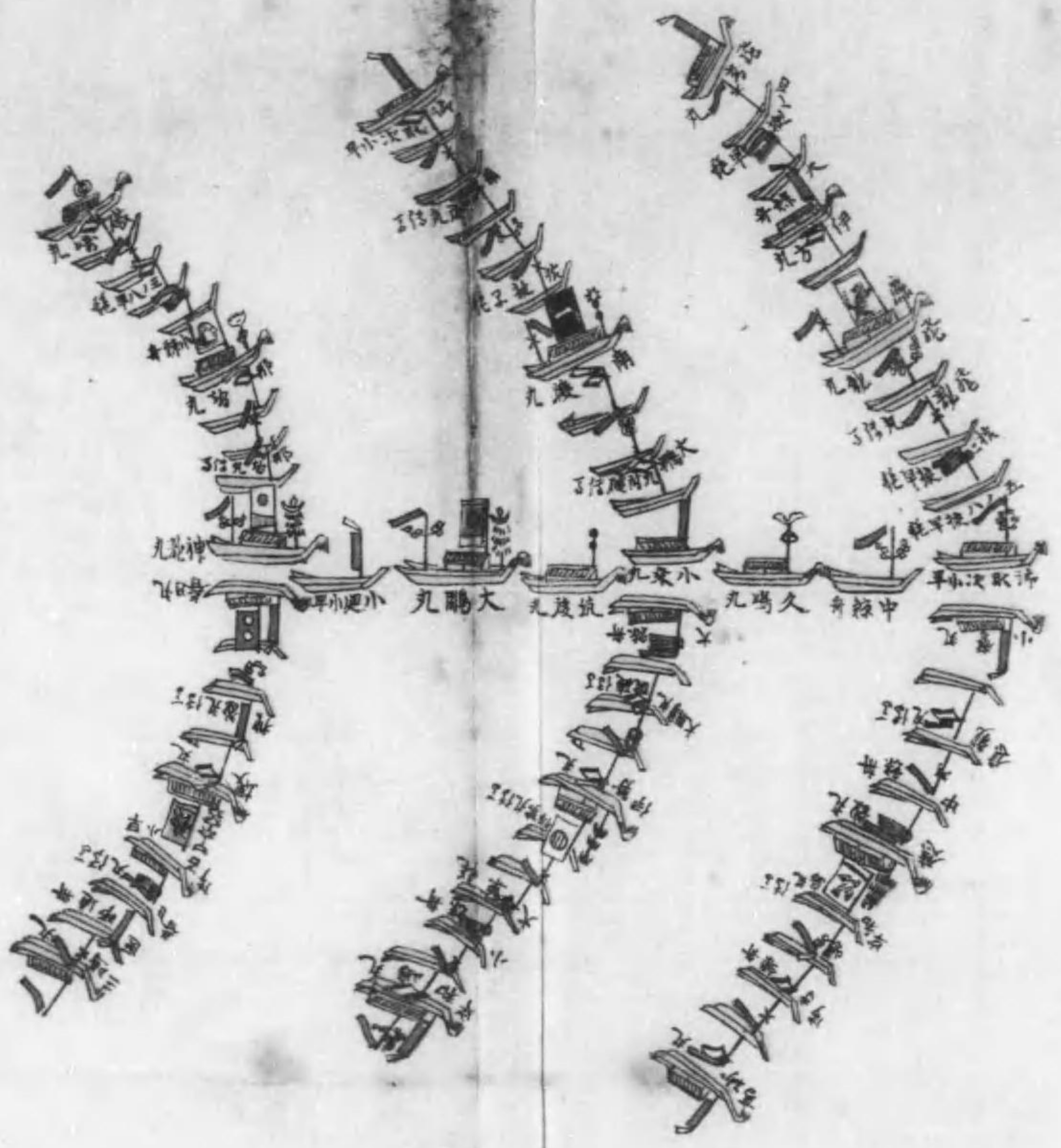


和島藩船軍圖

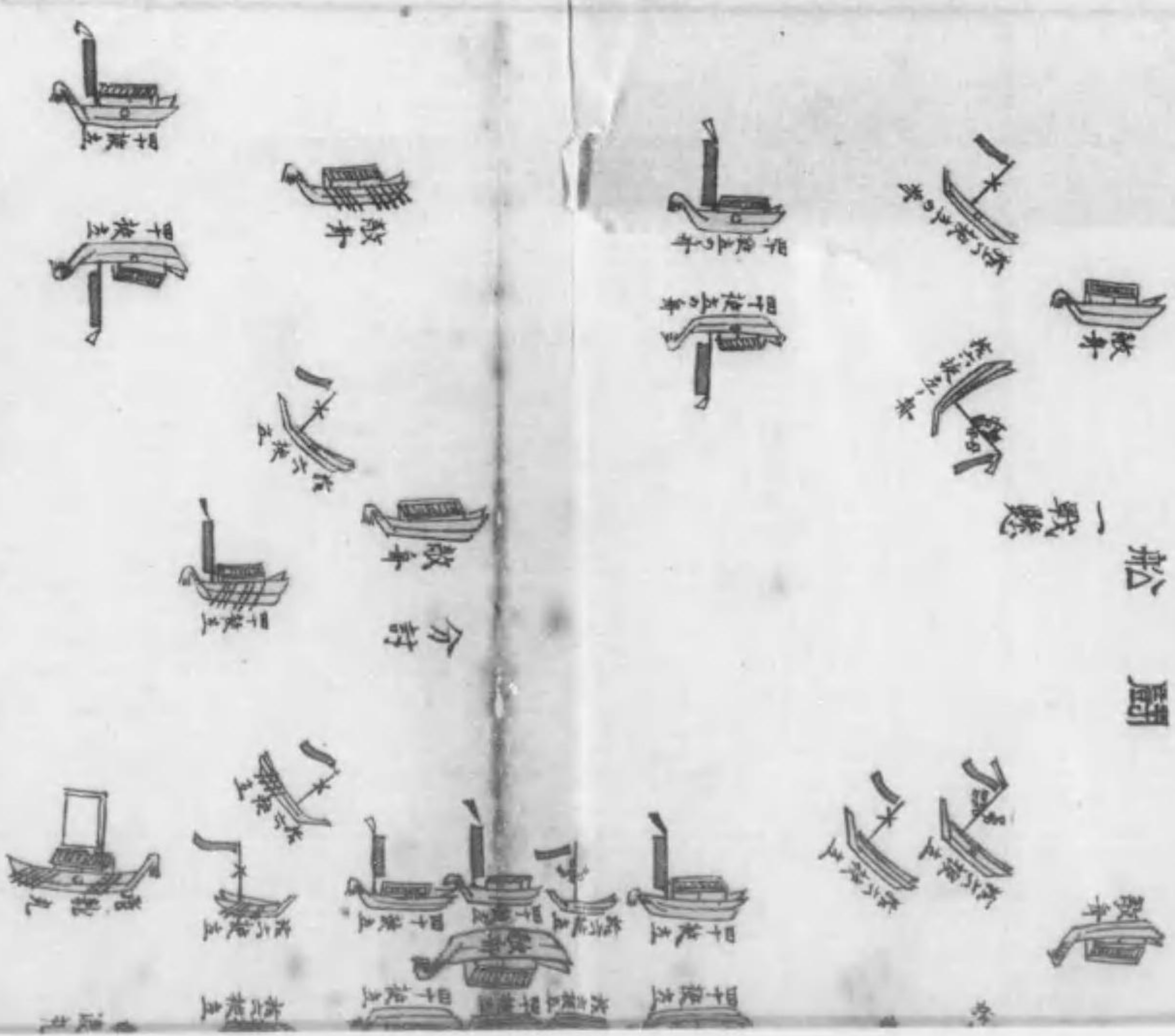
回天繁營

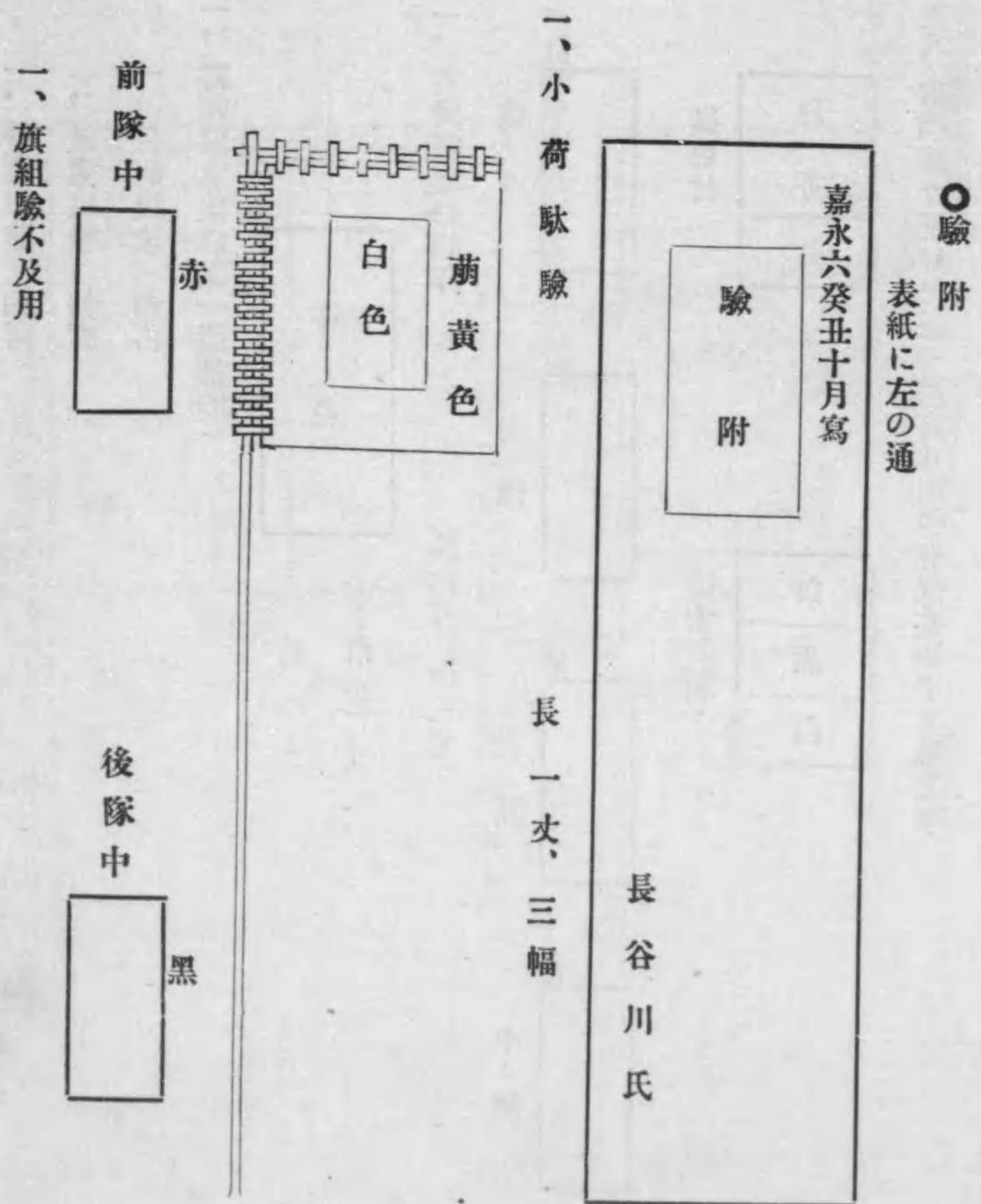


戰艦圖

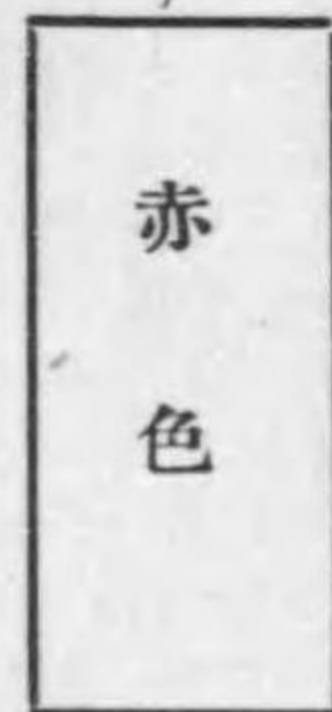


寒列營





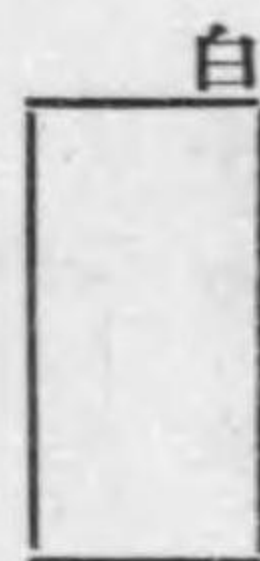
- 一、持筒組驗 如舊
- 一、鉄砲組驗 如舊
- 一、長柄組驗 如舊
- 一、番頭以下徒以上一薩袖印



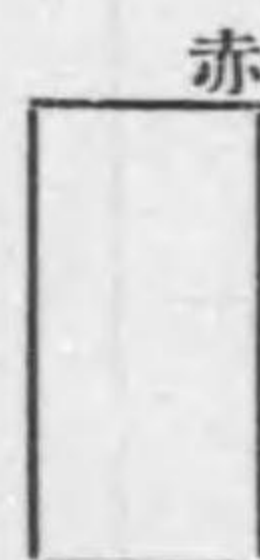
長八寸
巾三寸

- 一、右同斷組分腰印

旗本

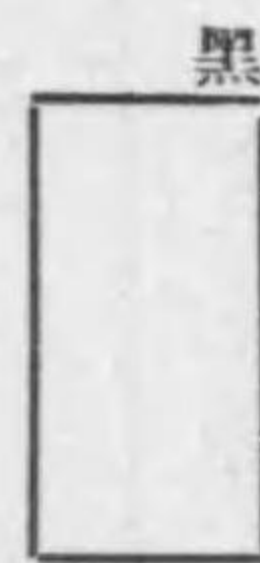


前隊

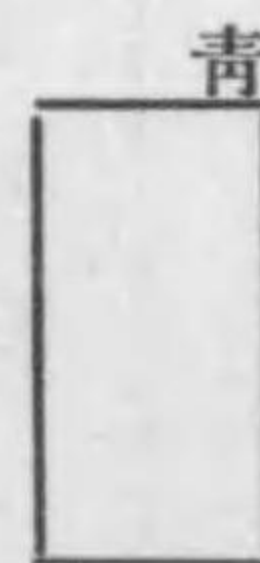


長六寸 巾三寸

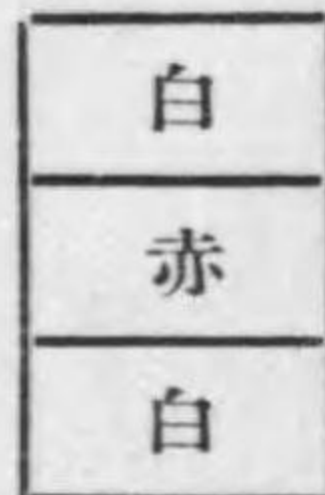
後隊



中ノ間



徒目付



徒士の類



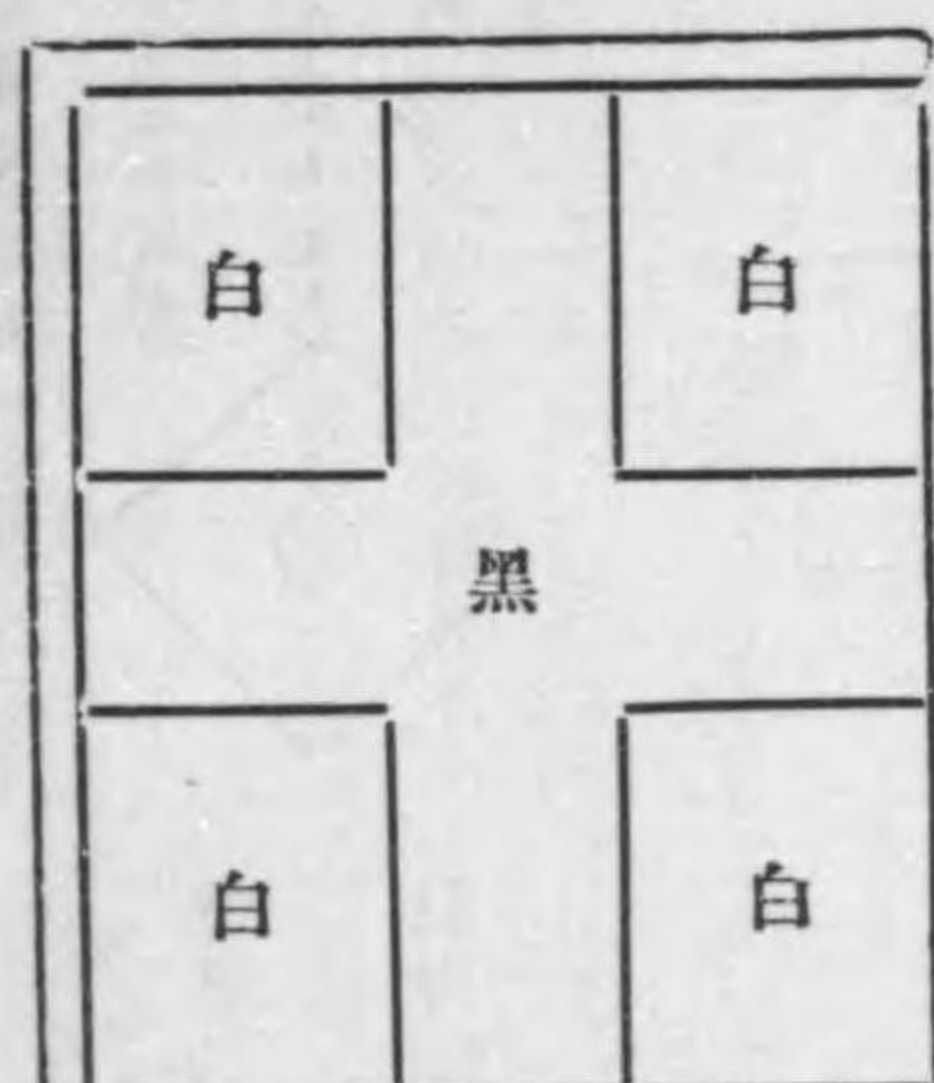
- 一、指物銘々任好、長一尺五寸迄但有無其勝手次第之事

- 一、軍使指物

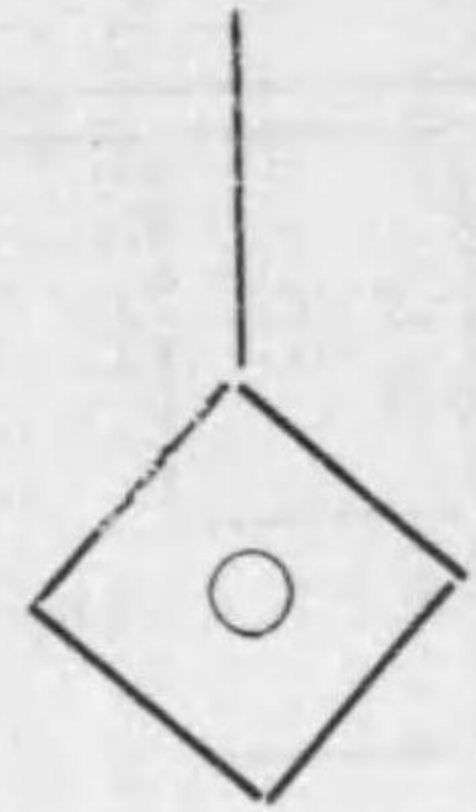


- 一、使番指物中軍前後隊共

長二尺一幅 地白筋黒



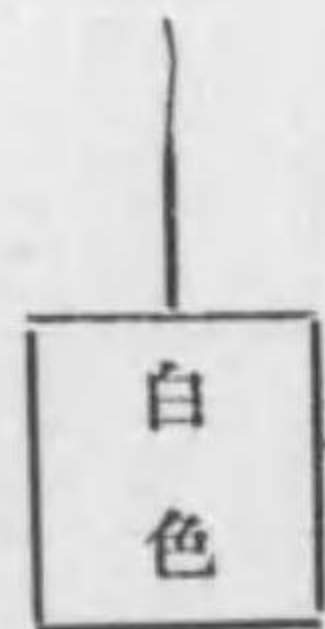
一、家中鎗印



金草二寸四方
自分紋 黒

足輕小頭類

腰印用之



旗本



何れも五寸角

足輕類腰印用之

右に同



- 一、旗本頭隊長纏馬驗爲持可申事
- 一、武者奉行以上馬驗爲持可申事
- 一、袖印腰印共目見以上自分物其以下貨物事

○軍役人夫の定

嘉永七寅の正月十二日左の通被仰出

(須藤頼明氏藏書)

御目付

舊冬軍役高人數の儀に付被仰出候趣も有之候所、右御定人數は可相成手空無用の者は相除候様にこの御吟味に付、大圖左の通可相心得旨被仰出候間、御家中一統末々迄各より傳達可有之候

一、千七百石

手人 二十人

○纏持 二人

○馬驗持 二人

口付 一人

鎗持 二人

馬脇 十一人

○太鼓持 二人

但征貝は該方修驗持なり

一、千二百二十八石

同 十四人

但隊長に無之候へば○印除之武者奉行に候へば△印加はる

○纏持 二人

○馬驗持 二人

口附 一人

鎗持 二人

馬脇 五人

但 同 斷

但腰書右同斷

太鼓持 二人

一、千 石

同 十二人

○纏持 二人

○△馬脇持 二人

口附 一人

鎗持 一人

馬脇 四人

○太鼓持 二人

但書同斷

但腰書右同斷

一、七百 石

同 八人

○纏持 二人

口附 一人

○△馬脇持 二人

馬脇 四人

鎗持 一人

但御旗本大頭に無之候へば○印除之、

武者奉行に無之候へば△印除之、

且右身代にて御旗本頭大頭勤仕の節は、千石の人数高にて出張、右不足の分御貸人可

被成下事、

一、六百拾四石

同 七人

○馬脇 二人

口附 一人

鎗持 一人

馬脇 三人

但武者奉行に無之候へば○印除之

一、五百六十八石四斗

但右同斷

一、五百 石

同 四人

○馬脇持 一人

口附 一人

馬脇 三人

鎗持 一人

但馬脇一人持にて難義に候はゞ鎗持と代り合、手助爲致可爲相濟、尤武者奉行に無之

候はゞ○印除之、

以上○△印等有之勤柄に寄り纏馬脇等相除候向右代りは用立候ものを可相連事

一、四百六十八石四斗

同 五人

口附 一人

馬脇 三人

鎗持 一人

一、三百六十八石四斗

同 四人

口附 一人

馬脇 二人

鎗持 一人

一、三百五十七石

同 四人

夫々右同斷

一、三百四十五石六斗

同 四人

右同斷

三百四十五石六斗以上手馬の事

一、三百石

同 三人

馬脇 二人 鎗持 一人

御貸馬並に口附一人御貸人此以下同斷の事、

一、二百二十九石以上

右同斷

一、二百十四石二斗以下

同 二人

百三十三石六斗以上

馬脇 一人 鎗持 一人

一、百三十石より八十石分迄

切扶十三人
同 一人

鎗持 一人

右の以下は都て御貸人一人づゝ可被相渡事、

一、部屋住にて御役柄相動候向は、本人にて召連候人數高御貸人可被相渡事

一、若年寄 六人 一、御番頭 三人

一、御用人 貳人 一、限在の輩 貳人

但總て格式被下置候面々は、勤の品に寄、格式相當の人數御貸人可被成下事、

○行軍心得

嘉永七寅の正月十二日左の通被仰出

(須藤頼明氏所藏)

左の通前後隊長へ書取を以て申達候事、

一、行軍の儀は一日五里内外可被相心得、尤時の趣に寄、少々づゝの取捨は可有之事

但遠國へ御出征等有之節は格別の義に候間、其時の趣に寄御伺可有之候、

一、右同斷、都て着具にて行軍被仰付候、乍併、時宜に寄、隊長の考次第具足を小荷駄に付素

肌にて推行の儀も可有之事、

但右同斷時の趣に寄、御伺可有之且又右には具足持人は一切被相渡間敷事、

右同達書取

一、雨中には錦(或は綿ならんか此一字不明)嚙より水入難溢の趣に候銘々雨紙類にて火事頭
巾用の品致用意居候へば、大に雨の凌便利なる趣故、組々出張の面々各々覺悟も可有之

候へども、便利成趣故無屹度隊長より被傳置可然也、且都而上下共桐油不用、蓑を着用被仰付候間右の心得をも可被申聞置候事、

○軍中諸法度

(須藤頼明氏所藏)

嘉永七寅正月十五日於御前隊長の面々へ被相渡候事

軍中諸法度の事、

- 一、軍中一和し、忠孝を基本とし、長幼の節儀可相守、且又士氣奮勵可爲主要、雖然我意舉動、私の遺恨決して不可有之事、
- 一、武者奉行は、諸備武者の奉行故、時宜により可及指揮條々違背不可有之、且又、軍使、使番は勿論、其以下卑賤の輩たりとも、命令を傳る時は速に可致承服、若時機を失ふ時は其罪不輕事、
- 一、攻守の利害、時宜の計畧心付有之者は、主將或は其將へ告べし、然るを、隱默し私に他人と相議するもの且軍事は慎密なる可きに輕浮にして時機を泄すもの其罪不輕事、
- 一、各將物數寄に士卒を勞し、或入他境、士民みだりに田畑を損し、押買押賣、竹木を伐り、雞犬の類を害し、放火し人を殺し、婦女を虜にするの類あらば其將たるもの其罪不輕事、

- 一、中軍諸軍相離るゝこと遠ければ、互に心を置疑念生じ易く、敗を致すの基なれば、事なき時と云ふとも、毎々信使を通じ隔意なき様可致事、
- 一、各軍の輕卒たりとも、其軍中の變動を聞、或は敵中の消息を聞きたるときは速に其將に可告、品により其賞重かるべし、矢文、落書、匿名書等あらば封の儘頭々へ差出、頭々より主將へ可呈、開封並に棄候者其罪不輕事、
- 一、軍中博戯、酒宴、遊興、高聲、或は事なきに號呼奔走する者堅無用、並に軍出つれば配定の隊伍不可乱、用使の時は其頭に告置可申事、
- 一、何事に不寄、及^二爭戰^一怪談災祥を説き、衆心を搖動するの類、且馬を放すもの其罪不輕事、
- 一、陣中食物上下分つべからず、非常の食は用意可有事、
- 一、軍中銘々の持場々々を固め守り、油斷あるべからず、隨身の兵仗不具の輩は其罪不輕事、
- 一、生捕あらば不可殺、中軍へ可引、降人あらば同斷、合なくして敵中の事情を問ふべからず、若し自ら言ふも言はしむべからざる事、
- 一、火の元可入念、夜中火を圍置候事、頭々の部屋へ火繩の用意を圍置候外無用、病人小屋は格別の事、

一、營中失火、放馬、酒乱人、爭鬪あるも、猥に不可動、其事ある陣屋より太鼓を打廻り事柄を觸廻る可し、其事を見留聞留に人を不可出、失火あらば四隣の小屋廻り兵卒の外は甲冑を着て如向敵備べし、

一、敵より夜討を掛ば、物見番鉦鼓可_レ交打_レ並に敵を受る營是に同じく、鉦鼓交打可申、諸營之れを聞ば、各持場を守、亂動なく頭々の命令に可從事、

一、臨_レ接戦_レ、父子兄弟手負共不可_レ顧、進て敵を可_レ討、退口は味方の手負を助て可引、並行軍は格別、接戦に臨ては皆具不可欠、手負其外何等仔細有之は頭々へ伺出可受指圖事、

一、諸士可遠慮品々左之通

鑿形、大袖、小具足、陣羽織、團扇、纒、采幣、床凡、

右之條件、平常相心得無遺失、可令謹守、豫相定置候、猶時宜の趣により可發號令事、

嘉永七甲寅孟春十五日

○服裝合印等の定

編者曰 此の一部は三浦德義氏(宇和島町)の所藏にかゝるも年代を詳にせず安政以後のものなるべし、

一、御吟味合有之、軍陳着服左の通被相定候間、出陳或は表出練兵等の節は必可相用、其外旅行並に平常迎も取交相用候義勝手次第の事、

一、足輕は服地追々本色に相改可申事、

一、足輕以上葦山、股引相用候義、是迄股引相用候處へ相用候義勝手次第、尤足輕以下惣而色は花色紺に可限事、

一、小頭杖突類に付是迄色々御定無之所、己後新に拵候向は花色紺之内に相改可申事、

一、足輕共股引相用候向は、股引へ御合印付可申事、

一、銃隊に無之共御目見以上以下共惣て被相定候御合印付可申事、

一、御番頭以上袖口印なし、脊_レ赤総角付候事、

有 限 面 々



白筋四つ、幅曲尺三歩づゝ、薄色なれば御合印黒



筒袖に無之衣類羽織へは袖口へ上の通御合印付の事、白筋幅右同斷、薄色なれば右同斷、

以下筒袖並に留筒に無之衣類、羽織共右に準じ可申事、

- 一、虎之間御合印白筋三つ、幅曲尺三步づ、筒袖に無之衣類羽織共袖口筋三つ、幅同斷、
- 二、中の間御合印白筋二つ、幅曲尺五步づ、筒袖に無之衣類羽織共袖口筋二、筋幅右同斷、
- 一、御徒並御目見等、袖口白筋一つ、幅曲尺五步筒袖に無之衣類羽織共袖口白筋一つ、幅同斷
- 一、足輕等衣服御合印なし、葦山並股引御合印左の通、



左右脇へ豎白筋、幅鯨壹寸、

足輕熟練兵第一
等威遠流申立の
上白筋二つ、幅
鯨尺壹寸、



同第二等右同斷
右る白筋一つ幅
同斷



御目付へ

旅行並出張等の節甲冑持來の義、去る亥年及沙汰候趣有之所、以後は銘々可爲勝手次第候、此

旨御家中一統、

御目付へ

軍役供連御定の趣も有之所、追々御軍制被相改候に付、可相成空手無用の者を相除、兵食の費を被相省候義專要に付、供連の義、銘々可相成致減少、大圖限有面々にて一僕、平士は無僕位に可心得、尤覺悟次第譜代の者等召連候義は勝手次第に候、且又是迄銘々へ荷物持夫爲相渡候處、以後銘々へは不被相渡、小荷駄隊にて運送爲致可申、且小身の向へは御貸人被相渡來候處、以後一切被相渡間敷候、其外左の條々御家中一統末々迄承知の様各より傳達可有之候、

- 一、御番頭以下鏡持參に不及事、
- 但致持參度向は自分或は家來に爲持候義は勝手次第、持人等是不被相渡事、
- 一、士分足輕共小銃一隊に玉藥箱貳荷被相渡、其餘は玉藥運送隊にて持參致し、入用程つゝ追々可相渡事、

御徒支配へ

此度戎服御合印の義及沙汰候趣も有之所、等別疑惑の廉も有之哉に相聞候につき、以後心得違無之様、左の通夫々頭支配より可被申聞置旨、各々より寄々可被相傳候、

一、御 徒

右嫡子、次男、三男、

御目見不致共

御目見等の御合印付不苦、役扱は不相成事、

一、御勘定方、郡方にて其身限御徒順列並御徒列共右忝御雇勤並役所見習に出候は、

御目見以上の御合印付不苦事、但其身限、抜人等にて家に不相成者の忝は可相扣事、

一、御大所坊主

右本人は

御目見不致共御目見以上の御合印不苦事、並

御目見致候者の忝見習に出候は、御合印付不苦事、其外の御目見等は其身限以上の御合印

付可申事、

一、職 人

右御目見にても御取扱無之者は惣て以下の印可付事、

一、六尺十人者

右は股引着用御合印は付候に不及事、

○樺 崎 砲 臺

左記は樺崎砲臺に関する記録と見るべきもの、亦編者の有する小冊なり
表 紙

元治元甲子七月十六日

非常之節樺崎砲臺固被仰付候次第覺

長 谷 川 十 藏

非常の節樺崎砲臺固被仰付に付左の面々頭書の通出勤申聞候間、其旨相心得候様、夫々へ可
被申聞候、樺崎臺場後隊へ御預被仰付、御船手砲手に御預被仰付御船手砲手に出勤の面々、御
入人被仰付候旨被仰出候間、爲御固御人數被差出候節は、當御番所へ出張致候間此旨承知之様
可有之候、

月 日

猶以戦士砲術方の面々承知候義も可被申聞候、

砲臺司令

安代 鶴夫
相原 主税

各門司令

原田(みよ) 右衛門
吉見 三彌
八十島 行藏
細川 十左衛門

此餘 煩手

名元多人數有之候へども急に寫取候に付名元不記置事

樺崎御砲臺固被仰付候に付ては出勤の面々は太銃取扱等の儀不差支候様無之ては不相濟候間、
來る廿九日より八朔迄を除、雨天の外は毎朝六時半揃御砲臺にて、當分手續稽古候間、御砲
臺付の面々、致出席候様可被申聞候、尤痛所等有之業前差支候向も出席可致候様、且御番役所
出勤等にて不參の向は、松田源吾左衛門、小波權左衛門安代鶴夫の内へ相達候様可被申聞候、
一、煩手差引相圖左の通候間、是亦承知候様御砲臺の面々へ可被申聞候、

板木 打流にて 煩手集合 押貝 三吹にて 臺場へ進
貝 一吹にて 打方用意 太鼓 二つ重三度にて 各門點驗

同 三つ重三度にて 半隊齊放 同 四つ重三度にて 砲臺齊放
起 鞭 三度にて 急速打方 鉦 三つ重三度にて 發火休止
尙夫々申達……………

七月二十六日

尙「宇和島藩記」に録する所の兵制及軍役を移して参考に資せん、

○宇和島藩記抄

兵制

本藩從來山鹿流兵式を用ひし所、弘化の頃、傍ら蘭式を演習し、前後中都て三隊を編立す 人員不詳
慶應二年七月銃隊を英式に、砲隊を蘭式に更換す、又時に二大隊一砲隊に編立する等のことありと雖も、今皆其詳なることを知る能はず、

明治三年四月二十七日兵部省へ申牒、

常備兵歩兵十二中隊 人員六百八十三人、砲兵一隊人員三十六人、砲隊人員二百五人、大砲
三十二門、小銃七百七十三挺、

明治二年十一月二十日發令、凡そ藩の給養を受くるもの、在官奉務の外士卒の差別なく一切兵

員と心得必ず一家一人の軍役を出すべし、幼弱又は(缺字)軍役米を收めしむ、又嫡子二三男共十六歳以上務めて操練に従事すべしと、

同 三年四月二十三日發令、士族卒嫡子二三男其情願により適員兵伍に編入、又戸主十八歳以上三十七歳以下必ず兵役に服せしめ、疾病虚弱のもの特に代人を出し軍資金を收めしむ、且強壯なれば三十七歳以上たりとも特に隊伍に編入すべしと、

同 年七月廿四日常備兵規則一定の朝令あるにより、嚮に施行せる士族卒每家一人服役の法を廢せり、

同 年八月十日發令、士族卒共兵役の本務たるは勿論なれば、常備兵適當のもの十八才よりにて戸主たる後疾病に罹り、又幼弱の戸主服役に堪へざるもの、
年齢十七才以下、
強壯のもの格別たり情願により代人を許可し、否らざれば、家禄高一步五厘の軍資米を出すべし、又年齢三十八歳以上四十五歳以下豫備兵に編入し、便宜常備兵に編入することあるべし、若し疾病に罹り服役を止むるあらば、便宜代人を出し、否らざれば家禄高一步の軍資米を出すべし、年齢十六才以上必ず大砲

小銃の操練に従事せしめ、五十才以上に至れば全く兵役を免除すべしと、

同 十一月十七日、兵制改正、壹万石一小隊、十万石以上砲隊を備ふべき朝令あるにより、従前の砲隊を解き、更に五小隊の銃卒を置く、

四年十一月五日歩兵二小隊、大阪鎮臺第二分營高松へ入營を命せらる、

同 七日縣兵編制の爲、兵部省七等出仕遠山總國派出、同八日軍掛廢止、同十二月二十二日入營兵高松に赴く、

軍 役

元治元年毛利氏征討の役あり、本藩幕命を以て同十一月十日兵を出し藩内三机港伊方浦の間に滯陣、同十二月二十二日幕府軍に令して解散せしむ、同二年正月九日兵を宇和島に班す、

明治元年正月三日、京師於にて公郷御門御警衛を命せられ、藩士百二十四人足輕九十五人輪番之れる勤む、同九日徳川氏追討仰出され、御旗二旒公郷門に標示せられ、更に該門の藩兵に守護を命せらる、

同 十五日、松山征討の役、高知藩主軍たり、本藩更に應援を命せらる、先是宗城在京師、該役の先鋒たらんことを上請に及び遂に此の命あり、即藩地に傳檄、同月二十七日を以て兵を整へ、大洲藩内郡中驛に滯陣、同二月二日松山降服、同六日兵を班す、

同 十五日、高倉三位北陸道鎮撫の命を奉じ派出あり、藩士林致十郎參謀となり、藩兵一小隊を卒ひ隨行仰付られ、同日公郷御門御警衛を免せらる、

同 三月二十一日、關東追討第二番兵應援を命せらる、關東賊徒大半先鋒の官軍に攻撃せられ

敗状ありと雖も、尙緩急あれば、速に銃隊百人を出す可しと、在京の藩士小(缺字)外務關涉し、
當時宗城外國官に奉職せり 満員の人を得ず、乃現員四十人を出さんことを乞ひ許可あり、同三月二十六日上
途せしむ、士四人銃卒四十一人、同八月二十九日朝令を奉じ徴兵三十人を出す、小隊長一人
半隊長一人、分隊長一人、補備四人兵士二十三人

同 九月七日、藩兵五百人至急函館差遣臨機津輕の應援を命せらる、事蹟別に出、

同 二十五日、非常の節丹波口に援兵を出すべき旨を命せらる、即藩地に報じ、同十一月十八
日を以て一小隊上京せり、同二十四日援兵免せらる、

同 十二月七日、東京鉄砲州外國人居留地取締仰付らる、

同 二年二月十三日、東京築地外國人居留地一圓、更に取締を命せらる、同十五日取締の藩兵
百十五人着京、

同 四月二十五日、徴兵三十人歸休仰付らる、

同 五月三日、東京市中三ヶ所取締を命せらる、同十七日京橋築地二ヶ所取締を命せらる、

同 二十八日取締の藩兵三十六人着京、

同 十月十九日、東京三の區、十四の區、三十の區取締を免せらる、

同 十二月十八日、關門警衛市中取締を免せられ、藩兵合百人歸藩、

同 四年正月十四日、徴兵二十六人を大阪鎮臺に入營せしむ、
同 四月十四日、藩兵一小隊東京に派遣を命せられ、同五月十八日隊長一人 半隊司令二人
分隊司令二人 嚮導二人 押伍三人 伍五人 醫者二人 輜重方四人 兵士九十人着京、

○吉田藩の御船手

(此の一項は本郡立間村誌による)

御船手 御船手は舊藩時の御船組にして即ち海軍の根據地とも稱すべき地なれば藩政時代には
重要な地点なりしなり、今當時の御船手職制及び御用船に付きて其大略を左に記さん、

御船手職制

一、御船頭

三家

高月、矢野、宮本

一、小船頭

三家

(一定し居らず時々移動ありしものなり)

一、御矢倉

三人

一、御梶取

九人

一、御水主

四十人

一、御船大工
内 二人歌頭二十人歌組
一家
林 (累代)

御扶持方

一、御水主 御切米八俵以上九俵(年額)

一、御梶取 御切米十二俵二斗

一、小船頭 三人扶持(一日一升五合) 御切米十二俵二斗

一、御船頭(御步行格)

矢野 三人分 六石

高月 三人分 五石

宮本 三人分 五石

御船頭は船中にては中の間格

一、御大工頭 (家名御免)

三人分 四石

一、御組足輕 二人分扶持方(玄米一升)

苗字御免は御歩行の次席たること

一、御組御船手(御水主)、御小人、御仲間、新抱一人分外に晝扶持のこと

御用船

一、八幡丸(御座船) 千石の瓦据櫓六十四挺立

一、佐竹丸(御供乗用) 櫓四十挺立

一、豊後丸(炊事船) 櫓三十八挺立

一、日向丸(御座船附屬船、今の通船?) 櫓二十挺立

一、日吉丸(御使者船) 櫓八挺立

一、兎丸(馬積込用船) 櫓二十挺立

一、水傳馬(水汲用船) 櫓十六挺立

一、鯨丸二艘(御座船漕船) 櫓各々八挺立(手代り四人)

一、御座船傳一艘 六人乗

一、傳馬 二艘 各四人乗

一、船渠(御巢屋) 四ヶ所ありて平常は茲に置かれしものなり

乗組員は水主の外領内各浦々より石高に應じて壯丁を出さしめ御水主先づ身体検査を行ひたる上これを採用す、これを水主(カコ)と稱せり

其五 以上各章關係以外の諸件

(宇和島藩關係の舊記中に現はれたるもの)

寛文三年

五月二十三日御當代御仕置被仰出條々有之内左之通有之

新儀の城廓構營堅禁止之、居城の雖疊石壁以下敗壞の時達奉行所、可受其旨也、櫓塀門等は如先規可令修補事、

寛文四年

二月二十七日御領分繪圖仕立候様源五兵衛へ申渡、

寛文八年

正月二十七日惣川村百姓三拾六軒程奔候由、

全 年三月江戸大廻御船無事十五日着船、

寛文九年

二月 六 日大廻御船着岸、

六月三十日洪水有之殊外痛候由、

七月十五日晩より風雨十六七日洪水、

八月 九 日より風雨洪水、

十一月十七日大廻御船歸着、

寛文十年

四月十一日大廻御材木船着、

延寶元年

二月十九日大廻御船着、

四月十六日かか町火事上野彌次衛門預組十九軒焼、

五月十一日向新町火事家三軒焼失、

五月十四日大雨大風在々浦方洪水(御城石垣二崩、當荒三千二百四十石餘永荒二千三百六十石餘)

七月七日新町火事、家二軒焼失、(向新町又兵衛兩度火元故御城下追放)

十一月

大廻船到着、

八月十七日終日大風雨(未刻より戌刻迄毀家四千二百軒餘此外不殘大小の損船百六十艘、破損死人五人、死馬一匹、江戸へ申達す、

九月十七日子刻出火、火元紺屋庄兵衛、類焼二十一軒、外に佐伯町不殘本家四十九軒、御

馬屋不殘、

同 十八日御米二百俵佐伯町火事に逢者に被下、

同 二十四日佐伯町馬場地形拵奉行吉見彦太夫、福島久太夫、

十月十三日佐伯町御繪圖の通被仰付望月助兵衛承之（此年三の丸下へ御馬屋引る）、

十一月 日大廻船到着、

延寶二年

三月十六日御献上の色鳥子色にて被差上候處、御用の由にて近年一色に成候、已後黃紙、

鼠色紙、淺黃紙、柿色紙にて献上候様被仰渡付、四色不苦哉伺候處、白色相加候ても可然旨

御挨拶也、

延寶三年

三月十二日大廻船御着、

延寶四年

三月十六日大廻船着御船頭高月八右衛門、

同 日柿原河原にて非人小屋二間に十間立る、非人に米三石被下、

七月 四日昨日より大風雨御城下洪水、

延寶七年

三月 一日御組頭元締御目附郡奉行御勘定奉行町奉行御前へ召之御儉約之儀被仰出、

三月二十二日御儉約の書附夫々渡之、

七月 十二日十日より大風雨、破損も少々有之、

天和元年

三月二十二日非人小屋掛、養扶持三十日程、一人二合宛遣す、

四月 十七日御城下火事、太鼓打候處今日よりごらに相定、

天和二年

二月二十四日下灘忠兵衛願竹ヶ島を見立、一浦の在所に仕立、網をも置申度由願の如く被仰

付、

七月二十二日在郷代官十人申付之、

元祿元年

正月二十六日在々鐵砲の員數改申渡之、

元祿二年

三月 十日祝ノ森村與十郎母百二才になり達者に暮之由、俵子二俵御渡被下、

七月二十七日||在々の取上鐵砲合四十七丁、

御牒面取上候て皆御兵具方へ相渡候由、

八月二十七日||御町鐵砲五十七丁、受取申候段申出づ、

元祿五年

六月二十二日||野村組中俵子五俵被下、家業能勤候故也、

元祿八年

十月十五日||下村紺屋慈悲深く邊路等宿致に心入の者に被爲聞、珍敷者候間、御褒美ごらせ可申旨、

元祿十一年

三月二十七日||近家浦鹽濱新田御役人申渡、

元祿十三年

二月二十六日||近家鹽濱 奉行人中島十右衛門 日付黒川小野右衛門 申付、

寶永元年

正月十九日||小原三左衛門武田治部太夫へ被仰渡覺、

惣而御領中之儀可被爲聞爲、御目附被仰付置候處一圓何事も不申上、下々迄嘗而不被成御存

知、御仕置思召違ひ有之ては、御爲惡敷事候、被成御聞、御用捨は上之御心底に有之候、自今以後は爲御存、其方共見物之儀、不確輕儀迄無遠慮可申上候、御目附中承合申間敷候、老中よりは又一段下へ近く候へば、斯様に被仰付候、尤心得に可成儀は卒と老中の中へ誰成共爲知可申候。

寶永四年

三月十七日||宮崎下村猿がひで池普請有之、小壺堀出、烏目四百七十文有之古錢之由、

六月十九日||日雇賃銀高直に付七分つゝに相極、

八月十七日||月並御用日左之通相定、

二日、七日、十三日、十八日、廿三日、廿七日、

十二月十七日||奉公人給銀、

一若黨 江戸百五十目迄の内 御國百目迄の内

一鍵持草履取、馬口附等 江戸百三十目迄 御國八十目迄の内

一人足 江戸百十目迄の内 御國七十目迄の内

寶永六年

二月三十日||月並御用日左之通相改

式日 三日、六日、十三日、十六日、廿三日、廿六日、
小寄合 九日、十九日、廿九日 老中若年寄御用人
御勘定奉行元締計

八月二十三日||殺生之儀左之通御家中へ申聞、

一、御家中諸殺生之義苦間敷趣候間、其心得可有之候、中の間以上の面々は鉄砲等も不目立
様に持參有之分は勝手次第之事、

一、御徒歩以下御雜人並に又者等は今迄之如く鉄砲殺生無用之事、

附、御持筒之者共は格別之事、

一、元御留場之所は彌猥に無之様遠慮可有之候、且在郷一宿等之儀御法之通可被相心得候
事、

附、鉄砲矢先へ念を入可申事、

寶永七年

一月二十九日||大工賃銀先規之通、

上大工一匁二分、中下並に木挽右に應じ可申付

正徳二年

二月 七日||夜前丑刻櫻田監物屋敷裡長屋より出火西風烈今朝卯中刻鎮、

侍屋敷御目見限 百五十三軒

足輕屋敷

四十七軒

町家 二十七軒

大超寺、延命寺、神宮寺、一宮、百姓家、 二十七軒

凡 二百五十八軒焼失

七月 二日||盆中町方踊之義相伺付、前々之通盆三夜四つ時限に可被申付旨申渡事、
享保元年

十一月七日||出火の節太鼓左之通相改、

一、御家中御町、須賀、樺崎、元結掛邊迄は早太鼓、新町口佐伯町口より内は鉦交せ可申事、

一、御城下外れ在郷は太鼓二つ重ね打可申事、

享保二年

三月二十五日||山田村百姓畑にて錢入候壺、其外鐘色々之物掘出し候事、

享保三年

一月十五日||御家中、若党、召仕給銀の義被仰出、

一、若党 江戸百五十匁迄の内
御國百匁迄の内

但今分江戸奉公人は二十目増

一、草履取 江戸百三十匁迄の内
御國八十匁迄の内

但今年より江戸奉公人は二十匁増

一、人 足 江戸百十匁迄の内
御國七十匁迄の内

但今年より江戸奉公人は三十目増

享保四年

四月十二日日大工木挽賃銀鐵物米等高直に相成付上げ被下候様相願左之通申付

一、上大工一匁九分 一、米一升二合代 二分

御家中へ雇時左之通

一、上大工一匁九分 増銀四分 二匁三分

一、米七合五勺代 一匁三分

一、雜 用 四分の積にして

右二廉手前賄に致候て如此

十月二十二日日御領内宗門改人數

惣人高 九万八千四百七十七人

非人 三十七人 穢多 千二百九十五人

享保五年

三月二十二日日袋町堀末御番所加番人四郎兵衛養父へ孝行に付米三俵被下事、

享保九年

二月 八日日山奥今田水湯に入に罷越候面々心得、右水湯之儀不慎儀候へば桿立湯治之沙汰

用捨仕隱便に罷越候様可被仰聞旨、夫々申渡す事、

享保十六年十二月十二日日職人賃銀米下直に付、手間賃引下申段、去酉年申渡候處、當秋より

米の直及二十目に付、來子五月より前々の定に申付候事、

享保十七年

三月二十日日遊子浦、眞綱代、長月村、御内村、横川村、内海浦、大麥百五十俵、

享保十八年

八月 八日日御家中下部地方給銀左之通

一 切米銀六十目迄 若党

一 同 四十五匁迄 小者人足

一 同 三十五匁 仕着、切米
上扶持共 下女

一 同 三十目 半下

右之内夏冬仕着品にて遣候はゞ其積を以て銀高之内差引可申事、

元文四年

正月 七日御家中江戸へ召列召使給銀

一、若党文銀百五十目、一小者同百五匁

一、人足 同九十目

右當年は五割増可相渡

四月二十七日大浦大阪屋仁右衛門開新田、平日修覆井川方より致し候向後一ヶ年に米三俵づ
被下置、引請に相成事、

元文五年四月十二日

裡町借家者圓助と申者の妹母へ孝心につき俵子一俵被下候事、

延享二年

四月二十日御判文字御改被遊、宇和島主村隆、

八月二十一日江戸御屋敷書付等公儀より御尋に付被差出御届書寫左之通、

一、拜領居屋敷^{淺布}三万二千七百十四坪餘

一、拜領中屋敷^{木挽町}一万三千七十五坪

右屋敷元祿十年より松平陸奥守方へ借置申候、尤其節之御老中様へ相達置候、

一、拜領下屋敷^{淺谷}一万五千五百六十坪

一、抱屋敷原宿四千坪伊賀者知行處

右は淺布居屋敷地續にて抱添一處に困ひ所持致候、

右之外、抱屋敷、抱地、町屋敷、町並屋敷、且又御領地等家來等迄所持不致候以上

延享二乙丑七月廿日御名内三原勘介、

閏十二月廿七日御用付在へ罷越旅籠代被相定 上分 五分、下分 三分、

延享三年二月廿九日

庄屋百姓心得よく農事出精の者孝心の者多人數御賞有之、

延享三年

十二月七日磯崎浦敷之趣有之、格別之了見、又々爲御救米三十俵所中へ被下置候事、

延享四年

十月三日朝鮮人御用に付百三十貫目在郷より御用立、

同 十八日朝鮮人御用聞合之爲山脇要助對州へ被遣候事、

寬延元年

正月十七日朝鮮人御用水手在府數多出に付銀五十貫目御下被成下、

寛延元年

閏十月十二日

岩淵村役人十七才より七十餘迄勤め御賞有之、

寛延二年

十一月廿日多田組之内窪村にて壺二つ堀出し、古錢四十目程有之、郡所へ差置七十文錢四十六匁被下、

寛延三年

十一月廿五日今夜向新町出火、向新町竈數四十八軒、足輕屋敷焼失、追而御手常夫々被下事、

寶曆元年

二月一日火事火元不慥候へ共、伊勢屋敷内より出火と相聞ゑる、類焼會所、郡會所不殘、御目見以上百八軒程、延命寺一宮大本足輕二組、百姓家十二軒程、愛宕町十九軒程、

寶曆三年

正月廿二日旗川村川端に出湯有之由之事、

二月廿二日旗川村川端に去冬湧湯出來候に付取立世話之儀御内村庄屋隠居父子へ世話申

付、俵子三十俵被下候事、

寶曆四年

九月十日頃

郷中、庄屋、郷目付共控を相守に付御賞度々有之、猶十二月前後同斷、御賞度々有之、小物成の内眞綿麻苧御免被成候事も有之候、

寶曆七年

十一月十七日大成郡録調、高間八太夫並に中見御賞、

寶曆八年

三月廿七日職人相續願之節、細工之品見方申事に候、町奉行支配之者にても爲差出候事、

六月廿七日和靈神事、他所參詣、且入船申出る、向新町宿付候、大洲、松山、讃州、土州參詣二百七十六人、商人拾五人、新町口見及候分、土州七百五拾人程、大州二百人程、松山六十人程、佐伯町口見及候分、土州六拾二人、入船高三百三拾五艘、

明和元年

八月二日奈賀村之内水分駄場開發之事、

明和三年

十二月七日、葺屋根葺賃錢相増、上百拾一文、中百四文、下九拾八文、

明和四年

五月十七日、石屋職是迄差免候者之外不相成事、

八月二日、賀來友之亟、元和中より數代浦下代相勤其身學問相勵候付、御徒列御用塲書

役被仰付、

明和五年

二月六日、今曉八時過信崎彌右衛門宅より出火、明六時燒火、類燒五拾五軒程、外に神宮

寺光國寺、清泰寺、山田組拾三軒、百姓四拾軒程、

同 年

十二月廿二日、郷中屋根葺、無札不相成段申聞候由、

同 六年

八月十三日、御幼年よりの御詩歌御文章文集に仕立被仰出、且又御行實も被仰付候事、

十月二日、左之通御書付被差出、

知足亭 十五勝

芙蓉池 御庭内

清冷泉 同

石岩岡 同

紫芝崎

古陽城 寄松

專脩堂 阿彌陀

繡嶺花 坂下津

三瓦戸 瓦師
擡頭山 高山

鹿鳴谷 喜美須山
華月巖 鬼ヶ城

海門濤 只波
天柱峯 權現杜

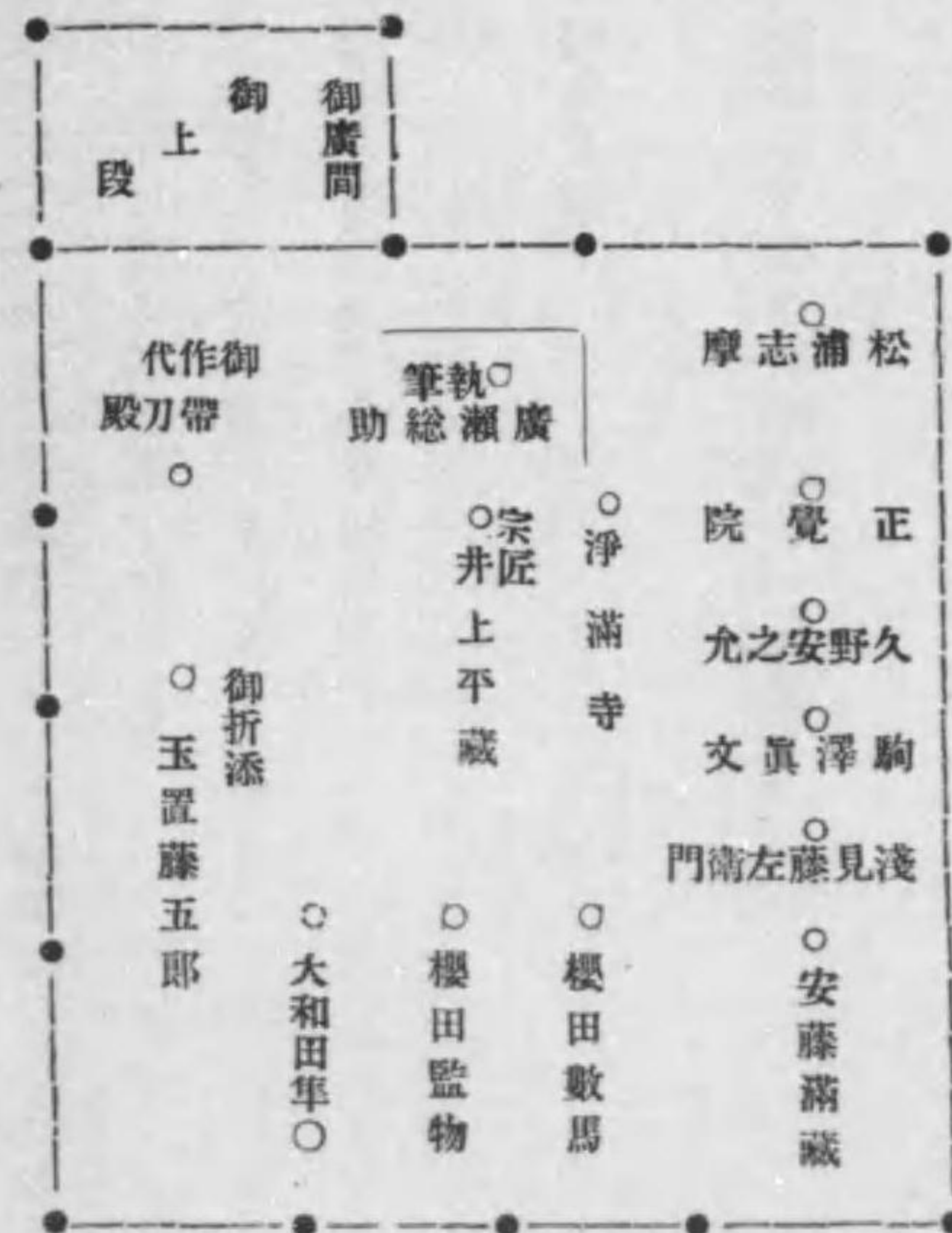
漁火潭
園蓋松 並松

明和六年
十二月廿一日

卯之町長松孝心に付俵子三俵被下、

安永元年

正月七日、御連歌之御次第繪圖、



安永六年

十二月十六日吉田町昨日出火二百七十軒餘燒失、

安永七年

正月十七日御領中人馬賃錢、今度相改、

人足一人^{一里} 馬一匹^{三十一里} 三十六文

但武家の外は相對次第

天明元年

四月 二日 日振浦万三郎万助孝心米一俵被下、

天明元年

八月 廿九日 山家左織へ左之趣被仰付候由、

近年山頼へ御祈念、別而靈驗多く御感意被遊候、元從貞山様御讓之御普代之家筋故、今度御諱の御一字被下置、山家之紋擁波へ以後釘貫に交せ候様、依て紋付之鋸打候三原之御刀御拵にて被下置候、

九月 八日 九穗村の内元結掛水門口百姓家より出火、百人者二十七人類燒、

天明三年

六月 二十六日 大江村作右衛門、母へ孝心米三俵被下、

天明四年

六月 廿二日 河内村善之助、去年兩親相願候處吉之助十一才に相成孝養を盡し若年者には稀なるもの、米二俵被下、

天明五年

六月 廿七日 四郎ヶ谷村十兵衛、兩親へ孝行に付米一俵被下、
竹川村銀兵衛、全新米二俵被下、

十一月 七日 佐伯町八兵衛伴兩人孝行鳥目三貫目宛被下、

天明六年

三月 二十二日 近家村嘉八夫婦孝行鳥目一貫文つゞ被下、

四月 二日 伊方浦出火、家數百四軒燒失之由、

天明八年

六月 四日 須藤主馬、孝行且法令を順奉せし廉に依り御直筆被下、

寛政三年

三月 二日 延命寺門前佐和、養母九十四歳に相成者へ孝養相盡付米壹俵被下、

十二月十日富岡村長六娘ごめ母へ孝心。町醫桂甫拾貳歳に相成候處母へ孝心米一俵づゝ被下、

寛政五年 二月十六日吉田百姓八幡磧に致屯居付相尋候趣有之、願之趣夫々及裁許、何れも難有奉畏歸在致旨、

寛政六年

七月二十二日中間村幸之進親孝心米三俵被下、

十二月二日窪野村庄屋惣之頭妻姑へ孝心米三俵被下、

寛政七年

七月五日儉約につき數々被仰出候中

前略 寶曆四年きびしく御儉約義被仰出、御自身地晒御帷子小倉御袴にて萬事御儉約之被遊裁許候、其節は彼此於下方も相評し申候へ共、遂には屹度御内証御取立被遊候、畢竟は御先代を相勤候面々は、御仕榮置も有之、思召之儘、御省畧も相立兼につき、右之通時合被相延、追て御儉約義被仰出候事と被存候、當時御同様の御時節に候へ共、御差替可被成御人も無之、年を被相延候ては、差向御手傳等被蒙仰候節御差支も可相至、何分此の節難捨置

一統心得向迄も御取直し被成度思召に候へば、御役人中篤と思召候趣辨別致し取計上可申候、下略

寛政八年

六月二日孝心御賞五人有之、

寛政九年

九月二十一日異國船見掛候節、取計方之儀公儀より被仰出、

享和元年

十二月十日日出村ろく孝心に付御賞、

享和三年

八月十五日右同斷、

文化二年

五月十七日横林村宇吉開拓、

文化三年

三月二十二日岩松村にて焼物試み市中之者願出聞届、

文化四年

三月十七日津島領鹽濱追々出來に付爲守護小社建立之儀申出開屆、四月十八日燒初

七月 二日近家鹽濱小西惣三郎へ被下、

十二月廿二日沖ノ島熊藏母へ孝道相盡儀子三俵被下、

文化五年

正月 七日おろしや船取計方之義に付、寅歲相逢候處、其後蝦夷之島々へ來、及狼籍候上

は、おろしや船と見受候は、嚴重に打攘ひ、近くに於ては召捕又は打捨、時宜に依ては勿論

の事、難船漂着に紛無之候は、可相伺旨、依公義被仰出、

二月十七日小頭伊助、御雇佐助、砂糖製、賞米二俵被下、

(此項測量之儀に付從公儀被仰付事品々有之)

四月 十日船大工町柁屋助右衛門醉屋御免、(一人に限る)、

五月二十七日内海浦由良山之内あらかしよりあま崎まで新浦に仕成度被下置度願開屆、

文化六年

二月十一日泉州矢野櫻太夫と申者參り、神道講釋致候由、

八月 十日光滿村庄平、奥浦與藏、日振島仁右衛門、芝村平治、五反田武八、山田村市兵衛孝行に付俵子三俵づゝ被下、

文化七年

五月 十日卯來島新右衛門心得宜敷孝心米二俵被下、

文化十年

十月 七日御番所被建候處、

八幡濱、川ノ石浦、平地村、高山浦、大浦、岩松村 近來建被置候番所にて兼の

貝塚、坂石村、川津南村 番處以來被相止

十二月廿七日和靈へ志願にて、市中の者、川筋三四尺通被下候は、並木植附度旨願出開屆、

文化十二年

五月二十七日御用に付出郷之面々、旅籠拂心得違之面々有之趣相聞候間、心得違無之様傳達、

一、旅籠 上五分 下三分

一、逗留之節は決て手まかなひの事、

一、宿掛たりとも人数同勢五人以上は手賄之事、

但突掛り急場之儀は庄屋處へ相願、入料可相拂事、

文化十四年

十月廿二日 下畑地村丹藏母へ孝心米一俵被下、岩淵村幸七同斷
十月廿四日 近家浦鹽田役代迄相分り候様碑の銘建置度旨小梁川主膳申出聞届、

文政元年
三月 七日 丸穂村長八孝行、戸島村作之允同斷俵子一俵被下、

文政二年
五月二十二日 内海浦之内中浦百姓猿鳴と申處へ引越、新浦に願出候處聞届ける、

六月 四日 岩松村小西惣三郎平城村竹鼻沖へ新田を作る、

文政五年
一月十六日 町會處へ産物改會所と掛札改候由、

文政六年
六月 七日 樟腦差上聞届 上畑地村庄屋
吉良惣兵衛

文政八年
九月 四日 保田村より熊打差出候土居元慎捌き被仰付、

十月十二日 野邊御通行之節農業に不障様先拂聲カケ不申様被仰出、

次に銅山採掘につき舊記に現はれたるものを抜きて年次の順に排列し參考に資す、
此項侯爵家の舊記と「不鳴條」と殆ど一致す

銅山採掘

銅山採掘

正徳三癸巳年八月二十一日 日土今出銅山箔に堀當候由届有之、
同年十一月廿七日 一 奈良村せうれん寺山に銅山見立當町林屋八右衛門受負相願候付願の通當
年より已秋迄十ヶ年受負申付候段水間所左衛門へ申渡事、

正徳四甲午九月より日土村内今出銅山真年十ヶ年の定山受負大阪和泉屋吉左衛門、
右の通山相稼候處相障義有之受負年數の内一旦相止山立退り、

享保三戌年十二月廿四日 御領内日土銅山に於て兼て受負仕候大阪和泉屋吉左衛門先頃願の
趣有之彌々受負申付筈にて吉左衛門証文横山勝左衛門持參の事、

享保四亥年三月十二日 一 伊藤郷右衛門日土銅山御用被仰付、
(不鳴條) 享保四亥年三月再稼願出年數は前方相定通正徳四年より辰迄拾ヶ年の間也、

右銅燒吹の儀は磯崎浦内夢永山へ罷越候て仕成の事趣意は燒吹致候事は諸作に煙當り其外
相障儀在之故也、

同年四月廿七日——日土銅山吹初有之銅山様子宜敷趣、

享保七 寅三月四日——日土今出銅山仕當に合不申止候事、

享保十一年十一月九日——日土村今出銅山大洲領五百木村高橋吉右衛門と申者受負願出當極

月より辰極月迄十ヶ年受負被仰付候事、

(不鳴條) 譯有之吉右衛門稼相止翌年未五月大阪屋永次郎へ讓、

享保十四 酉年十二月十一日——今出銅山より去未年より酉年迄銀百五十貫目差出候筈の處廿貫

目不足に付願の趣申出に付聞届願の通申付候様申聞、

(不鳴條) 享保十五 戌十二月同村の内下申と申所聞堀致度旨右同人願出相稼翌年九月に至人

少故相止度段申出止、

享保十七 子年下串山間堀致度由日土村兵頭彦左衛門依頼相稼、

享保十七 子年七月廿七日——今出銅山仕入銀差支山相續難成付相止申度旨願出勝手次第可致旨

申聞る、

享保十八 丑年五月二日——日土今出銅山の内間堀の願西條領金子村平右衛門と申者願出元締申

出聞届、

元文元 辰年十二月三十日大阪屋永次郎日土村銅山仕成の儀又々願出仕成被仰付候事、

(不鳴條) 元文二 己年十一月より卯年迄真年十ヶ年右下串山永次郎相稼、

譯有之受負人名元は永次郎伯父大阪屋総十郎と相成候内分は永次郎也、

元文三 午年六月二日——磯崎村丸山銅山和泉屋忠兵衛仕當に合不申故相止度願承届、

元文五 申年八月廿二日下串銅山稼方相休候事、

全 年十一月廿六日——右再相始候事、

元文六 酉年十一月七日——今出銅山物入多に付當年限稼方相止申度旨願出承届候事、

寶曆十三 未年九月二日——日土銅山試堀被仰付御作事取計、

明和元 申年三月十七日——日土村銅山出方不宜付相止、

第十章 人物小傳

此に人物小傳を叙するに臨みて特に記すべきものあり、

○編者初め公務を以て郷土誌を編せんとし、其資料を採求するに際し、人物傳編輯の資料を以て其最も得難きものと考へたり。過る大正二年夏季休業の際、遍く宇和島町附近の寺院を巡視し、苟も碑に細字を刻するものあらば一々之を點檢し幸にして地方先人の偉績を探るに足るべきもの數十を得て此の雜事の一部を發見することを得たるは此一章作成の手初めなりしなり、爾來或は個人保存の記録、或は雜誌、或は書籍、得るに従つて輯録し、遂に此の如きを得たり。

○隨て文脈全章を通じて一ならず、可及的原文の意を損せざるを慮りたればなり、

○章の終に至るに従つて、之れを維新前の人物と云はんよりも寧ろ維新後の人物と云ふを當れりと思ふべきものなきにあらず、之れ本冊の後編となる可き「維新後編」の上梓或は近き未來にあるべきとも思はれざるを慮り特に附加したるに他ならず、

○而して維新前の人物中、時に北宇和郡以外の人物なきにあらざるも、こは舊藩政時代に於て、宇和四郡（或は現喜多郡の一部）は共に宇吉兩藩の領内に屬したること勿論なるが故に當然輯録すべきものなりと考へたるに他ならざるなり、

○地方先人の遺績を録するは編者の最も快とする所なり、後人をして感奮興起せしむるの權威は此邊に存する所其だ多きを信すればなり、讀者亦虚心恒懷此小傳に親むあらば得る所蓋し鮮少なざるべし、

○此等小傳と他章中に於ける記事との對照は之れを説明するを要せざる所、一に讀者の見るところに任せざる可からず、

兵頭太郎右衛門

（西園寺源透氏の調査による）

兵頭太郎右衛門尉、諱は道正、後入道して泉貨と號す、其祖父は京都の人にして土居四郎勝正

と曰ふ、其子に太郎左衛門尉、藏人、中務、内匠、清兵衛尉、清左衛門尉、内記等あり共に土居氏を稱す、故ありて伊豫に來り宇和郡鳥鹿野村鎌田ヶ城に居り宇和郡の旗頭西園寺氏に仕ふ、清兵衛尉に二子あり、長子を加賀守と曰ふ天正七年五月廿八日三間岡本城の合戦並に天正九年正月十五日北之川の軍陣に土佐勢と闘ひ大に勇武を振ひ其名最著る、文祿年間藤堂高虎此國を守ると時召されて高虎に仕ふ、清兵衛尉の次男道正出家して野村安樂寺に住す、稟性剛勇にして志氣天を衝くの概あり、野村白木城主宇都宮乘綱之を愛惜し強説して還俗せしめ太郎右衛門尉と號し西園寺公廣に従ふ時に年齒十八なり、茲に同郡魚成村龍ヶ森の城代に魚成源太と曰ふ者あり或年西園寺氏に叛き土佐の長曾我部氏に款を通す、公廣之を惡み道正に命して之を討たしむ、天正十二年二月二日道正兵を率ひ源太を櫻の峠に攻て之を仆す、公廣其功を嘉みし道正に感狀を交付し野村に於て二十五貫文の地を與へ且兵頭氏を賜ふ、蓋し兵頭、上甲は上將の意にして西園寺家其功臣を賞するの例に用ふるものなり、而して其賞與地今尙存す、天正十四年戸田勝隆此國に封せらるゝや殘暴にして領民服せず勝隆以謂らく領内の騷擾するは由て來る所の禍根ありと因て西園寺氏及其與黨を索めて大に虐殺を行ふ、時に道正自ら韜晦して野村雲林山下に草庵を結び爰に隱遁す、再薙髮して泉貨と號し草庵を泉貨庵と曰ふ、是に於て道正自ら厚紙の製方を發明して之を業とし家産を作る、此紙は楮皮を原料とし「トロロ」と稱する綿科植

物の根汁を和して凝結せしめ、二枚の生紙を合せ製するものなり、長一尺五寸幅一尺一寸の厚重強韌の紙にして保存を要する簿冊、經文、折本、圖面、合羽、包紙等に用ふるに適す、世人靡然として之を習ひ治く農家の副業として製造し盛に京阪地方に販賣す、終に發明者泉貨の號を以て厚紙の代名詞となすに至る所謂宇和泉貨是なり而して此製紙の業漸次に繁昌し宇和郡中、周知の郷、柳の郷、黒土の郷に行はれ尙遠く喜多郡及土佐高岡郡に波及し饒多の産出を得るに至れり、宇和島藩此製紙業の利益を認め保護政策を取り大に之を奨勵す、後又野村其他樞要の地に楮紙役所を設置し當業者に原料資金を貸與し製紙を以て之を償還せしめ且製紙は役所以外へは販賣することを嚴禁し全然藩營事業と爲せり、維新後は民業に移し爾來厚質の西洋紙に侵さるゝと雖も強韌なる特長を有する泉貨紙は依然勢力を維持し今尙盛に製造しつゝあり、道正慶長二年二月廿八日を以て病歿し遺骸を雲林山の邊に葬る、元祿十三年正月宇和島の紙商堺屋作左衛門の請に依り龍澤寺住持靈屋禪師法號を追贈して寶山泉貨庵主と云ひ、厚く之を供養し且豫州泉貨記を作りて作左衛門に與ふ、正徳元年二月泉貨庵を修繕し且道正の木像を作りて安置す、安樂寺主の雷に依り靈屋禪師又清洗院と加諡し懇懃なる開眼供養を行ふ、此時禪師豫州泉貨庵主の傳を作りて道正の子孫に與ふ、現在の末裔土井唯次郎の秘藏する物是なり、弘化年中泉貨庵祝融の災に罹り泉貨の像を安樂寺に移す、爾後再興を企るものあるも事故に依り之を

果たすこと能はず、今に庵址蕭然として雜草の離々たるを留むるのみ、
慶應二年六月二十九日宇和島藩、道正の功を追賞し其裔七兵衛に代々庄屋格を與へらる、蓋し
代々庄屋格免許は藩に於ては最異數の待遇なりとす、其文に曰く

郡 奉 行 記

野村七兵衛と申者先祖泉貨居士厚紙漉初泉貨と唱へ來り當時專御國産第一之品に相成候段
舊功不少依之先祖之功を御取出し當七兵衛と申者代々庄屋格申付候此旨可申付候、

慶應二丙寅六月二十九日

明治十六年十一月八日農商務卿より道正か功を追賞せらる、其文に曰く

愛媛縣東宇和郡野村

故 兵頭太郎右衛門

天正十二年叛を討ち功を奏し尋て家國顛覆の不幸に遭ふ則跡を晦まして新に製紙の業を起
し遂に泉貨の名を留む其効益固より多く其志操亦高し因て特に之を追賞す、

明治十六年十一月八日

農商務卿正四位勳一等 西 郷 從 道

右追賞には永遠祭祀料として金拾五圓を添へて賜りたり、

惟るに道正は三百年の昔に於て窮餘の身を提げ刻苦經營製紙の一法を案出し惠を後世に貽す、
實に地方稀有の偉人にして殖産興業の模範者と謂はざるべからず、

山家清兵衛公頼

山家清左衛門公俊の子、仙台藩主伊達政宗の臣たり、宇和島藩祖伊達秀宗、元和元年を以て宇

和島に封せらるゝに當り、

政宗の選によりて老職とな
り秀宗の補佐に任ず依て秀
宗に従つて宇和島に入る。

當時宇和郡は元龜、天正の
擾亂に繼ぐに、苛酷なる富
田氏改易の後、庶政紊乱を
極め、租税の如き、苛重の
極、九公一民を唱ふるに至



山家清兵衛畫像
(宇和島町山家四郎氏所藏 村侯公御筆)

り、農民の困憊甚しく、土地を所有するを以て一大不幸とするの状態にあり。従つて民力窮乏、
財源涸渇に類し、加ふるに内憂外患交々至らんとするあり。公頼此間に立ち、民力の休養と武

備の充實を以て最大急務なりと觀じ、一方に於ては領内を巡視して民の疾苦を見、租税を輕減し、農耕を勸め、他面に於ては、士卒の俸祿を減じ、藩用を節し、苦心慘愴、政策着々肯綮に中り、庶政大に整理せられんとし、庶民一般に新藩主を謳歌せんとするに至れるに際し、藩士中公頼の此の政策を快しとせざるものあり、讒構頻りに至り、遂に大志を齎して奇禍に遭ひ、其家に歿せり。享年僅に四十有二。後上下其忠節を念じ承應二年六月其靈を檜皮杜に遷し、山頼和靈神社と稱して之れを祭れり。爾來靈驗殊に著しと稱し、四時の賽客絡繹として絶ゆることなし。

八十島治右衛門

君姓は源、名は親隆、通稱を治右衛門と稱す、藩主第二世宗利に仕へて元締役たり、寛文四年九月更に郡奉行となる。之れより先、藩祖秀宗宇和島に封せらるゝや、徴租の基礎を明にするの要を認め、夙に檢地の企あり、正保三年岡谷兵右衛門、檜垣助三郎等をして之れを行はしめたるも未だ其詳細を悉さず、第二世宗利に至るに及んで、年々歳々新墾の地多く檢地の要益々切なり、之れに加ふるに萬治元年宗純の吉田分地以來、藩の祿高は七万石に減じ、財政漸く困難を來したるのみならず、家格は大廣間格より柳の間格に下る、財政の困難、家格の低下、之れ

を救済するの手段は新墾脱税の地を擧ぐると、檢地を新にするとの外に出づ可からずとは當時要路にあるもの、議を等しうしたる所なりしも、事甚だ至難、しかも民に怨嗟の聲あらんを慮り、起て之れが衝に當らんとするものなし、會々寛文六年領内稀有の風水害あり、田畑の被害甚多く堤防を損し、田島を没し、良田變じて下田となるもの亦尠からず、益々檢地の急を告ぐ、治右衛門謂へらく、新墾脱税の地を擧ぐる此の時にあり、更に從來の六尺三寸竿に代ふるに六尺竿を以てすれば、新財源を開き得るのみならず、主家家格の復舊亦之れを庶幾し得べしと、奮然起つて此の難局に當らんとす、藩乃ち治右衛門をして檢地頭取たらしめ、中澤平右衛門(寛文七年三月廿九日新知百五十石召抱)及忍田又三郎(寛文十年十一月十五日檢地着手の際、同じく新知百五十石召抱)等を附して之れを實施せしむ、之れ實に寛文十年十一月の事に屬す、衆間竿を六尺に改むることを以て斷に過ぐと稱し治右衛門の爲に之れを危ふむ、治右衛門顧みず、先づ之れを城下附近河内村に竿入す、果然農民は皆納租の増加を豫想し反對の聲盛に起り、殊に庄屋等父子四人(口碑の傳ふる所による)頑として之れに應せず、治右衛門既に君家の爲に一身を挺して此の難局に當る何の顧慮する所かあらんと、其抗議を斥け、斷然四人を斬つて決意を示す、茲に至りて衆悚然として聲無く、遂に領内全部に涉りて檢地を進捗し、年を閲すること三、寛文十二年に至つて完了す、元祿九年高直の事(元祿十二年六月御朱印)實に此に

基く、

(參考)

「鶴鳴餘韻」には、正保三年岡谷兵右衛門檢地の際迄は六尺五寸を間としたるも此の檢地の時より六尺を間とせりと記せり。

「不鳴條」仁卷第二十五に曰く

竿寸の事往古は一間六尺五寸の由、正保年中岡谷兵右衛門檢地の節六尺三寸に成由、又寛文年中より六尺竿に成也

と

更に之れを正史に按ずるに「國史眼」に於て六尺三寸を一步とし、三百歩を一段とす、之れを五六法と云ふ、田を檢するに尺地を遺さず、分寸を貸さず云々(秀吉)

田畝の制を定め段は五六法により、歩は改めて六尺一分の竿を用ふ云々(家康)

「二千六百年史」に秀吉は近畿を平定すると先づ長束正家、石田三成に命じて檢地と云ふことをさせた、之れは應仁以降全然統一を失つた度量衡制度を改革し諸侯の横領隠蔽したる土地を檢出し、一方には其苛斂誅求を制すると同時に他方に天下の新しき財源を開いたのである。

正家は是乗坊(別書には善祥坊とあり)と云ふ算數家と内議して曲尺六尺三寸を以て一步とし三十歩を一畝とし三百歩を一段とし、三千歩を一町とするの新制を立てた云々

又、徳川氏時代の部に

徳川幕府の田制法は五代綱吉の代に至つて固定した、即ち豊臣氏が六尺三寸を以て一步としたのを六尺一寸に減じ三百歩を以て一段とし、田を五等に分ち石盛によつて率を定めて租を徴することとした云々

「百科大辭書」三卷堂出版 徳川の初世に至り大久保長安、伊奈忠次等をして檢地を行はしめ之れを石見檢地、備前檢地等稱せしが、當時用ひたる間竿は六尺一分にして之れを以て算すれば、又前代に比して一段の實積實に二十九歩餘の減少を見る云々

延寶六年三月將軍家網の時に至り伊豆國內の檢地をなし同七年丹波及大和に檢地を行ひしこと玉露叢等に見えたりしが其檢地條例に既に六尺一分の間竿を用ひたるを見れば當時は總て此制を行ひたりしもの如し云々

「吹塵録」

此書は大藏大臣官房の蔵版なり、卷頭に記して曰く、幕府財務の實況を記する書なきに苦み之れを勝伯に謀る伯爲に此書を編し名けて吹塵録と云ふ、記述詳明よく本末を悉くす固より尋常の著を以て見るべからず云々左に引用するは其第二册四十頁以下に現はれたるものなり

織田家貫高を廢し石高を以て土地を量らせしかど、所管の地に十有餘州の經界を正し税租を

定められしとも聞かず、戰國紛紜の内なれば大概のみにして精しきに至らざるらん、豊臣家一統の後（中略）經界異なるを以て、之れを均正するの志おはして五奉行の内長東正家に命せられ是乗坊と云算學者と會議し古法を變じ新法を定めらる六尺五寸を一步とし百歩を少歩とし二百歩を大步とし三百歩を一反とす云々

而して徳川時代の事を録するに

當代にては古法と勝國の制とを兼用せられ歩は古の六尺を用ひ

但量地には間竿と云ふを用ひ長さ一丈二尺の外に二分を加へ砂入と唱ふ云々

反は三百歩を用ひらる

外に畝と云ふ名目を立て三十歩を一畝とす、三千歩は一町なり、國初何れの時此の制を設けられしや未詳摠じて量地は諸國公私領共に寛永年中より慶安の初年に多くは有りし事とさしゆ云々

「國史大辭典」鎌倉時代檢地には繩を以て之れを計る、豊臣時代に至り初めて六尺三寸（或は六尺、或は六尺五寸を用ふ）の竿を用ひて一步と定め三十歩を一畝となす（中略）徳川氏に至り六尺一分を以て間竿と定め、便宜により一丈二尺二分の竿及管繩を用ふ享保以後改更する所なし云々

「其他諸書」大同小異なり一々之れを擧げず

按するに八十島氏檢地の際、藩が六尺竿を用ふるを決議するに至れる、必しも據る所なかりしにあらざるべく、六尺竿は徳川の初政既に決する所あり、八十島氏檢地の際には他藩既に多く之れを用ひたるものなるべし、河内村竿入の際、氏の解説する所俚耳に入らず頑迷度し難きを見て之れを斬りたるにはあらざるか、口碑の傳ふる所此れ等の消息に就て何等顧る所なし、煩はしけれども特に附記する所以なり。

治右衛門既に檢地の事を完了し、所期の目的全く達せられ、事後の處置亦成り、藩政上貢献する所明かなるを見るに及んで、一面領内一般に負擔増加の苦痛を與へ、更に人命を損したるを遺憾とし、一身一家の名利を棄て一家斷絶を期し（之れより先、二代半七親明早世して嗣なし）悉く家財を鬻賣して金に代へ、之れを以て大藏經を購ひ經藏を建て、之れを菩提寺なる金剛山正眼院に寄附して退隱せり、又先きに檢地の犠牲となれるもの、冥福を吊はんの意なりしとも傳ふ、經藏及經卷は今に傳へて金剛山に存し、其所藏の大藏經記は其の古を語るものたり、元祿二年二月七日歿す、金剛山に葬る。

夫人鶴接院は日向延岡藩士坂本十兵衛の女にして治右衛門歿するの後十九年、寛永五年七月二十八日卒す、丸穂村泰平寺の梵鐘は夫人の寄附する所にして現に其記を存すと云ふ。

治右衛門後凡壹百五十年、第七世藩主宗紀更に領内一般に亘りて大に檢地を行ふの要を認め之れを時の藩臣小川五郎兵衛に命じ、文政より天保に亘る、二十餘年にして完成せしむるに及び、大に治右衛門の偉功を追念し、其血族を求めて名跡を繼かしめんとせしも、之れに恰當するものなし、乃ち土倉仙哲の第二子、土倉中を藩士中に拔擢し其名跡を繼ぎ其祀を絶たざらしむ、後に記傳する所の八十島中即是なり。

因に曰ふ、維新前宇和島藩士中に「切つての相談」或は「八十島切つての相談」なる諺ありしと云ふ蓋し八十島の爲しと所の如く斷乎として決行せよ、相談は其上にて纏まるべしとの意にて文弱優柔を排し武斷決行を奨むるの諷語に使用されたるなり、今尙古老の間に用ひらるゝが如し。

目黒仁左右衛門

明治村大字目黒に生る當時吉田藩は三間吉田間の交通を便ならしめんとし十本松道路を新開せんが爲、工事の指揮監督を仁左右衛門に命ず、仁左右衛門乃銳意人夫を勵まし歳余にして功を竣る既にして道路開鑿は藩が野心の兆なりとの嫌疑を避けしめんが爲自ら其責を負へりと云ふ延寶三卯年八月二十九日歿す、一乘寺に葬り。妙修院日行と諡す墓は十本松阪路大日路、曾根

路の分岐點を距ること遠からざる所にあり。

偉僧日述

偉僧日述上人の墓は伊豫北宇和郡立間尻聖人山にあり、是れ當時幕府の制禁たる不受不施宗を信奉したるを以て、伊豫吉田に配せられ、遂に此所に示寂せしによれり、不受不施とは法華の行者たる者は他宗他門の者より供養を受けず、又他宗他門の者に施さずとの意にして此宗の創始者を僧日奥となす、日奥の不受不施の義を贊したる日樹は池上本門寺の僧なり、二代將軍徳川秀忠の夫人淺井氏の葬儀に際して布施を受けず、幕府は寛文七年二月廿一日を以て不受不施、不受不施の兩派をして對論せしめ（此時受不施派よりは身延山の前任日乾等之に参加したり）其結果として日樹は信濃國伊奈郡に配せられ、寛文八年五月十九日を以て示寂せり、日樹と同時に日講日述あり、共に不受不施の義を唱ふ、日述は下總平賀なる本土寺の住職にして、其信する所を固執して日講の説を贊したり、

甲斐の身延山久遠寺は固より受不施の派に屬す、全山住職日境不受不施の制禁を幕府に訴ふ、幕府よりて妙覺寺の寺領田園は幕府の供養にかゝるを以て、主義上より之を享有すべきものにあらずとして、之を奪はんとす、日講よりて守正護國章一篇を草し、寺領の土地田園は國主の仁

恩に出でて供養にあらすと辨じたり、こゝに於て寺領の土地田園に關して不受不施僧徒間に於て論議あり、佛說三田の義に因みて恩田派悲田派等を見るに至れり、此中日述は恩田派に屬したり、幕府固より不受不施の説を喜ばず、以爲らく祖師の法度は如何にもあれ、公儀より賜はるべき布施を受けずして之を誹議する如きは是れ上を蔑にするものなりと、よりに又日講を日向國佐土原に流し(元祿十一年三月配所に寂す年七十三歳)日述を我が伊豫國吉田に貶したり、時正に寛文五年十二月三日なりき、翌六年一月十七日吉田に着し藩に預けられ庵室に入る、之れを聖人寺と稱す、藩は番人一人を附し、六人扶持を給す、乃ち閑居に星月を友とすること十有六年、延寶九年九月朔日七十二歳を以て病歿す、依て之れを聖人山に葬る、後明治八年岡山縣津高郡金川村龍華教院會社は不受不施派再興の認可を得、之等諸國配流者の墓地を尋ねるに當り、其十三年九月、下總國和氣郡益原村正妙院住職日寂等吉田に來り分骨して歸れり、現に立間尻村浦上氏正妙院の囑によりて其墓を管すと云ふ

(參考)「藤蔓延年譜」(吉田町山本爲憲氏藏)に曰く

寛文五己年十二月三日不受不施の僧左の兩人御預被仰付、吉田へ被遣翌年正月十七日吉田

着、

下總國平賀本土寺

日述上人

同國大野法連寺

日完上人

右日完儀寛文十二年十二月十九日夜、日述宅へ忍入、諸道具盜取、依之御老中様方へ御伺有之處、死罪可申付旨被仰渡、翌延寶元丑年二月廿七日死罪、日述儀、延寶九酉年九月朔日病死、御老中様方へ御伺有之處、不及檢使死骸取捨候様御奉書を以被仰出、死骸取置、

僧 月 海

師は豊後國佐伯に生る。柳井權太郎の孫なり。寶曆二年宇和島淨滿寺の第六世を繼ぎ、天明九年正月二十七日を以て寂す。師、學識豊富、餘暇私塾を開いて町民を教導す、門に入る者市郷に滿つといふ、其歿するに臨んで、弟子其恩を記念せんと欲し、爲に木像を彫刻せしめ、之を同寺に納む、現存する處のもの即是なり、先是、藩主村侯月海の才德並び高く、又、書畫を能くするを知り、常に延て研學の友としたりといふ。當時、淨滿寺は火災の後を受け庫裡本堂の全からざるのみならず、藏せし處の經卷の如き存する所のもの寔に少なく、月海専ら之れが復舊に努め、遂に舊態に復せしめたるもの、村侯の庇護甚だ多きに居ると云ふ。其寂する時、村侯特に香料を供したるが如き、又以て師の爲人を察するに足るべし。

安 藤 陽 州

諱は知冬、初めの名は謙之、字は貞郷、通稱は滿藏、陽州と號す、享保三年十月を以て讃岐に生る。父は高畑氏、幼にして安藤氏を冒す。

幼より學を好み、初め郷党に於て同性某に學び、年十九にして京都に遊び、伊藤氏の古義堂に入る、居ること十有二年、延享四年、宇和島藩主村侯に聘せられて同藩に仕へ、祿百五十石を給せらる。初め村侯伊藤長堅(蘭嶋)を招致せんとす、聘到れば既に紀州に仕ふ、長堅爲に門人中の俊秀數人を擬す、遂に君を取れり、之れを宇和島藩に於ける儒員登用の嚆矢とす。是より先、村侯襲封の翌年、仙臺の養賢堂成り文教大に張る、藩亦其必要を感じ興學の舉あらんとす。滿藏の招致蓋し之れに基けるなり。翌寛延元年七月、藩學内徳館(後普教館と改め、更に明倫館と稱す、明治の初年に至り又明誠館と改め、更に明倫館と稱す)を創設し、其月二十五日藩主親しく新館に臨んで開講の式を舉げ、君をして學政を司らしむ、(薩摩の造士館の創立に先づき二十六年なり)君又詩文に長ず、嘗て朝鮮の奉聘使朴矩軒、君の詩章の巧妙を賞して未曾有と稱したりと云ふ。明和四年日本大典十卷の著あり、世に公にせんとして果さず、家に藏したるもの傳へて明治に及ぶ、現に東京帝國大學に藏す、

天明元年四月廿二日致仕し、退隱して依中と稱す、同三年四月十二日、病て家に卒す、享年六十三、城東金剛山に葬る。

君、資性剛介、苟も正道に違はず、弟子道に違ふものあれば面り之れを改めしめざれば止まず、

其京にありて勤學せる時、同門の者皆、君の刻苦勉勵の非凡なるを稱したりと云ふ、其卒するや、遠近親疎者皆之れを惜む、同僚藤好南阜、君の墓に銘して曰く、

生干讚藩 終干豫城 惟君之祖 世以武榮 君繼厥跡
文學以精 善順所遇 乃蜚英聲 表斯幽窆 不朽其名

藤 好 南 阜

諱は道生、字は本藏、南阜と號す、其先は讃岐の人なり、考諱は尙連、市右衛門と稱す。君は其嫡子なり。享保五年庚子三月十八日を以て宇和島に生る。幼にして學を好み、藩の醫師砂澤中安に就て學ぶこと數年。延享二年藩主村侯其篤學を賞し修業扶持二人分を給し進講せしむ。同年十一月命を受けて京師に上り、伊藤蘭嶋の門に入り、刻苦勉勵すること數年。蘭嶋紀伊に聘せらるゝに及び尙隨つて學び、寶暦元年命を受けて國に歸り、内徳館の教授に擢てらる、是より先、寛延元年藩主村侯、内徳館(後に普教館と改め更に明倫館と改めらる)を創立し安藤滿藏をして教授たらしむ。先きに君をして學を京都に修めしめしもの又期する所ありしを察すべし。爾來、安藤事あるに臨みては常に代つて學政を司る。

寶暦十三年家を繼ぐ、内徳館教授もとの如し、當時古學日に盛なる、主として君の主張による。

安永三年公の東觀に隨て江戸に在り、公の世子を教導す。其六年公に従つて歸る。此歲冬、公多年の篤學を賞し祿を加へ秩を進む。君、天資篤實、孝友、能く親族に睦じうし、溫厚慎默正道を守つて違はず、平居寛恕人と争はず、又世の勢利に趨き紛華を事とするを屑しとせず、自ら持すること莊重なりき。晩年古學漸く衰ふるに至るも更に其夙志を變せず、操持する所益々確たり、嘗て藩公に言ひて曰く、臣が學派既に一定せり、時に隨て浮沈する能はずと、公、嘆稱して曰く、丈夫の志當に此の如くなるべしと、恩遇愈々厚し。寛政五年正月九日病て家に歿す、時に年七十有四。丸穂村泰平寺に葬る、其碑文は伊藤善詔の撰する所たり。

僧 誠 拙

原の白隱、鎌倉の誠拙と併稱せらるること、富士と筑波との併稱せらるゝが如くなりし名僧誠拙は、享保十七年、伊豫國宇和郡八幡村柿原に生る（日本佛家人名辭書には伊豫宇和郡高串村とあり）名は周樗、無用道人と號す。宇和島佛海寺靈谷和尚の弟子たり、其幼時、藩主村侯告げずして來遊す、靈谷周章之を迎ふ、雖僧皆在らず、應接のこと意に任せず、頗る心に思ふ所あり、時に誠拙遊戯より歸る、師忽ち拳を振ふて誠拙を打つ、誠拙不滿の色あり、村侯の肩

を揉む、村侯其の色を見て事由を問へば、師に打たれしことを白す、公、「痛かりつらむ如何計り痛かりしか」と問ふ。

「斯く計りなりき」とて強く公の顔面を打ちたれば、師を初め如何なる答をか受けんと安き心もなかりけるが、翌日師は公より召喚あり、如何なる嚴責をか蒙るならんと惶懼の中に登城せらるに、公は、昨日の誠拙と云へる雖僧は大器たるべし、鎌倉へ遊學せしむべしとて旅費を給せらる。師、驚喜拜謝して出づ。然るに誠拙は恩賜の旅費を徒費すること二回、三度の旅費を給ひて鎌倉に至り、業成りて圓覺寺中佛日庵に住し名聲噴々たる高僧となれり、後、京都天龍寺、相國寺に移れり、歌道に通じ、香川景樹と交厚し、又廢刹を興し、或は弟子を仕立て、遂に相國寺中心華院に歿す、年七十五。時に文化三年六月二十八日なりき。（北宇和郡著名人士略傳による）

因に記す、其歌集は熊谷直好の淨書にて、現に佛日庵に藏す、又今佛海寺に安置せる十六羅漢は其隱栖のとき鎌倉より齋らしたる所なりと云ふ、

井 關 灌 園

諱は盛賢、字は子翼、南岳は其號なり、一に默齋と號し、又灌園と云ふ、祖、盛章、家を起し、

宇和島藩に仕ふ。君は其第三世なり。寶曆十三年十月父卒す。君年甫めて八歳、家を繼ぎ祿を襲ひ、藩主村侯に近侍す。後營作奉行となり、元締兼勘定奉行となり、數々重事を督して勤勞多かりき。後又、銃隊長より、船奉行となる、前後官に居ること數十年、悉く其道に精通し、才畧亦非凡なりき。

幼にして安藤陽州（安藤家第一代）に師事し、伊藤仁齋の學風に親む。百家雜說殆ど涉獵せざるなく、又、詩を善くし、俳諧に通じ、兼て小笠原氏の禮書及諸家の禮書を講究し、其濫奥を究め、禮書の手寫せるもの數千卷に至ると云ふ。寶曆五年十月二十三日を以て生れ、文政六年六月十八日を以て卒す。年六十九。井關齋右衛門盛良氏は實に君の孫に當れるなり。鳳栖都築通、君の墓に銘して曰く、

於德之令、中興立基、繼述有則、子孫由之、

都築 鳳栖

諱は通、字は仲達、鳳栖と號す、通稱は訓治、西字和郡宮内村都築與左衛門の子、幼にして學を好み、藩學内徳館に學ぶこと數年、少壯にして出で、筑前の大儒亀井道載（南冥）の門に入り其教を受く、當時同門の士多く天下の俊才たり、寛政四年道載廢黜の厄に遇ひ、門下數千の

弟子悉く離散するに及び、君も、亦、退て郷に歸る、當時同門の交友にして君を送るの序を物せるもの、曰く、亀井昱（道載の子）龜井萬（全上）原震平（筑前の人古處山樵と號す）錢唐法蘭（豊前の人又泥華院と稱す）法海（肥後光徳寺の僧）山口豊（字は士沛白賁と號す南冥の女婿なり）其他、赤松勳、杉山弼等數十人にて其交友を見るべし。同九年藩主村壽、君を擧げて普教館に教授たらしめ禮遇甚厚し。後屢江戸に遊び、秦新村、頼杏坪等と服部栗齋の門に學ぶ、左に記する一文章は内田周平氏の記する處のものに係る、聊以て君が晩年を知るに足らん。

跋杏坪鳳栖新村手蹟

頼杏坪、都築鳳栖、秦新村共從服部栗齋於麴溪書院、講究理學、皆能詩書。顧當時栗齋之友栗山、精里、春水皆在江戸而兼善詩書、此三人者蓋亦有所做法焉歟。鳳栖宇和島藩文學、身長六尺、音吐洪亮嗜酒、醉輒朗誦謠曲、尤喜趙陶齋書、日課臨千字、嘗祇役江戸三年、有人問、老軀得無勞憊乎、鳳栖曰、有樽酒、魚膾與陶翁書、不知其勞矣。新村參河人、爲人樂易謙虛、少受書法於春水、後助教麴溪書院、晚又學陶齋書、名聲籍甚、短簡寸墨爲人所珍、曾語其友松平慎齋曰、春水書法爲本邦第一、栗齋理學得紫陽神髓、吾竊有志焉、未能至也。余獲三人手蹟於三處、而其詩書與紙幅皆略相稱、因茲合裝、書鳳栖新村事於其後、至杏坪一則世咸知之母須余述之。大正紀元晚秋、遠湖

學人周平識於東京牛門橋居一

大和田隼人

君、諱は直方字は方郷、天地平と號す、性は大和田氏隼人は其通稱なり、後伊勢と改む、父は即國老、大和田清胤（能登と稱し棠樹と號す第五世藩主村侯に仕へて有功の臣たり）なり。君は享保三年九月八日を以て生れ、寛保三年侍者となり延享四年騎兵副將となる、寛延四年棠樹仕を致すに及んで家祿を襲ぎ寶曆九年藩政に參與す、明和六年國老となり采邑七百石を食む、天明七年十二月仕を致して退隱し默翁と號し終身俸を受けて老を養ふ、寛政十二年四月十六日歿す、年八十三、隼人は人と爲り着實勤勉、父歿して其遺法を受け、一として改むる所なく、祖を祭ること恭敬、子孫を遇すること謹嚴、最も君臣の禮を重んじ、舊故の恩義を念ふことも渥かりき。後武田氏を娶り二女を擧げたれども嗣なし仍て芝氏の子を養ふて嗣となし清行と稱せしめ長女を以て之れに妻はす、次女は岡谷氏に行く。

長瀧隆善

通稱を四郎兵衛と呼び、諱は隆善、本居大平の門に學びて篤學の聞あり、文政十年閏六月十日

(長瀧隆善遺墨)

さかりぞ見しやきのふのさくらばな 今日あらしの末のしらゆき

隆善



歿し、丸穂村大超寺に葬る。法名を守護院謙譽壽階居士と唱ふ、當地理町長瀧家六世の祖なり。

立花不言翁

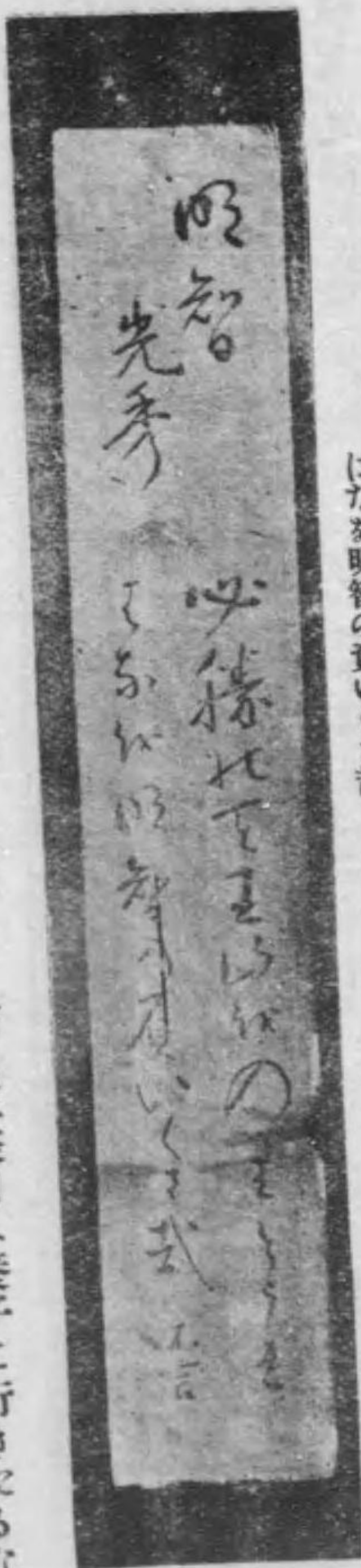
不言翁と稱するは二代あるが如く思はる。先きに姓を三條目と稱せり。左に擧ぐるものは前代の不言翁に關するものなり。又曰く、左記するものは岡研水の隨筆なる『話兒録』中より抜けるものなり。編者の不文を以てして徒らに事の眞を損せんよりは、寧ろ研水の遺筆の儘を存することの好所置なるを思ひ、其全文を移すものなり。

三條目不言翁の事

其時には人々皆知れども、格別のことなくては書き記さざれば、知らぬ事となり行く事夥しきものなり。
吾が友、三條目不言の多能なるは世に珍らしと思ふ故、かくは、書き記すものなり。
此人、元來砂澤中庵南海先生と呼びたる醫師の嫡子にて、砂澤は、今の眼科の砂澤なり。この中庵といふ人、吉田御領元宗の庄屋の子にて、砂澤へ養子に來りて中の間なりしが、秀才の人にて、醫師の事の外、奏樂香道にもたけ、和歌連歌等も能くする人にて、生涯に百石になりし人なり。

(立花不言短冊)

遺墨——必勝の天王山をのりさられ
はなを明智の負いくさ哉



不言翁少年の時先生死去せられし故、相續は養子にて翁は三條目へ養子に行きたるなり。少年の時わる賢き様に言はれしが、元來頓智ある人故何事も早く呑み込みたる故、格別修業した

りども聞かざるに、音樂の道ことごとく出來、笛も琴も自由にて何一つ出來ざる事なく舞樂迄も少しは學び、又井上平藏先生の門人になりて和歌も連歌も一通りに出來、香は余程深く、茶と鞠とは少しく花は餘程上手に生け、三味線、胡弓、尺八等出來ぬ事なし、義太夫節も、侍不似合に出來、碁、將碁、雙六は好物にて山獵、漁獵皆得手、畫も少しばかりは畫き書は惡書乍ら近衛様を書き、俳諧も達者にて、一時は刃物を鍛ひし事もありて我等薙鎌を頼みたるに、よく出來たり。和泉流の狂言も達者にて、晩年和靈宮の川上に樂々庵と云ふを營み、菊を作り、常に伊勢物語、徒然草の抄其外イロ／＼の抄ものども自ら考へ記し、わけて、狂歌の名人にて、口に出ること皆狂歌となりたる故、此名は格別に高く、唯狂歌のみ、上手の様に心得る人あり。地口もちりなど以ての外早く、作り話、題話など甚妙にて、おかしく感むれたる事を言ひ出し腹を抱ゆへき事多く、何分にも多藝なること世に類ひ少き様覺ゆ。其狂歌の早きこと甚たしく、假令ば、今是を題にして讀み玉へと云へば一寸見て、出來たりと言ひて直に口にも筆にもあらはす、餘りに早き故に何故ぞと問ふに、趣向は向ふより持て來る故、出まかせに讀むなりと云ふ、或る日櫻田歸巢老人(久左衛門なり致仕の後歸巢と云ふ江山とも云へり)の宅へ行きし時、下戸故、蕨餅拵へよと老人其内室へ言はれしに、古粉に候へば宜しからず、是を嗅で見玉へと老人に渡されたるに、不言翁、いや我等嗅で見申さん、大抵ならば宜く候、と嗅きたるに、其粉鼻に着きたり、皆々大に笑ひた

るに、側に羽箒のありたれば是にて箒ひ落したり、歸巢老人、忽ち、夫れにて一句をと云へば、いつもの如く、即座に、

嗅で見れば鼻に着いたとわらひの粉

羽箒取つて伯夷叔齊

老人笑ひて、今一首、といへば又詠む、又一首、といへば又詠む、皆面白き歌なりしも今は忘れたり、

我等より二ツ上にて文政二卯の夏の物故なり、我れ頼まれて此人の多藝の事を七言長篇に作りて送りしが、自筆の畫像と二幅對にして掛地となし、年忌／＼に掛けらるる由なり、誠に此の郷の一名物にてありし。又鳴弦の祈禱に熟し、大いに人に頼まれ大洲領長濱邊迄も行かれしことあり。

名は光藻、字は子文、狂名、草原元茂、俳號震猿、詩も少しは出來、狂詩は度々の事なりし。俗稱、初めは五郎左衛門、隱居後は不言、物頭役勤められし。

右本文中に所謂七言長篇とは左記する所のものなり。

有客有客號不言 其諱光藻字子文 是本南海砂公子 來養遂冒大江氏

為人聰敏且慈惠 不吝者留絕芥蒂 文武從來其家事 旁百枝莫不學試

律音之器悉兼弄

就中糸弦爲超衆

品香插花亦所嗜

國風詠歌最覃思

田獵蹴鞠曾是耽

釣漁圍棋不知寢

加之快活善戲謔

戲謔爲歌人拊躍

戲謔之歌絕妙句

詞藻成處在一步

自言豈是用思索

其趣彼戲我區畫

以故名聲高一時

婢僕兒童亦能知

謔歌自古雖有人

速成如此更無倫

君不見此翁衰晚營野莊

門顏樂々取暄涼

描畫點茗消日月

幾個爲人治沈疾

抄書栽菊或斫々

又不見此翁修鳴弦咒術

幾個人治沈疾

幾個人治沈疾

人道此翁術無比

延請到處遍百里

雙陸小弓散樂舞

鑿定刀劍亦其數

請看此翁涉百伎

可謂天下奇異士

砂公曾是稱多才

此翁多能又幾倍

惜焉終爲泉下客

長與此世相離隔

絕花詩句安死期

火車謔歌解人願

可羨翁也無愧作

生涯熙々樂其樂

岡 研 水

通稱を定太郎と稱し、號を研水と云ふ。家世々伊達家に仕へて御馬役を勤む。年十四才の頃、父某藩命を以て大阪に在り、君亦從つて之れに赴き、十六才にして頼春水の門に入り經書を學ぶ。當時春水は片山孝秩、葛子琴、岡公翼等と詩社を府下に結び、號して混沌社と云ひ、詩豪

を以て稱せられたる時なりき。天明の初年、父に従ひて藩に歸り。同五年藩主村侯の命を受け、京師に出で、主として伊藤東所に學び、又松本才次郎、曾我部客所、志村東藏等に學びたるも、共に師として仰ぐに足らずと稱し、同七年以來大阪に移り、尾藤二州の門に入る、嘗て二州を賞して曰く『先生の學識豊富、際涯を知らず恰も蕪漫たる大洋を見るが如し』と、師事すること甚だ厚かりしが、寛政二年命を受けて江戸に出づるに至りて辞せり。於茲、更に服部栗齋の門に入る。此時、頼春水既に江戸に在り、翌年秋尾藤二州は擢でられて幕府の儒官となり、亦江戸に入る、是等師弟間の交友益々厚し。後、藩に歸りて普教館の教授となる。君又經史の研鑽及藩政の事を掌る余暇を以て和歌俳諧に親しみしと云ふ、其隨筆記する所によれば司馬江漢とは交友最も深かりしが如きも其委曲を詳にせざるを惜む。文政の末年、年七十余にして歿せられたるが如し。

谷 了 閑 (義信)

君は谷氏第四代の主なり(延享四丁卯生、文化二年乙丑九月十七日逝、年五十九)字は伯行、槐堂又南嶽と號す、其先は河内國小山村字四ツ國木の住人里正、西端氏(今日現存)の三男谷隨流(谷は地形に因みたる者にて小山田村の舊名)大阪道修町にて醫を業とし、其三男谷了閑

義忠、延寶三年乙卯、大阪にて御召抱となり、宇和島伊達家に仕へ祿二百石を賜ふ(享年七十二才)、第二代を谷了閑義一(後哲齋と稱し七十七才にして逝く)とし第三代を了閑義行(五十八才にして逝く)とす、

(谷了簡遺墨) 先寢食而後針藥



?)に親近し、詩文章蹴鞠の御相手を勤めたり、又茶道を嗜み篆刻に巧にして數回御印章の彫

君經書を藩儒安藤陽州に學び、醫術を徳川家醫官秦壽命院家の醫方に就きて學び、尙京師典藥頭、法頭三角業統及菅隆伯に隨ひ研磨發明する所多し、天明三卯年京都錦小路家に入り其推薦によりて法橋に叙し、口宣及禮服を頂戴す、全年十月藩醫坐上を命せられ太刀禮式仰付けらる、其滯京中、中山大納言(親愛

刻を命せられしと云ふ、印譜中には「村侯之章」、「羽林」、「和鳴羽林」其他大小百五十餘顆あり、
享和三亥年依願隱居、

其遺訓略記に曰く

一、醫者司命の職なれば諸人に天賦の命を保全せしむるようすべし、凡て病人は悉く治る理は無きも其癒る處迄治して、人力の決て及ばざる所に於て死す、是天命也、
一、治療には至て巧拙のある者にて、萬病盡く得意上手と云は無き者也、數多の法術の内に就き、我了簡に尤也と思ふ法に従ふべし、是に由て前哲の未發を發明し、醫術上甚だ面目を得る事ある者也、

一、療治の法諸種有と雖も診断は脈と證候とに在る者也、

一、博學なれば醫者上手といふ事は無けれども、無學にしては治療妙手といふは決して無き者也、但し學問も漢書を誦みて通解する許にて用に立つ者也、

一、醫者は才智雄辨を要す、是れ愚夫愚婦をも相人にする業なれば才辨なくては質問に對し其入割も説明なし難きが故なり然りと雖も、才辨程又危き者無し、實偽に由て莫大の禍福を生ずる事あり、少も油斷のならぬ者なり、慎むべし、

一、醫者は數々病人を療治致したれば逆、上手と云ひ難し、博く古を學び誠意を以て才智を備

へ心を盡して病人を診するを眞の妙手と謂ふ可し、

一、醫者は貧乏にては難き者也、孔子曰く小人窮即濫と、窮すれば貪心を生じ才辨偽れば愚者に劣る可し、兎角醫者は家事を妻に委ねて貪心を斷ち、誠を盡すを好とす、病家に深切を盡くすは貪財の爲めと思ふは僻事なり、孔子曰く君に忠を盡せば人以て蹈を爲すと、同じ事也
一、世俗は醫者の情を察せず、多く憤る可き者也、故に孔子之教の「恕」を一日も忘れず終身行ふべし、「恕」は得手勝手を云はぬ事にて心の如しと云ふ文字也、吾心を他人の心の如くにし、他人の心を吾心の如くして行はば喧嘩口論は無き者也、

一、性質は緩急よき程有る可し、唯醫者は急なるを良とす、緩舒にして無精なるは甚だ毀を得る者也、

天明乙巳春正月八日

法橋谷了簡述 印

(参考)

貞山伊達政宗公より秀宗公へ御傳來の ○聖授圓 一名軍用秘藥

右伊達家より斯の如くなる神藥、領分の者へ製造して與へよとの事にて安永の頃法橋谷了簡へ御沙汰に相成たるを爾後谷家にて宇和島藩公寶秘方として賣藥せしものなりと云ふ、

谷氏後裔谷泰吉氏（八幡濱在住）曰く

此處方は小生の父の代に至りて多少變更せり、先年此製藥方は本家谷光宣に返したりしが、近來は此法は井上氏其他へ譲りたるやに聞く、

安藤毅軒

諱は知榮、字は子華、毅軒と號す、安藤滿藏（陽州）の子なり、

寶曆九年正月廿六日を以て宇和島に生る（通稱を新助と稱す）

君、性、剛直、幼にして學を好み、父に従つて學ぶこと十余年、伊藤仁齋の學風を修む、詩文に巧なりと雖も、詩文は素好む所に非ず、風俗の虚假紛飾あるを忌み、花鳥風月に托して世を警するの意を伸ぶるありしのみ、少壯にして京都に遊び、西依成齋に學ぶこと數年、藩に歸つて儒員となり、父の業を繼ぐ、師道甚嚴にして從遊の士其説の精詳なるに服せざるものなく、當時士風大に更まり、一般向學の念厚かりしは君の力與て大なるもの有りしに因ると云ふ、藩主村侯に従つて江戸に入ること前後六回、文化八年二月十一日江戸に客死す、年五十三、鳳栖都築訓治、君の墓に銘して曰く、

教學之道 師嚴道尊 誘掖有方 是入德門 弟子奉教 自死道存

桑折桂園

初めの名を景福と稱し、次に德景、後德翼と稱す、字は子羽、通稱は武之助、更に中務と稱し、又播磨と稱す、號は即桂園向別號あり、曰く烟水園人、竹取居士、海隅蒼生、長醉隱居、寶曆十一年辛巳十月廿四日を以て生れ、天保二年辛卯二月七日歿す、年七十一、龍華山に葬る、官歴等大概左の如し、

明和三年八月二十三日立つて嗣子となる、

同四年十二月初めて村侯に謁す、

同八年六月兒小性見習となる、

安永三年家を嗣ぐ、（先是、元年諱を德景と改む、村侯の先の名政徳の一字を受くるなり）

同四年三月小性上座となる、

同五年十月村侯に従つて江戸に如く、六年六月歸藩、

同六年七月近習となる、

同七年正月番頭となる、命に因つて名を播磨と更む、

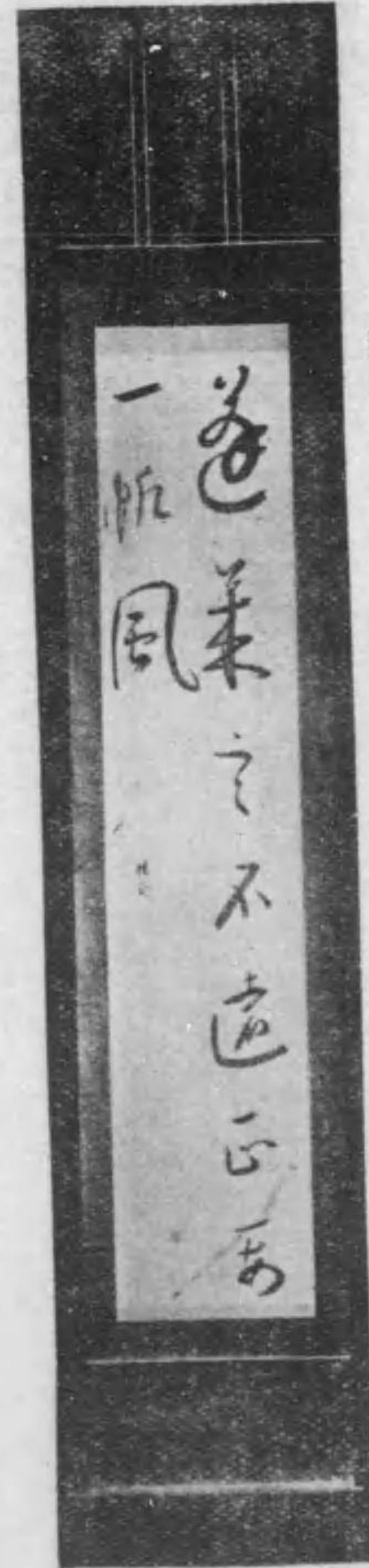
天明元年江戸城に使す（藩命）、

同四年若年寄に任ず、

同五年八月江戸に如く、(藩命)
同八年四月同上、(同)
寛政二年九月大阪に如く、(同)
十月更に江戸に如く、同三年六月歸藩、

(桑折桂園遺墨軸物)

蓬萊言不遠正要一帆風



同五年十月病を以て職を辞す、禮席故の如し、
同六年三月禁裏に使す
同七年十月復び若年寄に任す、
同八年正月老職加判旗本支配に任す、
同九年六月兼任旗本頭、同十六日法令訂正の功を祿し賞を與へらる、

同十年四月江戸に如く(參勤御供頭)、矢倉火之番先手頭取たり、
同十一年五月東海道諸川普請總奉行となる、
享和二年四月參勤に従つて江戸に如く、
文化三年四月江戸に如く、
同六年病を以て老職兼旗本頭を辭す、
同十年復職此年辭職、
同十二年復職、
同十四年以病辭職、
文政二年致仕し、桂園と稱す、
君は村侯、村壽、宗紀、の三主に歷事し、以上記載以外藩内外の顯密兩事務に携はり、當時實に藩政の中心たりしが如し、又、幼より學を好み夙に賴春水に師事して文學及書道を修め、造詣非凡、想ふに君の一代は宇和島藩文學の盛なりし時代に屬するが故に、其傳の詳細を得ば藩史上、恐く一異彩を示す可き事績多かりしなる可し、記して以て後の資料探究者に擬す、

穂積重麿

君は通稱を鈴木源兵衛と稱す、安永三年八月二十二日を以て宇和島に生る、食祿二百五十石餘、村壽、宗紀の両君に歷仕し御鐵砲頭たり、夫人は敬子、須藤氏、天保八年九月八日逝去、年六十、選佛寺に葬る、

君、人と爲り氣概に富み國士の風あり、弱年放豪にして其行を修めず、一夕其交友多都味久之允と相語つて曰く。大丈夫爲す事無くして生涯を終るは愧づべきの至りなり、今より各々一藝を修め、之れによりて名を成すに非ざれば再び互に相見すと、徹宵痛飲して別る、君時に思へらく、今藩士にして漢土の學を修むるもの少しとせず、然れども未だ皇朝の學を修むるものなし、我庶幾くは卒先して此學を修め、以て藩中に其基を開かん、茲に於て遙に書を紀州なる本居大平に送つて其門に入らんことを請ひ、爾後、刻苦勉勵、嚴冬盛夏と雖も手に書筆を解かず三伏の候は裸體蚊帳の中に端坐して其著書の原稿及び詠歌文章を草し、之れを遠く大平の許に送りて教を乞ふ、其往復の文書の今猶は家に藏するもの少なからず、後年に至り著書數種あり、左の如し、

- 一、言語之重瀾木榮 五十六冊
- 一、ちぶりの日記 全
- 一、三大考論書 全
- 一、神かねの日記 全
- 一、鞆の考追加の釋 全
- 一、靈の眞柱の辨 全

- 一、國の御柱 全
- 一、書記歌八重鹽土 二冊

(穂積重麿遺著)

中央軸物は重慶翁及夫人敬子の歌してに前面三列に置けるは重慶翁の遺著なり、共に積穂殿夫氏の所藏に屬す



- 一、麻奈備の彌奈加美 全
- 一、神樂歌考後釋 六冊

和歌は櫻垣内家集(櫻垣内は家に山櫻の巨樹あり依て大平に乞ひて命名したるものと云ふ、大平書櫻垣内の扁額、今猶家に藏す)に就て之れを見るに、万葉集の古体を尊び、極めて近世振りを排したるもの、如し、巧みならずと雖も、氣骨稜々、其詠史の歌に至くは尊王愛國の氣概を以て溢る、其文章も亦古体

を尊びたりと雖も理義明白、頗氣魄に富む。

君、資性放豪にして家産を修す、故に家祿は中士以上なりしと雖も家道甚だ振はず、國學を修

めて藩中に斯道を開きしより、往々其門に入る者あり。長瀧四郎兵衛亦其一人なりき。四郎兵衛は即隆善なり。氏は城下の商人、家道頗る豊に、屢々藩に献金して苗字帯刀を許されたるものなり、深く君の學徳を思ひ、窮乏の際常に米錢を送つて之れを助く、後年君之れに報いんが爲に、家寶としたる歴代所藏の印籠に左の書を添へて之れに贈れり、曰く、

秀宗朝臣侍從君をさなくまし／＼けるころはひに、大城右大臣秀頼の御許につかへ給ひける時、大閣殿下秀吉より御手つから賜ひける此印籠なり、しかるを吾が八代の祖秀宗公十二歳の御時より御附人となり元和元年御内入りの時御に下し給ひて代々傳へたるを此由家系にこたび譲りまゐらすなり、又獨り元和元年御内入りの時御に下し給ひて代々傳へたるを此由家系にこたび譲りまゐらすなり、又獨り供仕る、鈴木源兵衛六十才江錦後陽成天皇の御衣の江錦切なる由申傳へたりとて傳へたる判入れをも添へてまゐらすなり、こは年ごろの報恩に報たき寸謝になん侍る、御受納給ひ度候也

文化十四年十二月二十日

鈴木源兵衛尉重磨

長瀧四郎左衛門殿

右二品相讓候由緒書に書き加へ置き候

(此印籠及書面は後年穂積陳重博士が長瀧嘉三郎氏より譲り受けられ、現に家に藏せらるゝと云ふ、)

此の如く家道豊かならざりしも、毫も介意する所なく、潜心學業に従事し、身邊の修飾更に顧みざりしと云ふ、嗣重樹氏の妻綱子、嘗て君の性格に就て語つて曰く、

我れ穂積家に嫁してま程なき時の事なりしが、或る年の暮に父君の麻社社余りに古びたるを見兼ね知行米を賣りて新に麻社社を調べ、年頭に參賀せらるゝ時の禮服にて之れを參らせたり、然るに其頃御舟手組に國助と云ふものあり、御奉公に忠勤を抽んでたることありとて、主君より持別の恩賞ありたる旨を、來りて父君に披露したるに、父君は大に喜び給ひて、予も何か祝の印を送らんと思へども、差當り外に適當の品なし、此頃嫁が新調し呉れたる麻社社あり、之れを汝に與ふるが故に、予の家の紋の付きたる社社にて新年を祝ひ呉れよ、とて之れを出して與へられたり、我れは之れを見て、一度は、折角新調して參らせたるものを、無造作に人に與へらるゝは情なしとも思ひたるも、又翻つて其人物の凡庸ならざるに感服し、其後は倍々敬事して其感化を受けたる事少なからざりし、と、

君、亦、極めて健筆にして字格鮮明、著述家の字體を具へ、其著書は悉く自ら之れを淨書し、老年に及んでは子孫の教育の爲にとて、忠臣義士、貞女節婦等の事蹟に關する書籍數十部を手寫して之れを家に遺せり、其中三楠實錄、楠正行戰功記、武勇忠士傳、白石英雄傳、赤穂精義内侍所等あり、又女子の讀物としては先代萩、忠婢サツ之傳等あり、以て其遺寫の書の性質の

一斑を窺ふべし。特に女子の讀み物には一々振り假名を附し、又假名にて書ける部分には其側に漢字を附す等、注意周到、丁寧親切、至らざる所なし、然して往々其卷尾に「重慶年老ひて眼力衰へたるも眼鏡の力を借りて何月何日より何日に至る迄に此書を寫し畢んぬ」と附記せるものあり、其日數を以て算すれば其書寫の速力驚くべきものあり、穂積家にて是等の書を君の遺訓と尊重し是れによりて感化を受くること少からずと云ふ、

上に記する所の如く、君既に宇和島藩に國學を開きし人なるを以て、其墓碑に佛家の法號を記することを欲せず、故に當時一般の習俗に従はず、其石碑面に「鈴木源兵衛重慶之奥津伎」と刻せり當時之が爲に菩提寺との間に紛議を生じ、遂に法號を其側に彫刻して事をさまりたりと云ふ、(附)重慶氏の子重樹氏亦父の教を受けて國學に通じ、維新後宇和島藩校の皇學教授たり、後家塾を開きて諸生に教授せり、穂積陳重、穂積八束の両博士は實に重樹氏の實子にして重慶氏の孫なり、両博士の今日ある其父祖の遺訓に由來する所甚大なるは勿論、宇和島藩に於ける尊王論の淵源、亦甚深きを知る可し、附記して識者の參考に供すと云、

近田 永 潔

(喜多郡平野村近田氏所藏傳記による)

一、翁は八束翁の父寶曆十三癸未正月朔宇和郡吾間浦に生る、幼名紋治後安右衛門といふ、同浦

矢野永貞之次男なり、安永三甲午十一月野田村へ來り、近田福壽に養はる、時に年十二、安永六丁酉正月廿一日野田村庄屋役被仰付、後文政十一戊子四月十三日退役、其間永年貞實相勳殊に隣村平地村庄屋後見役被仰付、功によりて、度々御褒美被下置、

一永潔幼より和歌を好み、大洲藩常盤井監物守貫の門に學ぶ、曾て詠歌五十首を選して八幡濱矢野神山に奉納せし事あり、翁の物しかかれし歌の二三を掲げん

天明七未の暮功によりて爲御褒美仮名帶刀被差免、今年御城の邊にありて春を迎へければ、

あら玉のとし立かへる此春はわきて心ものどけかりけり

大洲藩主加藤遠江守様へ詠みて奉る

御題 朝鶯

おのつから來る春しりて鶯の今朝やとおのか初音をを聞く

亡實父貳拾五回忌によみて手向ける

世にまさはつかへんものと折にふれことにふれつゝ忍はるゝ哉

白雪のふりにしことを思へともきけてかひなき昔なりけり

藩公御仁惠の畏こさを思ひ奉りて

かしこさを何にたどへん仰くにも猶あまりある君の惠みは

村の氏神社へ御太刀並袋等奉納之砌よみて奉る

たまちはふ神ぞ守らん此里の榮をまつるときはかきはに

一、斯くて翁は七十一之齡を重ねて天保四癸巳正月六日卒す惟ふに八束翁が當時卓越せる見識と學才を備へられしは此父翁の薰陶に待つもの多かりしならん、

堀田 長山

通稱を又兵衛と稱す、諱は候勝、長山は其號なり、宇和島藩の家老職たり、安永の頃に生れ、弘化二年五月二日を以て歿す。詳傳を得ず。

小川 久忠

侯爵家舊記中、文政二年三月七日の條に曰く（文意を移す）小川五郎兵衛規矩術に熟達し地圖を完成せり、郡所（役所の名）に於ては特に重要視すべきものなり、現在に於ては、本人あり、斯道人物に窮せざるも將來の爲に有志の士をして本人に就き其術を研鑽せしむべし、此旨通達す、

と、之れ編者が舊記探索中に得たる宇和島藩に於ける測量家の唯一人なり、頃日、其略傳を得たれば茲に掲載する所以なり、

諱は久忠、五郎兵衛と稱す、安永九年を以て宇和島に生る、資性忠實吏務に熟達し、特に方田量地の術、其最も熟達する所なり、是より先、宇和島藩の領内、過去貳百年以來人口日に増殖し、土地の開墾せらるゝもの歳々其數を増し、藩は屢々其田畝を檢して方邪迂直を正さんとせしも、之れを籌ること至難、之れを経ること至煩、之れに加ふるに口分の制（當時之れを圖持と稱せり）既に廢せられ、兼併の風、俗を爲すの故を以て、衆議之れを難事なりとし、屢々試みて屢廢し、遂に之れを果すの期なかりき、君獨り以爲らく、我れ必ず之れを遂行せんと、竊に其技を精鍊して大に悟る所あり。文政年間に於て藩新に測量所を設け君を擧げて其事に幹たらしむ、於是夙に起き夜に寝ね、刻苦精勵二十許年、天保十二年に至つて遂に藩内の測量全部を完成し稅籍を正し、其翌年病で家に歿せり、年六十有三、藩の老職、松根柳涯、君の爲に其墓誌を作り其功を不朽に傳ふ、墓は九穗村選佛寺にあり。

大内 薛圃

君は宇和島藩士田野某の子出で、大内氏を冒せり、明和元年江戸麻布籠土に生る、通稱を平三郎と稱し、幼より好んで繪畫を試む若冠にして狙仙の門に入り之れに師事すること久しく、動物殊に猿を畫くに長し時に狙仙の作と伯仲するの作ありきと云ふ性温順なれども常に酒を嗜み

飲めば則ち諸誰百出頗る寄行に富めり、人あり揮毫を囑すれば則曰ふ「一合猿か二合半猿か」と蓋し酒を供すること大なれば猿も亦其量に随つて精緻を致すを云ふなり、「二合半猿には毛がない」と笑つて平然たりと傳ふ以て酒量の大なりしを推知す可し、天保十三年江戸に歿す、時に年七十九、嗣なし、宇和島日野氏の子一郎を養ふて其女に配せしむ孫セツ現存し南宇和郡平城村に在り。

本間游清

伊豫吉田の人なり、游清の名は其師肥後の人古屋高字公歟號昔陽の命する所、呂氏春秋の龍游干清の語によりしものにして、字を士龍と云ふ、君幼時白龍に乗じ天に昇ると夢みしことあり、自ら奇なりとして眠雲と號せしこと其著塵囊にあり、潜齋、九江陳人等の別號あり、安永五年（一説に天明元年）を以て生れ、嘉永三年八月七十五才（一説に七十才）を以て歿す。擁書漫筆（小山田與清著）に「游清は伊豫吉田侯の藩醫なり、昔陽古屋の翁、錦織齋村田の翁に學びて予と漢大和の師を同じくす、齡は予に遅れたれど才は遙に立ち勝りぬ、歌のよき口覺へ人にて長歌、短歌、數千百首金玉聲なきはなし、又心を潜めて動植和訓古義を著はせり」と云へり、是によりて小山田與清、清水濱臣等と共に村田春海門下の俊才たりしこと知るべし、其隨筆にみよ

と川並に塵囊あり、みよと川の名は枕草紙の「川はみよと川（山城の國にあり）又何事をさしもさがしくきくけむとをかし」とある意を取りしものなり、其みよと川の冊數は中根肅治の慶長以來諸家著述目錄に六十卷とあれども實は然らず、君の子不肖にして父の書を藏すること能はずして其君家たる伊達家に献じたりといふ、されば伊達家の文庫なるは其正本なるべけれど、是も零本にして初め一卷より二十六卷までを缺き、二十七卷より八十六卷の中又三十六、六十六、八十三四五の五冊を缺きて、現存するは僅に五十五冊のみ、何れも一冊約三四十枚位の半紙形本なり、外に塵囊（現存七冊）二十五才の起稿にして、第七冊には弘化二年（遊清六十五才）の日附ありて餘白拾數枚を存したれば其絶筆たるを明なり、共に文章典雅、輕妙、記事該博を極む、而して和歌は其の長所なり、松屋主人（小山田與清）曰く「本間游清と片岡寛光（最和歌に長し三十才に満たざるに既に一万首の歌を詠じきと云ふ）との與かれるは實に錦門和歌の榮と云ふべし、故に、歌よむ席に集ひぬれば必ず此二人の爲に席を譲る」と以て其の大概を察すべきなり、

君頗る著書に富めり、伊達子爵家文庫に藏する所左の如し。

改正五十音圖考証

一卷

一音本義

一卷

雜語類纂

眠雲舍詩抄

一卷

動植和訓古義

品物雜抄

一卷

詩歌雜纂

品物 and 名類纂

卅二卷

耳敏川

知利婦久呂

其他歌書多數あり、

游清の門には横山桂子、山田常興、江澤講修、岡見清熙、廣瀬文炳等あり、

横山桂子は通稱ミチ、江戸の人横山平馬の女なり、月の屋と號す、其歌の優麗なるを以て世に知らる、かの月前の紅葉の一首「あかぬかな月すむ夜半に散る紅葉、桂の花の心地のみして」の歌は天聴に達せしことありと傳ふ、桂子は安政二年歿せり、其義子にして又游清の教を受けし者は即有名なる由清なり、横山由清は游清の門人中最も傑出せる一人にして、食貨志畧、皇位繼承編纂輯御系圖等の著あるのみならず、史學の大家として世に知られ、元老院少書記官に進み、大學中教授となり、從六位に叙せられ、明治十二年十二月歿せり、(以上愛媛教育雜誌)

安藤儀太夫繼明

(吉田町誌資料による)

安藤繼明は吉田藩主第五代村賢に事へ老職として忠勤を怠らず、寛政二年二月村賢逝去の後は嫡村高胤弱、二男文三郎十三歳にして相續し江戸南八丁堀の屋敷にあり、一家中の命令總て老

中役人の任意に出で、巧言令色甚しく賄賂盛に行はれ、米豆を納むるにも隣藩に比し四斗に付四五升の餘力なかるべからず、又納付の爲通行の際刻限を定め之に遲滞せしものは通さしめず、土地濕ひたる時は背負ひたる儘下さしめず五石三石の納付額僅少なるにも拘はらず、之を三度五度に納めざるべからざる等、是等農民一般の不平とする處、且つ山奥の特産物と稱する紙の販賣方に至りては、吉田の富豪と稱せらるゝ法華津屋両家仕入銀を積み、其貸付夥敷又流出す紙は直段を引下けらるゝと甚しく、農民はかく如何に窮すと雖、制禁厳しきが爲脇賣等をなす能はず、之に反し両家より借入たる銀子には高利を取立てられ負債は益々嵩み假令寢食を廢して労働をなす共元銀を減するの期なからんことを思ひたり、然るに新に紙役所を設け植付たる楮の株数を檢せしめ拔賣の吟味厳しく、裏屋長屋に至る迄夜間不意に入り込みて探索し、或は長持に至る迄あらためしむる等一々數ふるに違あらず、遂に寛政五年癸丑二月吉田領中村浦八十三ヶ所の農民宇和島藩に出訴せんとして一揆なるものを起すに至れり、事漸く煩はしく藩の面目を損すること甚しきを見るに及び儀太夫自ら全責任を負ふと稱し一揆の屯せる八幡碓に赴きて割腹す、時に年四十七、事は卷末附録に詳なり

岩城蟾居

君字は子慶蟾居は其號にして一に圓理、大徳又川流と號し通稱を覺兵衛と稱す。寶曆六年三月魚棚三丁目に生る、岩城家七代の祖なり、長兄は左漢天にして蟾居其後を繼ぐ、性謹直にして緻密なるも一面に磊落なり、俳句をよくす、壯年に及び町年寄となり其事績大に見るべきものあり特に家老安藤繼明に重用せられ其八幡河原に赴かんとするに當り船場に出頭を命ぜられ町内の後事につき特に囑せらるゝ所ありしと云ふ、

中年に及び家事の傍俳句詩文に志し書は王羲之を學び一家をなせり、夙に京都の芭蕉堂蒼虬に交り、伊豫に俳社を組織せん事を勸誘せらる、退隱をなすに至りては専心俳諧に志し傍ら禪を學ぶ、當時全國の俳人、書家詩人として翁の許に來らざるもの殆んどなきに至る、就中京都の八千坊千崖、兒玉立頼養堂中澤俊郷、藤本鉄石、藤村三九郎、飯尾麟太郎、長崎の鉄翁とは最も親交ありしと云ふ、地方は素より京都、大阪、江戸、近江、陸奥等に至るまで多くの門人を出せしといふ、以て如何に盛なりしかを知るべきなり。當時芭蕉堂蒼虬は翁が俳社の盛なるを愛て、桐机に左の裏書をなし贈與せり。

岩城氏蟾居俳諧の道場をかまへ風人をみちびくよし此みちの繁榮をよろこびて 蒼虬

松影に野を引うけて杜若

晩年に至り晦巖に交り得道する所多かりしと、元治元年正月廿四日歿す、年七十六、長福寺に葬

る、(吉田町誌資料)

伊尾喜鶴山

源吾右衛門充徳と稱し幼名を熊之助、隆吉、後に勘七と云ふ、鶴山は其號なり、

安永五申年三月吉田北小路に生る、博學多識にして詩及書をよくし、又特に劍道に熟達せり、文化九年五月御供方被仰付、(三人分十俵扶持)翌文化十年井川方被仰付、同十二年山奥出役御代官被仰付、天保八年に至る廿一ヶ年間就職、之れより先、大乘寺越溪に參禪し得る所少からず、其壯時専ら文武兩道を修するや八幡社に宣誓して曰く

敬白奉驚尊社千日起誓前書之事

一、劍術執行之事

一、假令雖有無相手對竹木百本之業不可闕事

一、手習執行之事

假令雖有公用百字之業不可闕事

一、禁盃之事

右千日之中晝夜無怠懈令執行可顯其功全非私慾聊君恩之寸報也雖爲一事於令違犯者失武運冥

加永請而病藤茂御尉厚可罷蒙者也寛政十二年二月朔日伊尾喜源五右衛門光徳 花押
と修養の熱烈なる概ね此の類なり、其書道を修するや日に八里餘を距つる大洲藩に往復し遂に
其藩士力石勘兵衛の印可を得るに至りしと云ふ、弘化元辰年十月十八日歿す、年六十九、大乘
寺に葬る、息誠修により編纂せられたる鶴山遺訓なる書あり、(同上)

森 余 山

森余山は名を時習と呼び、字は幽吉、恕輔と稱し、又悦翁と號す、其祖父を退堂と云ふ、名は
嵩、字は峻夫、平安の人、龜井南溪に學ぶ、後江都に在り、井上四明を師とし文章絶倫、才名
衆に冠たり、其の與に交る所、佐藤一齋、武元君立の如き皆一時文壇の俊英なり、吉田侯其名
を聞き聘して儒員となす、其子秋水、名は守時、字は重民、亦文名あり、父に繼で儒員となる、
四子あり長を南嶠と云ふ、名は經秋、字は商郷、早く歿す、次は即余山なり、其次を水石と云
ふ、名は時英字は士新亦既に歿す、季弟を蘭谷と云ふ、名は時貞、字は松樹、皆才學あり。
余山、年十八にして帆足萬里の門に入る、毛利倫、米良倉と友とし善し、後江都に遊び、佐藤
一齋、安積良齋に師事し、學成つて國に歸る、藻思秀發、文名甚だ高し、藩主因て將に登用す
る所あらんとす、而して余山、志千里に在り磊々落落々、羈絆すべからず、自ら志の遂げざるを

恐れ、一夕身を挺して出で之く所を知らず、既にして東臺に儒と爲り高野に僧となり茶竈筆牀、
縁に隨ひ境に適き江湖に放浪すること三十餘年、足迹殆んど天下に半ばす、尾の名古屋、泉の
堺浦、特に知音多く、流寓年あり、其餘は率ね皆席暖なるに違あらざりき、余山詩書を善くす、
其詩清峭澹雅、古人の致あり、秋景山水と題する詩に曰く、

昨夜有微霜

遠林一樹黃

寂寂溪窓下

酒醒惜夕陽

又曰く

渚汀兼秋未衰

雨餘涼景可無詩

樹頭樓角含初月

起玩雲山凭檻誰

と、畫も亦瀟洒瘦勁、自ら一種の風骨を存す、
余山平日黃白を視ること土芥の如く、富貴を見ること浮雲の如し、此を以て世は彼を遺し、彼
は世を遺す、常に痛飲放歌し、動もすれば酒によりて人を罵り、突然として忿り、俄然として
笑ふ、人以て狂となす、而して余山も亦自ら狂と稱す、一夕谷蘭腕の樓上に飲む、坐に骨董某
あり、語適々余山に忤ふ、余山艶然として起ち劍を提げ目を瞋らす、某頗る俠氣あり急に樓を
下り長槍を掖いて進む、余山大に叱咤し聲外に聞ゆ、蘭腕大に駭きて之れを慰諭す、余山迺ち
翻然として意釋け、杯を舉げて某に囑し酣嬉醉を盡して寐ねたり、其胸宇の眞率なる概ね此の
類なり、

明治十年九月廿五日豊後國竹中村勝光寺に没す、時に年六十、

蓋、余山既に萬卷の書を読み萬里の路を行く、未だ嘗て藝臺に登つて鹿を當世に争はずと雖も、學問内蘊、文采外溢、棄つ可からざるものあり、常に曰く米良、東嶠の經術、士居有格伊勢の人、都之助との史學、橋本桂園泉州界の人の畫筆は予の畏敬する所なり、爾餘の者皆碌々復た論するに足るもの莫しと其抱負する所の大なる想見すべきなり

右 豊後日田の僧布岳の著「豊繪詩史」卷の下所載「森余山」に據る、布岳、余山傳の

首に書して曰く

悅翁巖穴士、皎皎嘯白雲、原自清門出、曾講經國文、
畫骨不畫肉、墨戲亦駿神、乾坤一枝筆、江湖百年身、
喜怒如小兒、風流似古人、今日無老杜、誰賦曹將軍、
と亦以て風格の一斑を窺ふべし、

近 田 八 束

翁天明五乙巳歲十二月廿七日宇和郡野田村に生る、幼名隼太、又安右衛門と稱し永類と云ふ、後に八束と改む、宇和島藩矢野組野田村庄屋近田永潔の長男なり、室は惣川村土居氏の女にして八男三女あり、長男早逝により次男副次郎家を繼ぐ、嘉永七寅七月不幸にして室に先たる、

越えて萬延元庚申歲七十六才の時家の北側なる山麓に奥城を定めて自ら碑を建て銘を勒す、後文久三癸亥十月二日七十九才を以て卒す、遺命の墓所に葬る、号して大龍院雲峯宗關居士といふ、

翁性、學を好み汎く和漢の書を涉獵し和歌を能くす、而して和歌は翁の天稟とも謂ふべく最も長歌に巧なりきといふ、寛政の末年大洲藩常盤井監物守貫の門に入り後文化の初年本居大平翁の門に入る翁の著書として重なるものは藤迺華布紗及淺澤水四季草花の山ふみ等あり翁は又謠曲を好み始め江戸の人山階瀧五郎を師とせり大洲地方に和歌の盛なるは翁の指導に待つ所多かりしと云ふ

上 甲 拙 園

諱は長興、字は起郷、順治と稱す、號は拙園、宇和島藩士三浦八郎兵衛の次子、年十七にして出で、上甲長達の後を繼ぐ。爾來或は江戸に或は領内に、藩治の要路に勤仕すること數十年。年六十三にして老を告げ、讀書を以て樂となす、君、天資嚴峻、信義を重じ、節儉を尙ふ。少壯にして學を好み、力を經史にいたす。篤く尾藤二州先生の學を信じ、常に先生を稱して曰く、學正しく理明かなること本邦第一人なりと、年七十を過ぎ談論風發少しも衰へず。病に臥し、

自ら起たざるを知るや命じて葬祭の儀禮を録せしめ、歿するに先だつ數日、經史を引て諄々として遺言すること常の如し、最後に曰く、吾事畢ぬと、即瞑す、嘗て曰、吾れ死に臨みて乱れざるを願ふと果して其の言の如し、天明二年壬寅正月二十二日を以て生れ、萬延元年庚申九月十日を以て終る。年七十九。

田都味素亭 及 田都味嘉門

素亭君は天明の初年に生れ、安政年間に歿せられたるが如し。通稱は久之允と稱し、雅號を素亭と稱す。世々宇和島藩に仕ふ。文學に達し、殊に俳句を能くしたりと云。

(田都味素亭遺墨)

暮てのち山一つ越す神樂かな



嘉門は爲風と號す、素亭の第二子、幼にして武を嗜み、藩の槍術師範松井氏の門に入り槍術を學び、十八才の頃同門の偉才八十島中と共に武者修業として四國を巡歴す、後、藩の劔術師範

鈴木和太夫の門に入り田宮流を學び、漸く上達するに及び父に隨つて江戸に入り、窪田派田宮流の師範窪田助太郎清音に就て劔法を學ぶこと凡八年、天保十五年(改元弘化元年)正月其奥儀、秘事口訣に至る迄皆傳せらる、時に年三十有一、業成りて藩に歸り同流を以て後進を指導する事明治初年に至る迄二十余年なりき。明治七年病を以て家に歿す。

因に曰く、

嘉門始めて父に従つて江戸に入りし時、膂力衆に超へ身幹偉大なりしかば、自ら進て相撲道に入らんとし、之れを時の頭取某に謀る、某、君の躰格を熟視して好男兒當に大成を期すべしと云ふ、君大に喜んで家に歸り、之れを父君に謀る、父君憚らず、武を以て立つべきを説くこと諄々之れを久うす、君大に悟る所あり、遂に窪田の門に入りて薪水の勞を自らし、刻苦勉勵遂に其皆傳を得たりと云ふ、逸事の一たるべし。

穴戸大瀧 (長緒)

君は天明の末年(?)を以て宇和島に生る、幼名を辰之助と稱し文政三年平内と改む、雅號を大瀧と云ふ(又大成)。文化三年十月、父穴戸將監退隱の時家を繼ぎ、虎の間勤務を命せらる、同十一年御小姓役を命せられ、文政五年表方勤務に轉じ、同八年東多田御番所に勤務し、同十

一年十二月より十三年三月迄山奉行助役を勤め、天保十年深浦御番所詰三ヶ年を命せられ、弘化二年三月御金奉行となる、此間藩主に従つて江戸に勤務すること亦數回、君、奉公の餘暇國學の研鑽に努め、本居大平の門人として和歌を修む、現に裔孫安戸平一郎氏の藏する所の歌集及文集に徵するも、斯道の造詣淺からざりしを知るに足るものあり、其他詳傳を得ず、安政三年八月二十三日病て歿す、年凡七十。

安藤觀生

諱は知敬、字伯容、觀生と號す、通稱勝吉、後父の通稱を襲ぎて新助と稱す、毅軒の子なり、母は西河氏、寛政元年正月廿五日を以て宇和島に生る、文化六年初めて講書を命せられ、同年父歿して家を繼ぐ、同年七月普教館の素讀指南方を命せられ、同十三年七月學大に進みたるの故を以て、更に普教館の儒員となる、嘉永七年（安政元年）十一月廿一日病て歿す、年六十六、船山氏を娶り二子あり。長子知忠家を嗣ぐ、次子信重は出で佐久間氏を嗣ぐ、

奥山鳳鳴（不破弘平）

君は我が宇和島の人、名は操、字は存中、鳳鳴は其號なり、通稱を弘平と稱す。藩士奥山某の第二子。人と爲り崛起、毀譽榮辱顧慮する所なし、少にして出で、不破氏を嗣ぐ。既にして自ら

他族を襲ぐの非を悔ひ、籍を脱して本姓に復す、後小松に遊びて近藤篤山に學び又大阪に遊びて越智高洲に學び、傍ら時務を練習す、慨然、經世を以て任となす。詩あり曰く「一架詩書三尺劍、潜然憂世臥丘園、同人若問生涯事、遙指青天笑不答」と。又人に謂て曰く、當今士風懈惰、天下皆酣醉の人の如し、我れ一々其頭に針せん、乃ち四方を周游す。其游ぶや、正服は

（奥山鳳鳴遺墨）

道之浩々何處下手云々



唯木綿の單衣一襲のみ、極寒と雖も又加へず。一日某處にあり、風雪に會ふ、士人數輩あり、縱飲暖を取り、輿に乗じて盛に兵を談す、君乃ち之れに謂て曰く、公等兵を以て何物となすか、兵の事たる、野處草行、霜に坐し、雪に臥す、其苦難、豈統袴者流の興り知る所ならんや、然るに今公等、風に逢へば則ち衣を加へ、雪を見れば則ち酒を呼ぶ、一寒にだに怯なること此の

如し、况んや死生に於てをや、而して猶兵事を解するかと、衆赧然として語なし。君、到る處帷を下し經を講ず。而かも章句を云爲するを屑しとせず、且音吐凜冽、辞氣慷慨、聽くもの踊躍す。是を以て名聲到る處に高し。後、居を彦根に卜す。彦根に醫師高橋某あり、遂に其女を娶る。天保年間宇和島に歸る、蓋し國恩に報せんとするなり、然れども事、志と違ひ、復び彦根に赴き更に江戸に遊ぶ、後更に京師に移り醫師新宮某の家に客たり。會々盛岡藩、國用匱乏を告げ、其老臣大橋某、新宮氏に貯蓄あるを聞き、往て之れに借らんとす。新宮氏之れに謂て曰く、子國を憂ふるか、我れ將に經國の良器を貸さんとす、善く之れを用ひば、奚ぞ管に萬金のみならんや、良器は即奥山生なりと。某大に喜び即君を迎へて歸る、侯、賓師を以て之れを遇し、詢ふに國事を以てす、頗る提救する所あり、後、侯大府に朝するとき君亦之れに従ふ、途にして病を病み、江戸の邸に抵りて遂に起たず、時に年四十有余。侯之れを芝の金地院に葬り題して『鳳鳴奥山先生之墓』と云ふ、君の再び國を出づるや、慨然として其徒に謂て曰く、我不幸にして力を故藩に致す能はず、今は則ち已む矣と、遂に涕泣國城を拜して去る、後、仕を勸むるものあれば則辭して曰く、我れに舊主の在るあり此れを捨て、他に仕ふる、恐ぶ能はざる所なりと、其盛岡に聘せらるゝ蓋し本意とする所にあらざりしなり、

著はす所、四均誌、赤子問答、豫備説あり、皆時事の急務を言ふ（下畧）

以上 齋藤明氏の『奥山鳳鳴傳』に據る、

三 好 應 山

名を三郎兵衛と稱し、應山と號す。寛政四年を以て宇和島本町に生る。家は累代町頭役、並に紺屋頭取を勤む。土佐鉄山の門に入りて書を習ひ、技熟するに及び、自ら京風の畫工を以て任じ最も人物を得意とせり。二子あり長男に家督を譲り、次男の應岸に技を授けて分家せしむ、嘉永二年十月二日卒す。年五十八。

都 築 燧 洋

諱は操、字は公執、燧洋と號す。通稱は織術、松山領且村、月原與七郎の第二子なり。寛政七年乙卯を以て生れ、文政八年乙酉年三十一にして鳳栖都築訓治の嗣となり、遊學して頼惟柔（杏坪）に學び、業成て國に歸り、金子春太郎と共に藩學明倫館の教授となる。文久二年壬戌正月廿三日病を以て家に歿す。享年六十有八。子藤太、鳳陵と號す、萬延元年十二月二十八日にして歿し嗣を缺く、依て末廣氏の子温を以て嗣とす、

僧 晦 巖



(巖 晦 僧)

師、諱を道廓といひ、晦嵩と號し、別に萬休と稱す、伊豫國宇和島金剛山大隆寺の僧也、寛政十年宇和島に生る、藩士田中安兵衛の子、文化四年正月廿八日出家し佛選寺に入り寛堂和尚に師事す、時に年十歳。十八歳にして筑前國博多の聖福寺仙崖に侍して教乘を學び、既にして郷に歸り、西江寺杭州に勸められて鎌倉に到り、圓覺寺の誠拙に依る、時に年二十二、後又清蔭淡海の鉗鎚を受け、遂に淡海の印記を受く。後、一時京都に入りて諸宗の學林を叩き、奮然として放吟して曰く、五條橋邊回首望、東西南北愚僧多。と常に宗門の衰替せるを慨き、宿弊を矯正して別に家風を立てんと欲し、學徒をして専ら文字禪を修めしむ。當時宗門に教乘を説く者多くは晦嵩の門より出づ、晦嵩は機鋒峭峻棒喝交も下る、而も善く學者の根機に隨ひて諄々として誘誨す。此を以て會下に人を得ること最も多く、他の宗匠の及ぶ所に非ず。其の宇和島に抵り大隆寺に入るや、藩侯伊達宗紀深く晦嵩を敬信し、之を待すること太だ厚く、寺を過る毎に談論に晷を移して去りき。宗紀既に老を告げ潜淵館を作るや、晦嵩のために別に一室を設けて之を請したり。晦嵩平生勤王の志ありて、志士等

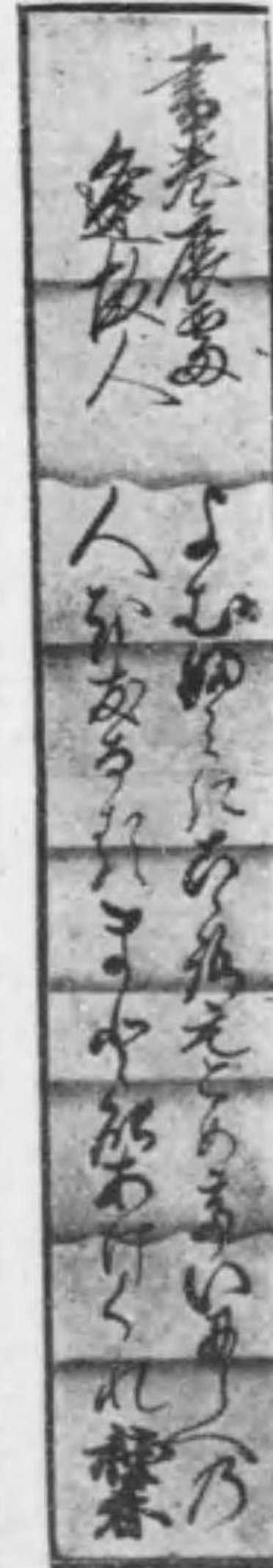
の間に斡旋する所少なからず。伊達宗城の王事に盡力するに當り、之を扶けて公郷及勤王諸藩主の間に往來し、秘密の使命を齎したるは實に晦嵩なりしなり。備前の藤本鉄石曾て同志を募らんと欲し、書畫を以て伊豫に遊ぶ。思へらく豫州人才多しと雖も藩侯宗紀と晦嵩より勝れたるはなし、此の二人を説かば吾が事成らんと。先づ晦嵩を説かんとて金剛山に上りて相見す、鉄石大に其の學徳兩つ乍ら高きに服し、遂に弟子の禮を修む。晦嵩平生未だ曾て金錢の事をもて口に上さず、又手にだも觸れたることなし、其の司計の者と雖齋時にあふにあらざるよりは言の阿堵物に及ぶことを得ざりきといふ。晦嵩梵相端嚴、音吐亮々として鐘の如く、眼光炯々として目を視るも眩せず、雙眉に一莖の脩毛あり、蹠心平滿にして大の字の如き文あり、參徒往々之を紙に印せんと請ふ、乃ち之を諾し、兩脚を展へて微笑して曰く、また復た黒佛となすかと、其の印する所はみな判然として彫刻するものゝ如し。晦嵩の病あるや、伊達宗紀屢々侍臣をして問はしめ、又末期の墨蹟を求む、晦嵩使者を前に延き數紙に書して之に授く、宗紀歎して曰く筆力勁健にして敢て重病を抱く者に似す、且つ氣韻の高雅なる到底吾輩の及ぶ所に非ずと。晦嵩夙に好んで楞嚴經を讀む。晩年に及んで楞嚴吐說鈔を著はさんとし、既に草を起して三卷を成し、病中侍者をして筆硯を捧げしめて、自ら楞嚴經を取り之に註し、一句既に畢り筆を投じて床に就き、寂と示す。時に明治五年八月二十三日なり。世壽、七十

又五。

小澤種春

東陽と號す、字は子敬、攝津國今津村の人なり。寛政十二年九月十二日を以て生る。父を宗清と云ふ。幼にして父母を失ふ。初め大阪懷徳書院に學び、後、京師に入て三條公の家士となり、其愛撫を受け、秘藏の朗咏集を賜はる。既にして病を得て、親戚なる伊豫國宇和島領内泊浦小澤久右衛門の家に寄寓して育英に従事せり。就て學ぶもの百餘人に及ぶ。安政年間又出で、京

(小澤種春遺墨)



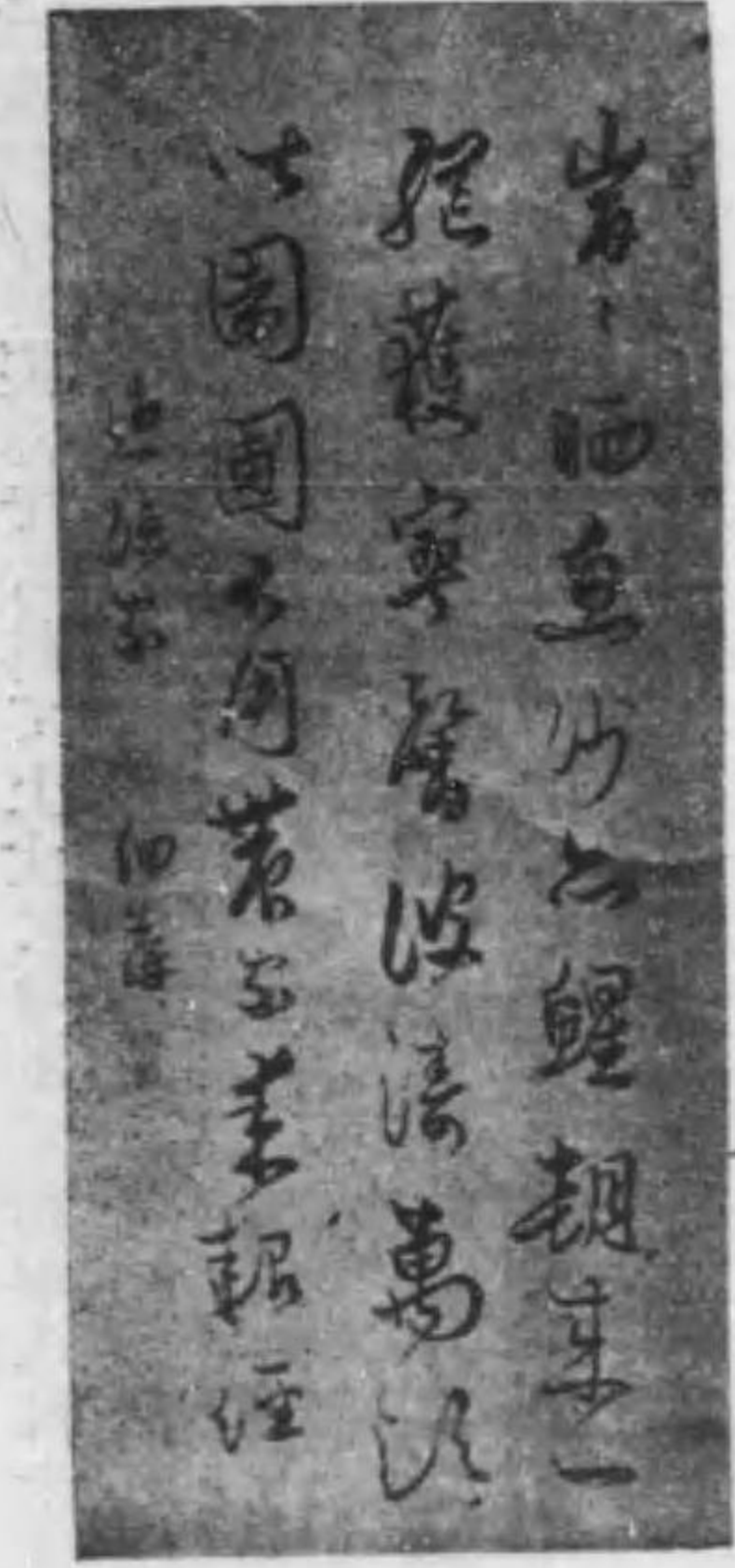
師に上り、嵯峨天龍寺にありしが、幕吏の爲に退去を命せられ、内泊村に歸り、専心教育に従事せり。而して其徒を導くや懇切丁寧にして、修身、國語、地理、歴史、算術等を併せ授け、謠曲插花に及ぶ。然れども其主眼とするところは忠君愛國にあり。郷党之に服し、徳化益行はる。明治四年二月三日逝く。明治三十六年の忌日に際し門人等其の舊舎前に頌徳記念碑を建つ。

都築花守

君は寛政の末年頃に生れたるが如し。北宇和郡寄松庄屋都築勘兵衛の第二子、壯年にして出で、宇和島藩士都築氏を嗣ぎ、九右衛門と稱す。諱を行敏と云ふ郡奉行所に關係し、又中見役たり。國學の造詣深く、又、插花點茶の道に明かなりき。退隱して百花園花守と號し、専ら文筆其他の雅事に親しむ。明治六年病を以て歿す、現宇和島運輸會社長堀部彦次郎氏は此の人の實弟直之亟君の子に當れりと云ふ。

金子篁陵

諱は晋、字は必大、耻堂と號す、(別號細萍又篁陵)文化三年丙寅十一月廿一日生る。幼にして



(金子篁陵遺墨)

學を嗜む。文化七年八月廿七日、年十九にして大阪に遊學し越智士亮に學ぶ。業成りて國に歸り、藩學明倫館の教授たり。於是尾藤二州の學風大に藩學に行はると云ふ。郷校則の改正は多く君の規劃する所なり。嘉

永庚戌の春擢んでられて上士となる。此年八月十日病て歿す。享年四十五、

僧 龍 谷

師は文化九年壬申十月廿八日を以て香川縣香川郡高松に生る。父は同藩土にして小西七兵衛と稱し、師は其二男なり。幼にして佛門に入り、長して武藏國寶林寺に入り伽陵老師に就て禪機を修し、二十四才にして伊豫宇和島金剛山大隆寺に來り、晦巖和尚の門に入る。此時既に老僧の態ありきと云ふ。時に天保六年なり。晦巖既に文學禪者として名あり、其門下の師、勿論博學多才又書道に達せり。

安政二年正月十七日、晦巖隱居するに當り、師は首坐高弟を以て衣鉢を繼ぐ。爾後、晦巖の國事奔走の間、内外之れを補翼したることは宗門の事以外、記す可きものなるべし。明治十九年十二月廿七日寂す。年七十五。寂するに先つこと數月、玉林祖音師は師の禪文三十七篇、禪偈四十首及禪詩六十首を輯めて止啼金と題し、乾坤二冊を出版す。以て師の遺墨と稱すべし。伊達圖書館に藏す。

八十島 中

(既記、八十島治右衛門傳參照)



(中 島 十 八)

君は文化二年乙丑五月十三日を以て宇和島藩醫士倉仙西の家に生る、其第二子なり、母は松根氏、幼名良松、後中と改む、姓は源、名は崇副、栗丸又は栗翁は其雅號なり、幼より文武兩道に志し、殊に弓馬槍劍の術を勵み、就中槍術は其最も長する所、二十有餘歳にして既に其濫奥を

極め一藩上下の矚目する所となる。

其勤書(履歷書)によりて履歷の大概を録せんに

一、天保四年癸巳六月槍術修業、松山表へ罷越、修業中扶持方二人分を給せらる

此時先公村壽公より鎗術廻國被仰付旨の御直書と共に御手自ら鯉蒔繪の御杯を賜はり一藩の

面目を發揚すべき旨獎勵せらる

又御當主宗紀公よりも御手自ら懷中を賜はる

一、天保七年、八十島半七親明名跡相續被仰付御扶持切米四人分二十俵、虎之間御奉公を被命

一、天保八年丁酉虎之間目付役兼學校目付被仰付御役扶持二人分

一、天保十年己亥富澤町西河與兵衛上ヶ屋敷拜領

- 一、天保十一年庚子七月江戸詰被仰付
 - 一、天保十二年辛丑御金奉行助役被仰付御役扶持二人分
 - 一、天保十四年癸卯歸國
 - 一、同年大阪御目付被仰付百石高外役料十俵
 - 一、弘化二年乙巳大阪目付御免歸國
- 山奉行被仰付都合五十五俵
- 一、同年改選流（鎗術）世話方被仰付
 - 一、弘化四年丁未七月文武世話方被仰付
 - 一、嘉永四年辛亥御取次格被仰付
 - 一、同五年壬子半紙方引受頭取被仰付
 - 一、同六年癸丑後隊使番被仰付
 - 一、安政四年丁巳依願文武世話方被差免
 - 一、萬延元年庚申依願半紙方引受頭取被差免
 - 一、文久三年癸亥武術頭取差添被仰付
 - 一、慶應元年乙丑後隊使番被差免

- 一、同二年丙寅鐵砲頭格被仰付
- 一、明治二年己巳武術頭取差添被差免
- 一、同年隱居

斯くして明治七年甲戌十二月十七日病て家に歿せり、時に年七十、配は井關又右衛門盛樹の女、後配は細川官左衛門の妹ツネとす、嗣子長男行藏今亡し、嫡孫八十島親徳氏は東京高商の出身にして現に澁澤男爵家に理事たり、同樹次郎氏も亦東京高商の出身にして現に堀越商會にあり、同盛三郎氏は宇和島町吉田百三氏の嗣子となり夙に陸軍に入りて秀才の聞へありしが三十七八年役旅順に戦歿せり、櫻井氏著「肉弾」中に記されたる吉田盛三郎氏即是なり。

高橋省三

世々鎗術を以て吉田藩の師範役たり、當時鎗術は一般に鹿兒島藩梅田某に學びて印可を受くるを例とす、省三に至り別に一家を成す、省三門人と較するに常に面を着けず、（武藝者仮胃を謂ふて面とす）高足古谷榮次郎一日告て曰く、請ふ面を用ひよ、小子氣甚だ満てり恐らくは師を傷んど、省三肯かず、曰く余が身上の一所を突くことを得ば汝に印可せんのみと、榮次郎遂に鎗を揮て其齒二枚を摧く、乃ち喜て之を印可す、省三一貧洗ふが如く壁落ち屋漏るも敢て意